

農家收支の總覽

農家一戸當  
一人當收支

地租金納に依  
る農産物の商  
品化

第一編 縣政の整備

別は二十六萬一千五百二十一町二段を占め、耕地一段に對し一段二畝十步餘の作付をなしてゐた。之より生ずる収入總額七百二十七萬七千二百六圓であるが、農家の負擔額は百九萬六千六百六十五圓(耕地々租七十六萬一千七百六十二千五百四圓耕地に係る市町村費七萬五千五百十八圓公儲金一萬六千八百七十七圓)を算するから、差引六百十八萬五千四百一圓の所得となつてゐる。然るに一方十四萬六千六百九圓の貯蓄を差引くも、百九十六萬二千七百九十六圓に上る農家負債があることを忘れてはならぬのである。今以上を農家一戸當及び一人當にすれば次の如くなる。

田畑	一町一反四畝二三步餘	(一戸當)
作付反別	一町四反一畝〇三步	(一人當)
收入	三九圓四一錢六厘	
負擔	五圓九四錢	
所得	三三圓四七錢六厘	
貯蓄	一圓四二錢五厘	
負債	九七錢四厘	
淨所得	二反四畝〇二步	
淨負債	二反九畝二一步	
淨貯蓄	八圓二六錢七厘	
淨負擔	一圓二三錢四厘	
淨所得	七圓〇二錢一厘	
淨負債	二圓三九錢六厘	
淨貯蓄	一六錢七厘	

當時の農家經濟を米作に就て見れば、地租改正以後、舊來の物納が金納となつた爲めに、農産物價額は市價の左右する所となり、従つて一般に米作は甚し

明治十年代に  
於ける農家經  
濟の推移

通貨收縮と農  
村不況

地方費の増嵩  
と天災

明治二十一年  
本縣米作收支  
計算表  
薩摩國

く貨幣經濟の變動を蒙るに至つたといはれる。その大體の推移に就ては、既に若干觸れて來たが、明治十年以降不換紙幣の發行増大を原因とする農産物價額の昂騰により、同十二・三年に於ては農産物賣買に相當の活氣を呈した。然るに同十四年以來通貨の收縮は、ひとり經濟界に一大變動を來せるのみならず、農産物價額の下落を惹起し、農村は反動的な不況の打撃に喘いだのであつた。加之、この期間地方稅協議費の増大があり、本縣に於ては打續く暴風雨の打撃があつた。この爲め、農家の購買力消耗は其極點に達し、農業生産資材の不足肥料投下の不足は愈々、農作物の減收を結果した。この明治十三・四年來數年引續いた不況が漸く回復したのは十九年頃よりで、二十三年頃に至つて、前記通貨收縮による農家經濟の悲境は漸く順調に好轉するに至つた。明治二十一年に於ける本縣米作收支計算表(反當、但小の場合)は次の如くなつてゐる。

薩摩國	(支)	(出)
小作料	四・八〇	一石二斗
器具損耗料	〇・〇五	器具費五〇分一
種子	〇・二〇	種籾一斗
苗代拵、蒔付及苗取	〇・二四	二人 一人二付一二錢
整地 耕鋤	〇・四六	三人 一人二付一二錢
插 苗	〇・三六	三人 一人二付一二錢



第一編 縣政の整備

三六〇

除	草	〇・七二	一番二人	一人=付一二錢
施	肥	〇・二四	元肥一人	同右
肥	料	二・二二	石灰四石	一石=付五錢
同	運搬費	〇・一五	馬六駄	一駄=付二錢五厘
支出合計 一圓一四錢				
收入合計 六圓六〇錢五厘				
收支比較 損益 四圓五三錢五厘				

〔注〕 支田の部揚田人夫二十六人、牛一頭、馬二十四頭の賃銀計三圓八十二錢は即ち農家の米作一段歩に係る労働の報酬なり、裏作は裸麥にして七斗三升の收穫を得、土地に係る公費總額金二圓九十五錢、其内譯左の如し

除	草	〇・五四	一番二人	一人=付九錢
施	肥	〇・三六	元肥一人	同右
肥	料	三・四四	人糞八石	一石=付九錢
同	運搬費	〇・一五	馬六駄	一駄=付二錢五厘
支出合計 一〇圓五三錢				
收入合計 六圓五二錢五厘				
收支比較 損益 四圓五三錢五厘				

小	作	料	三・六五	一石	一石=付四圓
器	具	損耗料	〇・二〇	器具費五〇分一	一升=付二錢五
種	子	〇・一五	種籽六升	一升=付九錢	一升=付二錢
苗	代	蒔	〇・三六	三人	一人=付一二錢
及	苗	探	〇・六〇	五人	一人=付一二錢
整	地	耕	〇・一八	二人	一人=付九錢
插	苗	〇・四八	四人	一人=付一二錢	一人=付一〇錢
除	草	〇・六〇	三番二人	同右	同右
支田の部揚田人夫二十九人の賃銀三圓九錢は即ち農家の米作一反歩に係る労働の報酬なり、裏作は裸麥にして六斗の收穫を得、土地に係る公費總額金二圓十四錢、其内譯左の如し					
町村費 一六錢					

日向國

收	納	一・〇五	刈取二人	一人=付九錢
玄	米	一石五斗	五・四五	一石=付三圓六
層	米	五升	〇・九〇	一升=付一錢八
〔注〕 支田の部揚田人夫二十九人の賃銀三圓九錢は即ち農家の米作一反歩に係る労働の報酬なり、裏作は裸麥にして六斗の收穫を得、土地に係る公費總額金二圓十四錢、其内譯左の如し				
町村費 一六錢				
支出合計 一〇圓五三錢				
收入合計 六圓五二錢五厘				
收支比較 損益 四圓五三錢五厘				

第五章 産業

三六一



(収入)

玄米	一石三升三合	三・七七八	一石三付	三・四〇〇
米	六升	〇・一六二	二升七付	二・二〇〇
粟	五〇束	〇・四〇〇	一〇束二付	一・〇〇〇
			八錢	〇・〇八〇

収入合計	四圓三四錢
收支比較	損益
	四圓〇一錢二厘

〔注〕 支出の部掲出夫夫三十一人賃錢計三圓四十四錢は即ち農家の米作一反歩に係る労働の報酬なり、裏作なし、土地に係る公費總額一圓二十錢四厘、其内譯左の如し

地租 八六錢 地方税 二七錢五厘 町村費 六錢九厘

自作農の場合

右に據れば、米作一段當收支狀況は、小作農の場合に於て、薩摩では四圓五十三錢五厘、大隅では四圓五厘、日向では四圓一錢二厘の損失となつてゐる。然し注記せる如く、支出の内努力駄賃を凡て農夫自身が之を行ふものとすれば、その損失は薩摩七十一錢五厘、大隅九十一錢五厘、日向五十七錢二厘となる。自作農の場合は、總てに於て條件が異なるから、前表を以て直に類推し難いが、右表中支出の部より小作料を控除し、土地に係る諸公費を加ふれば、同條件で薩摩は二圓六十八錢五厘、大隅は二圓四十九錢五厘、日向は二圓五十一錢五厘の差引損失となる。但し總ての努力駄賃を自辨するものとすれば、薩摩一圓十三錢五厘、大隅五十九錢五厘、日向九十二錢五厘の所得があり得るのである。

他府縣との比較

畑作物收支計算表

普通農作物

△印損失

種別	支出			收入			收支計算		裏作
	小作料諸費	肥料代賃	銀	計	收穫同代價	其他計	實銀を控除せる場合	實銀を控除せる場合	
大麥	二・八〇〇	一・一八四	一・八〇〇	六・六三九	一・八〇〇	一・八〇〇	△五・一七九	△三・三三九	甘藷
小麥	四・〇〇〇	〇・二五五	〇・八五五	六・八〇〇	一・〇〇〇	二・五八〇	△四・三三三	△二・四三三	菜種
裸麥	〇・八〇〇	〇・〇六〇	〇・八五五	三・四九五	〇・六八〇	一・六九三	△一・八三三	△〇・二三三	甘藷
蕎麥	〇・四〇〇	〇・〇三〇	一・三三三	二・一六六	〇・一〇〇	一・〇五五	△一・九二二	△〇・六二二	菜種
粟	一・八〇〇	〇・〇五二	一・八〇〇	六・九二二	二・二〇〇	三・九〇〇	△二・八九一	△〇・一九一	小麥
大豆	一・二〇〇	〇・〇二四	〇・六〇〇	二・〇〇四	〇・六五〇	二・四三三	△〇・四七七	△一・〇七七	粟
蘿蔔	一・九三〇	〇・四四〇	二・一〇〇	五・五五〇	二・〇〇〇	六・〇〇〇	△〇・四五〇	△一・五五〇	裸麥
甘藷	〇・八六〇	〇・三三〇	二・四四〇	三・七九〇	四・六〇〇	四・六〇〇	〇・八九一	三・三四〇	裸麥
青苧	一・六〇〇	〇・三三〇	一・四〇〇	四・五〇〇	八・五〇〇	一〇・四七〇	五・八九〇	七・〇九〇	



特用農作物

種別	支		出		計	收		入	收支計算		裏作
	小作料諸費	肥料代賃銀	收穫同代價	其他計		貸銀を控除せざる場合	貸銀を控除せる場合				
菜種	0.910	0.050	1.500	1.400	3.610	0.300	2.160	2.160	△ 0.310	0.556	甘藷
甘蔗	1.450	0.430	0.950	1.430	4.380	6.000	4.393	4.393	0.087	1.556	甘藷
綿	1.000	0.450	0.900	2.400	4.810	3.800	4.940	4.940	0.130	0.556	大麥
大麻	2.400	1.340	5.550	4.950	14.000	9.100	12.740	13.140	△ 0.940	3.996	粟
煙草	1.110	0.110	7.000	4.640	13.800	16.400	16.819	17.319	△ 0.940	4.559	粟
蠶	—	—	—	5.600	25.700	20.300	25.500	25.500	6.600	11.100	粟

〔備考〕支出の部諸費は器具損耗料、種子、製造費(大麻)、蠶種代・桑代(養蠶)、雜費なり、甘蔗のみは大隅國  
 即ち賃銀を控除せざる場合、大麥・小麥・裸麥・蕎麥・粟・菜種・大麻に於て損失であり、又賃銀を控除すれば、  
 り、大豆・蘿蔔・甘藷・青芋・甘蔗・綿・煙草・養蠶に於て所得があり、之を要するに、普通作物に於て概ね損失を招くも、蔬菜及び工藝作物に於ては殆んど利得を生じたことが知られる。即ち本縣の農家經濟は、米作その他普通作物のみでは到底收支相償ふを得ず、園藝農作物及び特用作物に依つてのみ、其損失を補填することが

普通作物は損失、園藝作物は所得

養蠶の利潤

出來た。此事は又一般の通例でもあつたが、園藝・特用農作物の栽培は比較的進歩的農家に多く、勞力に對し金肥を要し、且つ商業的作物として價額に變動が多かつたことは、此際考慮せらるべきであらう。猶ほ前表中養蠶の利得が甚だ高かつたことは、農家副業として一部農家を潤したものと考へられ、十八、九年以降當局に於て、極力之が獎勵に努めたのも理由ありとすべきである。前述の如く、明治十四年より十八年に於ける農業恐慌は、農村に於ける購買力の消耗、金融の閉塞を其特徴の一としたが、その稍好轉せる明治二十一年當時に於いても、本縣農家の土地賣買件數は四萬二千三十六件、その反別八千五百九十町七段餘、代價四十六萬八千九百一十一圓五十九錢餘に上つてゐた。また土地の書入・賣入件數は一萬八千二十五件、其貸借金高五十八萬六千九百五十六圓、同受戻金高二十四萬一千四百四十一圓、年末現在貸借金高百五十八萬七千七百六十八圓に達してゐた。當時農家資金の貸借は、多く地所或は收穫物を以て抵當とし、其期限は六ヶ月、或は年末に收穫米を以て返濟するを普通とし、其利子は一割五分乃至二割内外とされてゐた。また肥料の購買は通常現金拂であつたが、其貸借も間々行はれた所で、其場合も收穫物を以て抵當

土地賣買・書入・賣入の状況

農家貸借の慣行



小作關係

郡市別小作料

とし、收穫の時一割五分乃至二割の利子を問屋に返附するの例であつた。最後に地主對小作人の關係に就ては、當時の本縣では二者の間其權勢に著しき相違があつた爲め、敢て紛争を生ずる等の事例なく、其貸借の如きも殆んど全部が口約束をなすに止り、小作證書作製の場合には稀有とされた。小作米は地方に依り一定しないが、反當五斗乃至一石迄を普通とし、納付期限は年末とするのが最も多かつた。左に米に就き、各郡市別小作料を掲げてをく。

郡市名	最高	普通	最低
鹿兒島市	一・四〇〇	一・〇〇〇	〇・六〇〇
鹿兒島郡	一・五〇〇	〇・八〇〇	〇・四〇〇
谿山郡	一・二〇〇	〇・九〇〇	〇・六〇〇
給黎郡	一・四〇〇	〇・九〇〇	〇・三〇〇
揖宿郡	一・四二〇	〇・八〇〇	〇・二四〇
穎娃郡	一・〇〇〇	〇・八〇〇	〇・四〇〇
川邊郡	一・八〇〇	一・三〇〇	〇・四五〇
阿多郡	一・六〇〇	〇・九〇〇	〇・四五〇
日置郡	二・七〇〇	〇・九〇〇	〇・四〇〇
高城郡	一・二〇〇	〇・七〇〇	〇・四七五
薩摩郡	一・三七〇	〇・七六五	〇・五一七
南伊佐郡	一・一七五	〇・六六二	〇・二六九
北伊佐郡	一・二〇〇	〇・六〇〇	〇・三〇〇
甌島郡	〇・六五〇	〇・三〇三	〇・二五五
菱刈郡	一・二〇〇	〇・六〇〇	〇・〇三〇
出水郡	一・六〇〇	一・二〇〇	〇・三〇〇

明治十八年小作慣行  
本縣小作の種類  
甌島の半小作  
直小作・別小作

名田小作

始良郡	一・二〇〇	〇・六〇〇	〇・四五〇
桑原郡	一・六五〇	〇・二五〇	〇・三〇〇
西嶮嶮郡	〇・六〇〇	〇・三〇〇	〇・三〇〇
東嶮嶮郡	〇・五〇〇	〇・一八〇	〇・二八〇
肝屬郡	〇・六〇〇	〇・三〇〇	〇・二〇〇
南大隅郡	一・二四〇	〇・七八〇	〇・二四〇
北大隅郡	一・四〇〇	〇・三〇〇	〇・一五〇
熊毛郡	一・四〇〇	〇・三〇〇	〇・一五〇
馱謨郡	一・二五〇	〇・七三〇	〇・二八〇
南諸縣郡	〇・四〇〇	〇・一八〇	〇・〇四〇
大島郡	〇・五九五	〇・四四八	〇・三三〇

なほ明治十八年四月農商務省第一二號に依て、本縣が各郡別(大島馱謨二)に小作慣行を調査した所に據れば、縣下の小作種類は大體直小作・別小作・永小作・名田小作家守小作・受負小作・入小作の七種であつて、甌島郡上甌島郷に於てのみ半小作が存した。直小作は、別小作と共に質入・書入の場合、最も多く見られた所で、自己所有の田畑を質入し、質地年季中地主直に小作するを云ひ、別小作はこの場合地主に係らず、金主より別人に小作せしむるものを云つた。永小作はいふまでもなく無年季、數十年間小作せしむるもので、日置・阿多・給黎・揖宿・穎娃・川邊・高城・出水・伊佐・薩摩・菱刈・嶮嶮・始良・桑原・南諸縣の諸郡は何れも之を報告してゐる。名田小作は自己所有の田畑を小農に作らせ置くを云ひ、其年季二



家守小作

受負小作

入小作

小作の期限

小作米分配の率

納期

十ヶ年以上に渉る場合は永小作に准じた。前記諸郡の内日置郡を除き、外に大隅・肝屬郡にも見られた。家守小作は大地主に於て見られた所で、小作地を管理せしむると共に、その内何反歩かを之に貸與して家守給となすもので、谿山・菱刈・贈嶽・始良郡に存した。又受負小作は小作年季を定め、租稅諸雜費を見積り、其地を一手に引受けて小作し、更に細分して小農に又小作せしむるものを云ひ、谿山・高城・出水・伊佐・薩摩・甑島・菱刈・贈嶽・始良・桑原各郡に多かつた。入小作は他村民を小作に入るゝ場合で、其分布は日置・阿多・給黎・揖宿・穎娃・川邊・菱刈・贈嶽・桑原・大隅・肝屬郡に互つてゐた。

小作の期限は概ね一年より三年乃至五六年で、小作米金分配の割合は十分の四(地)六(小)、(山)阿多・高城・出水・伊佐・薩摩・以上四郡、(川)邊・高城・出水・伊佐・六・三・半、(日)七・三、(贈)嶽・三・七、(川)邊・五・五、(阿)多・高城・出水・伊佐・薩摩・以上六郡、(田)菱刈・五・分・半、(大)三・分の一、(熊)毛・肝・五・分の一、(肝)屬の各種で、亦田畑により一定しない。上甑島の半小作の場合は植付より收穫迄小作人負擔し、實熟の際地主・小作人立會ひ、刈揚抽籤して兩分する慣例であつた。但し一般に反別に依らず、地質の善惡、沃瘠を考慮して、五ヶ年間平收高により、出來高を配分するが如きは、古くより行はれた所である。次に小作米金の納

豊凶に依る措置

怠納處分

夫食種籾の貸否  
半小作の特例

期は、收穫後八十日(鹿)兒・同五・六十日(高)城・出水・伊佐・薩摩・同三十日(谿)山・上甑島・菱刈・贈嶽・同十五日(肝)屬十一月限(日)置・谿山・陰曆十二月限(阿)多・給黎・穎娃・川邊・菱刈・贈嶽・十二月乃至翌年一月限(大)隅・等種々あつたが、嚴密に一定せざること勿論である。豊凶による増減には、一般に豊年と雖も増納することなく、之に反し凶年、殊に非常の天災に遭ふ時は、小作人の請によつて、其幾分を減納することが多かつた。又天災により潰地を生せし時の處分は、概ね地主の損失となるが、双方にて損耗を負擔するもあり、最初の約定による所もあつた。怠納處分に就ても一定する所はないが、屢、督責して示談の上翌年より收納するもあり、戸長の説諭を請ひ又保證人を立てることもあつた。併し、小作人に於て甚だしく怠納する時は、地所引揚は間々行はれ、田布施郷各村に於ける如く、怠納者の姓名、怠納の情況を詳記して各地主へ回牒する等、懲戒的措施をなすこともあつた。畑作に於ては、地主作物を取押へ、米價に換算して相當の額を納めしむることが多かつた。夫食種籾等の貸與は原則として行はれず、甚しき凶歲等に之を爲す時は、秋收に至り相當の利息(鹿)兒・島郡では籾一石に付(稻)一・半・六・升・五・合の割とすを付した。只上甑島の半小作に於て、地主より豫め籾種を貸與するを例としたことは、其成立を知る上に注意



小作地經費の分擔

解約

其他の慣行

米作

本縣米作改良の端緒

熊本縣下より農業教授人を

すべき條件であらう。小作地に係る經費は、その内大なるもの(諸税課田、水溝、建物修繕等)は地主、小なるもの(耕作路、生籬等)及び穀種、肥料は小作人の負擔としたが、大修繕には小作人は一般に勞力を提供した。次に解約は、概ね相對にて適宜に定め、繼年季を約すると否とに就ても一定の慣行はなかつた。肝屬郡では普通舊二月(甲)、舊三月(畑)限とし、地主の都合を以て解約する時は、年の始に當つて之を小作人に豫報し、若し挿秧後に係る時は、其年收穫の半額を償與することがあつた。その外小作地の質入、書入、賣買の場合の處理、耕作法、作物、肥料の制限等に關しては、特に著しき事例を見ない。只南諸縣郡に於ては、小作人の貧窮なる者に小作米の納付に便する爲め、月中定日を以て傭耕する慣例が間々行はれた。

三 農産物

米作は金納の制創つて以來、一般に米質、俵裝等粗惡に流るゝの風を生じ、従つて價額も久しきに亘り廉かつたが、舊藩時代以降明治初年にかけて本縣の米作狀況が九州各縣中の下位に居たことは蔽はれない事實であつた。斯くの如き狀態が稍改良の緒に着いたのは、明治十九年來のこと、言はれ、同年五月熊本縣山鹿郡より農業教授として春木敬太郎、米加田傳を招聘して、加世田

改良法の内容

馬耕法の利

明治十七年乃至二十一年稲作狀況

地方へ派遣し、専ら熊本縣下の農法に據つて試作を爲さしめ、亦馬耕用犁耕、鋤へら、鍬先、小鞍等の農具を移入して以來であつた。翌二十年、試作地を川邊地方に改置し、更に川内地方にも擴張した。然るに、之に刺戟されて、該地方に於ては、耕鋤に農具に肥料に改良の便を悟り、改良農具を新調するもの少くなかつた。且つ此の試作田による稲作成績は、隣地舊慣作に對し著しき成績を挙げたので、一般に注目を牽く所となり、改良法の信用を高め、漸次好況を呈したのである。この改良法は種子の精選、水選、鹽水選の勵行、植株の減少と距離の短縮、堆肥(大豆稈を鋤込む)の増加、馬耕法による深耕、及び排水法の實施であつて、殊に改良稻種として、右試験田に於て主として試作されたものは、神力、白玉、佐土原等で、在來種に比して平均反當神力は八斗一升、白玉は六斗一升の増收穫を挙げた。また改良法の一たる馬耕法に就ては、當時の成績に據れば、舊來の手耕に比し、一日耕作歩合五畝歩を増し、頗る好評を博したのである。

今期の稲作狀況を十七年以降五ヶ年平均に就て見るに、次の如くである。

(種別)

早 稻

中 稻

(町)

四、八二九・八

一六、九九八・七

(町)

八六二・九

二、九八七・一

(町)

一、〇四四・七

四、三三〇・一

(町)

六、七三六・四

二四、三一五・九



第一編 縣政の整備

作付歩合  
同上收穫高

即ち、晚中早稻の作付歩合は夫々四割九七、三割九四、一割〇九となつてゐるが、右五ヶ年中十九年の九千二百五十七町七段の減作を除き、他は何れも増作であつた。次に收穫高は左の如くである。

郡市別	粳		糯		陸		計		反當	
	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額
計	四三、〇五九・六	二、七二九・〇	六、七五八・一	三〇、七一九・二	一一、一三二・九	六一、七七一・五	六、七五八・一	三〇、七一九・二	一一、一三二・九	六一、七七一・五
晚稻	三三、三三三	八〇、六六六	三三、三三三	八〇、六六六	三三、三三三	八〇、六六六	三三、三三三	八〇、六六六	三三、三三三	八〇、六六六
中稻	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇
早稻	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇	一六、六六六	三九、〇七〇
計	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六
計	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六
計	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六
計	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六	一、五九、〇六六	三、五九、〇六六

郡市別裏作の有無

最後に、裏作に就て述べてをくと、次の如くである。(段位以下切捨)

郡市別	總反別	一毛地	二毛地以上反別
鹿兒島市	四、〇〇〇	一、五七〇	三、〇三〇
鹿兒島郡	一、五五五	一、三二九	二、四四三
計	五、五五五	二、八九九	五、四七三

反當收量

猶ほ反當收量を地方別に見ると、日置郡の三石八斗(郡内最高)を最高、馭謨郡の三斗五升(郡内最低)を最低とし、各郡平均は一石一斗三升(郡内平均)であつた。

明治十七年乃至二十一年平均麥作状況

麥作に於ける改良法

郡市別	反當		五ヶ年間増減(△減)	
	收穫高	價額	收穫高	價額
始良郡	二、八五五	一、三三六・四	△	△
桑原郡	一、六五八	八六・一	△	△
西嶺郡	二、六四八	一、四七三	△	△
東嶺郡	二、四七〇	一、三三六・四	△	△
肝屬郡	四、六八八	三、八四四	△	△
南大隅郡	一、八五五	五二・〇	△	△
北大隅郡	二、四三・八	二、四三・八	△	△
熊毛郡	八三・二	七五・〇	△	△
馭謨郡	一、七七三	一、七七三	△	△
南諸縣郡	一、五三三	八二九・四	△	△
大島郡	一、五三三	三六、五四七	△	△
計	二、三三・七	一、六七九・九	△	△

次に麥の作付反別收穫高價額は同上五ヶ年平均に就き次の如くである。

作付反別	收穫高		價額	
	收穫高	價額	收穫高	價額
大麥	一〇、八二一・一町	七、三三三	一四九、五五	〇・五三
小麥	二、三五一	三、八三四	一三、六〇八	〇・五三
裸麥	三、五九一	一三、五九六	三〇、八〇〇	〇・五三

當時縣下に於ては、種子の交換等を行ふもの少く、栽培法品質も劣つてゐたが、稍改良の緒に著いた十九年の成績(二十一年)を示せば、次の如くであつた。

第五章 産業



薩摩・高城二郡麥作成績表

(作付)	(地目)	(種類)	(一畝歩)	(種子量)	(株數)	(一步收穫)	(二段歩收穫)	(試作)	(人)
改良法	三等畑	赤裸	三合	二七	三合	九斗	高城郡宮内村	永里隆基	
舊慣法	〃	長裸	五合	三二	二合四勺	七斗二升	〃	同	人
改良法	四等畑	同	三合	四〇	三合四勺	一石二升	薩摩郡西手村	園田雄助	
舊慣法	〃	同	五合	二七	二合〇五才	六斗一升五合	〃	同	人

改良法に依る増收  
 麥作の改良法實施に就て、明治二十一年本縣農事調査は前掲五ヶ年間平均裸麥作付反別收穫高價額に對し、改良法は一斗八升乃至四斗五合の増收穫であるから、假に一斗八升を採れば四萬二千四百七十八石、其價額九萬三千八百七十七圓の利あるものとし、また種子の選擇に依る品質改善の増利益は三萬六千四百十五圓(三十錢)となしてゐる。

其他の農作物

普通農作物

普通農作物	作付反別	收穫高	價額	反當	五ヶ年間増減(△減)
蕎麥	一六、三五四町	六、四四五石	一三、三三三圓	〇・四三三圓	一八、一〇一町
粟	三三、〇〇一町	一、九、八六六石	三、五、三三三圓	〇・八三三圓	一四、六、六六一町
大豆	六、〇〇九町	二、八、〇〇〇石	一、三、九六六圓	〇・四六六圓	一、一、一〇一町

特用農作物

特用農作物	作付反別	産額	價額	反當	五ヶ年間増減(△減)
蘿蔔	一、九、九二町	一、三、八七五石	一、三、五五五圓	〇・〇〇八圓	九、七
甘藷	四、五、〇〇六町	九、三、三〇〇石	一、七、五五五圓	〇・〇一七圓	七、五、五五五町
青芋	七、三、三四町	九、三、三六六石	三、三、三四一圓	〇・三三四圓	一、二、一〇一町
菜種	三、三、三六町	五、一、一六六石	三、一、四六六圓	〇・四六六圓	一、四、六
甘藷	五、三、三四二町	一、七、五五六石	二、八、四八六圓	〇・〇一五圓	三、九、八
綿	二、八、三七町	一、一、八三三石	一、四、九九九圓	一、二、六四四圓	三、九
大麻	八、二、二七町	七、九七五石	六、四、一五五圓	八、四(貫)	八、二〇
煙草	一、六、四四二町	二、一、三六一石	三、三、一三三圓	〇・九六(斤)	△四、〇
茶	一、九、四四〇町	三、七、五七七石	一、〇、六八六圓	三、三(貫)	八、〇〇五・三

四 特用植物の試植と改良

明治初年國內に於ける諸物産振興の氣運が昂まると共に、外國產有用植物の輸入と試植が行はれ、又各府縣間に特有植物の交換が盛行した。之等の多くは、試験的栽培に止り、後來有用なる農作物として採用されるには至らなかつたが、而も固有諸農作物に對して大なる刺戟を與へたものであり、又之について述べることは、當時の農事思潮の一端を窺知するに極めて便である。

外國產有用植物の輸入と府縣特有植物の交換



本縣移入の有  
用植物  
大山縣令取寄  
せの外國種子

喜界島に試植

西洋麥の配付

明治十三年他  
府縣と交換の  
種實  
本縣送致の分

先づ本縣移入の有用植物中主なるもの、試植状況を見るに、曩に大山縣令はその在職中、兩度に互り勸農局を通じて外國より有用植物の種子を取寄せたが、その後の分に係る總計三百三十三種の多種に上る蔬菜、牧草の種子は明治十年勸農局に達し、同年冬本縣に届いた。之等はその後、縣勸業課に於て適宜苗木場その他へ試作し、或は又各地の篤農家に依託して播種せしめたのであつた。即ち十一年三月喜界島支廳長は、その内暖地適當の西洋蔬菜胡瓜、茄子、瓜、冬瓜、南瓜、蕪菁及び西洋牧草苜蓿、零陵香の種子の下付を請け、又同年四月大部分の蔬菜種子を縣勸業課より宮崎支廳並に各郷區戸長取扱所部内の篤志者へ少許宛配布したのである。

翌十一年九月、縣は勸農局に對して、西洋大小麥各種五石の下渡を請ひ、十月之を管下篤志者へ無償配付した。又同時に、大山縣令が先に輸入して試作せしめた内外植物が、丁丑の役に殆んど蕩盡せる事情を述べて、新に指定して内外植物の下渡を請ひ、翌年四月末勸農局に有合せの分無代價下渡を受けた。

當時他府縣との種實交換は、毎年行はれたが、今明治十三年に就て夫を見るに、本縣より送致の分は、東京農務局種育場、宮内省植物御苑を始め二十縣種實

他より購入の  
分

各種農作物試  
植改良の状況  
カロライナ米  
種の配付

菜種子の改良

の種類は五十三品に及び、本縣へ移入の分は、東京育種場の外、三府縣種類四を數へてゐるが、縣下より移出の主なるものは、鹿兒島郡の野餅稻種、野真稻種、白莖菜種、下田茄子種、黃糯粟種、揖宿郡の煙草種、大隅郡の櫻島蜜柑、川畑蜜柑、赤蜜柑、櫻島大根種、櫻島菜菔種、瀬葡萄種、山藍苗、贈啖郡の煙草種、美濃原菜菔種、國分大根種、肝屬郡の山藍、諸縣郡の稻種、柞灰茶實等で、他より購求のものは、堺縣の稻種三種、大阪府の羅漢松、千葉縣の糯粟、東京育種場の練馬蘿蔔等であつた。以下逐次各種農作物の試植改良状況を種類別に述べると、普通作物では前記西洋麥の外、十九年三月縣は、岩山農務局長より米國カロライナ米種、五升の配付を受け、之を管下各郡へ配布して試植せしめた。其結果は概ね發芽悪く、十分の二三或は六、七は腐敗したが、川邊郷に於て、畑地に播種の分は特に成績が良かったといふ。特用農産物では、十年前後縣下の菜種子栽培、反別著しく減少し、製油も他府縣よりの移入に仰ぐの状態にあつたのに鑑み、縣下第一大區一小區、山本雄右衛門は、良種を上方より買受け、各郷希望の者へ無代價を以て貸渡し、實熟の上相當代價を以て買取るの方法を計劃し、十一年十一月縣廳に對して、この事を管下一般へ諭達あらんことを出願し、勸業課も本人買入



落花生の栽植  
試製

れの上、更に見本を以て伺出づべきを指令してゐる。次に落花生に就ては、明治初年以來農務局に於て、その栽植製油に力を注ぎ、櫻田舊博物場に製造場を設くる等の舉があつたが、縣下に於て其栽植製造を試みたのは、加治屋町大山誠之介執印甚介の如き最も早いものであらう。彼等は十四年、試植製油の結果頗る良好であつたので、翌年には更に二十町歩を増植し、大に製油事業を興さんとしたが、販路未開の爲めに少からざる不安があつた。仍て同年二月、年製搾の油を肉類罐詰用として、農務局買上の特許を蒙らんことを出願し、縣に於ても、翌月農務局水産課へ對して品位鑑別方を照會した。この外、明治十一年四月勸農局より、本縣に試植用として配付された米國アップラント棉種は管下各郷篤志者へ分つて試培せられ、この内加世田郷に試植のものは、翌年二月の報告によると、同年兩度の風災に遭つて栽培半ばにして失敗に歸したが、僅に残つたものゝ成績は頗るよく、在來種に比して凡そ一、二倍の多量の結實を見たといふ。その後、十三年に農務局より試験の爲め本縣へ配布せられた米國棉種も各郡役所へ配布して栽培せしめた。その内勸業課試験場に於て、米國海島棉と同陸草棉の二種を試作したが、後者は一百貫に實綿三十七貫

米國産棉の試  
植

アップラント  
種棉試植の成  
績

大麻の改良

縣下第一の大  
麻産地は伊佐  
郡

農商務省員大  
麻栽製教師の  
派遣

五百匁割合の收穫を得、其綿絮は純白にして光澤あり、且つ纖維の強靱なる事は本邦草綿の比ではなかつた。又十八年五月、縣下篤志者へ配付のアップラント種は、國分向花村の山内俊延の報告に依ると、結實の季に當つて大風に損害せられたが、翌年播種の分は實綿四貫六百匁の收穫で、内國種に比し幹長大で繁茂頗るよく、早播の爲め梅雨に痛損することがなかつた。次に大麻の改良に就ては、特記すべきものがある。元來縣下は多額の麻を産出したが、其改良の端緒は明治十六年頃縣當局が栽培改良の急務を告諭し、また本縣主催の第二回九州沖繩八縣聯合共進會の刺戟に依るものであつた。當時縣下大麻の産地としては、伊佐郡を第一とし、日置郡、南諸縣郡之に亞いでゐた。今伊佐郡に於ける十六十七兩年の作付反別を見るに、全縣下の約三〇%を占めてゐた。而も第二回九州沖繩八縣聯合共進會の後、伊佐郡屋地村外七村の生産者は大に奮起する所あり、十七年四月初めて農商務省局員及び大麻栽製教師を派遣せられた。是に於て、その第一着手として、彼等は同郡屋地村外、薩摩郡白男川村等八ヶ村内に地を撰び、栃木縣下大麻栽製の法により改良に着手したが、その成績は大に良好であつた。この試製は翌年に繼續方を



販賣組合の組織

海軍省賣上本縣製麻の品位

明治初年の藍裁製状況

各地の藍苗場並に製造場

農商務省へ出願したが、允可とならなかつたので、縣では教師の手當其他費用の幾分を補助し、餘は生産者の協議費を以て支辨することとし、十八年四月再び栃木縣下より男女二名の教師を聘して該事業を繼續せしめた。之と同時に、各村を聯合して一組合を設け、規約を締結し、改良の製麻は悉く其組合に於て検査の上販賣せしめ、粗製濫造の悪弊を防止するに努めた。此改良によつて、前記八ヶ村に於て栽植した麻反別は九町一段六畝歩であつた。不幸同年は氣候不順、連日の降雨に災せられて、平年作より收穫を減じたが、同年の收穫を以て精製せるもの、内、上中下合せて三千餘斤を海軍省へ試験の爲め賣上げ、その成績は本縣上等は野州産下等の上、中等は同下等の中、下等は同下等の中中に當つたといふ。其後亦二十一年、縣は更に大麻改良費を補助し、男女二名の教師を栃木縣より聘し、試験地を肝屬郡に卜して改良法の擴張を計つた。次に本縣特産たる藍の産地は佐多大根占、小根占等を主とし、大島其他南島にも固より豊富であつた。殊に佐多に於ては、廢藩後も藍の製造場が存し、縣勸業課に於て指定栽植製造人を命じて之を經營した。その他苗場は小根占大濱並に凡峯の二ヶ所に縣の許可地があり、佐多、小根占、大根占、牛根に製造場

十一年頃の産出高

丁丑役を境として荒廢す

本縣産山藍の移出状況

があり、櫻島にも苗分植付場があり、たゞ大島を始め屋久島種子島其外七島の山藍も未だ充分開發はされてゐなかつたが、其産出額に於ては最も多かつた。その外、内之浦、垂水、喜入、今和泉、指宿、山川、穎娃、加世田、出水、長島等の溫暖の各郷には何れも多少とも産出した。明治十一年頃佐多郷の年々産出額は生葉五萬斤餘、小根占に於ては三萬斤餘、大根占、牛根各五千斤餘宛、大島は賣出せば三十九萬斤餘はあつたと云はれる。また製藍は殆んど地賣であつたが、他は大阪邊に輸送するもの最も多く、總じて未だ盛大に販路を擴張するに至つてゐなかつた。併し、前記各地に於ける藍蕃殖の事業も、十年以後には自然荒廢に歸し、右佐多郷伊坐敷村に於ける藍苗仕立場二ヶ所の如きは、明治八年縣第二課が藍の蕃殖に着手した際、同地民有地を借地して苗仕立場とせるものであつたが、十一年一月に至り、廣く藍増殖の業を再興せんとする有馬藤兵衛の出願に基き、勸業課が小根占、大根占、佐多半根の山藍製造所を調査せしむるまで、それらの事情が判明しなかつたといふ状態であつた。一方縣下の山藍は、既に古くより名産として、京阪其他に傳聞してゐたので、各種物産の改良蕃殖の風潮盛なると共に、各地に於て本縣産山藍の試殖に着目したのは當然であつ



和歌山縣へ送  
附  
東京府に於け  
る本縣藍の試  
植

製藍改良に對  
する有馬藤兵  
衛の努力

甘蔗の改良

た。例へば長崎縣に於ては、明治十一年中、本縣下山藍を取寄せて試植をなさんとする者があり、縣第二課はその依頼に應じて數百株を回送し、同年八月更に百二十本を買上郵送した。同年八月、和歌山縣に對しても、栽植狀況の大略及び寒冷の地に對する栽培法たる圍苗の方法に就き回答し、また同年十月熊本縣に栽培季節を待つて、十二月百株の藍を郵送した。この外、十四年には、東京府に於て本縣山藍を取寄せ、小笠原島北袋澤試験地等に於て試植したが、氣候適順せる爲めか、その後大に繁茂したので、十八年に至り、同府試製藍の良否及び販賣方法等に就き本縣の教示を請ひ、縣では翌年之に對して回答した。斯くの如く、藍に於ては、當時阿波産と相並んで、本縣は全國中最も著名なる先進縣であつたが、其實情に於ては、この聲譽に相伴はざるものがあつた。故に、この古來天與の名産を興さんとせる者二三に止らなかつた。即ち製藍會社を興した有馬藤兵衛の如き、十一年十二月新に大阪商人と内約を結んで、同地方に輸出を試みんとし、また本縣勸業課幹旋の上、京都府勸業場に於て試染試験を受ける等、當業の擴張改良に對して極めて熱心であつた。

次に甘蔗に就ては、明治十一年四月より八月にかけて、宮崎支廳に於て試験

盧粟の試植

青江秀臺灣製  
糖の調査に着  
目

支那優良甘蔗  
の試植

櫻島士族葡萄  
の試植と醸造  
事業を企圖す

亞米利加へ註  
文の葡萄品種

したる盧粟の成果は、その百六貫より製砂糖正味六貫八百八十匁を得、一貫に付正實六十四匁九分餘の割合であつたといはれる。また同年二月、本縣勸業課青江秀は、甘蔗の改良については品種の選擇を第一の急務とし、その爲め臺灣に於ける蔗糖の實況を知らんとして、清國北京駐割の森特命全權公使に對し、同島の蔗糖培養の方法、製造の手續並に器械の裝置、産額等に關する調査を依頼したことがある。この外に十一年五月、縣第二課に於て優良支那甘蔗の種實を管下各郡郷内老農へ配布したが、更に花岡郷戸長、櫻島戸長等の請求に應じては、其栽培方法の一般に關する概略を指導したのである。

この外、果樹の移植に就て最も注目すべきものは葡萄で、就中櫻島西道村士族は組合を以て葡萄の栽植と葡萄酒の醸造を企て、明治十四年五月總代上山惟休外十四人の名を以て、木葡萄苗一萬本の注文幹旋方を縣廳に出願したが、これは之より先、來縣せる農務局御用係桂二郎より代價其他手續を聞いて計劃したものであつた。爾後縣勸業課に於ては、農商務省農務局を通じて、亞米利加へ對し、ピノノアール二千本、ガメノアール二千本、ルウラシヤデル千本、トラミネル千本、グリュンネウエトリール五百本、バイセル・リースリング二



野村忍介等の  
赤葡萄醸造計  
劃

本縣取寄せの  
葡萄苗

千五百本、シヤスラ三百五十本、マラガア<sup>Chasselas</sup>二百五十本、計一萬本近くの葡萄苗を注文したが、十一月に至り櫻島士族<sup>Malaga</sup>は之を三千本に減じ、又鹿兒島在住の木豊治よりも、新に三百本の注文斡旋方を出願した。仍て數次交渉の結果、種類は右の内三種とし、苗木は高價の故を以て、其蔓合計三千七百本の注文としたが、結局其葡萄植栽と醸造事業計劃は齟齬するに至つたと思はれる。この外十四年中、野村忍介外數名は縣下諸所に散生する山葡萄<sup>カハラ</sup>を原料とする赤葡萄酒醸造を企圖し、開墾地を拓き、又この山葡萄買入の爲め、志布志、櫻島、始良地方を巡回した。十四年十月、本縣が農務局育種場より下附を受けた葡萄枝蔓一萬二千本はその後新上橋苗木場に栽植し、十六年迄に一萬五千本に増殖したが、同年四月野元誠介等の管内有志者へ拂下處分した。其支那の他の果樹では、明治十九年出京中の渡邊縣令に對して、西郷海軍大臣より外國産果樹數種を試植用として寄贈せられ、之等を鹿兒島苗木場及び大島支廳種子島出張所に於て試植した。その品種は、伊太利産レモン二本、清國産カンラン一本、同國雲南産金九年甫九本、同國産金九年甫七本、伊太利産金九年甫九本、産地不明ブシュカンの類一本の計七種二十九本であつた。

幾那樹試植の  
出願

老利爾の採取

本縣苗木場へ  
試植の阿利機

猶ほ特殊の有用植物として、幾那老利爾、阿利機等がある。幾那に就ては、明治十一年三月管下第一大區十五小區士族徳永豊圓外一名より、幾那樹<sup>玉幾那、赤幾那</sup>、フレイフ樹、フウリ<sup>フウリ</sup>樹の各種子或は苗木を縣内南方諸所、又は大島屋久島等の適地へ試植し、度々旨を以て下渡の出願をした。一又老利爾<sup>一種の喬木に蒸溜して、其水液より有効なる劇劑を採取し得る</sup>は、當時長崎縣公園地にあるものが、舶來と稱して貴重視されてゐるのみであつたが、十一年中本縣山本草三なる者が城山に於て同様のものを見つけたので、縣を経て鎮臺の許可を得、其生葉を採收して蒸溜した結果、舶來品に劣らなかつたと云はれる。然るに、この樹は城山に尙二、三十本あり、縣下各地の山間にも散生せるものであつたから、縣に於ても大に注目し、右蒸溜試製品有効成分の分析を内務省衛生局に依頼し、十二年二月更に山川、穎娃郷に該樹を調査してゐる。なほ縣は十三年勸農局より阿利機の苗百五十本の下渡を受けて、本縣試験場に於て栽植したが、十四年同場の廢止と共に、その大部分は場内の餘地に移植せられ、十本は十六年春に至り、大島郡金久村、知名瀬村、大隈村、湯灣村に移植せられた。而して場内移植の分の内、十六年に現存の分は總て百十一本を數へ、頗る繁茂し、内三十本は同年初めて結實した。



國産製紙原料の需要増加

和紙原料のヒノキ樹

各地に製紙原料樹の探索多し

西洋農具の移入

岩村縣令取寄せの西洋農具

が、風雨の爲めに悉く墜落した。併し、縣では猶ほ殘餘をも結實せしむべく、非常な期待を以て養育に當つてゐたのである。

機械製紙の發達、紙幣局抄紙部に於ける製紙事業擴張に際し、その原料需用は極めて多くなつたが、明治十年八月政府は各地三俣、楮、桑等の増産方を通牒する所があつた。本縣山間に於ては自生の方言ヒノキ樹と云ふ製紙元質樹の産があつて、古來此樹皮を以て間似合なる和紙を製出してゐた。十年十一月、縣廳は大島久可の採收せるヒノキ樹の白皮を紙幣局の鑑定に徴した結果、頗る有望であつたので、十年、十一年の交、管下各郡に對して、更に製紙原料樹の探索を達した。之によつて、十一年五月出水郷武本村上宮深山に於て、同郷士族稅所政彦なる者が雁皮類似の樹を發見し、之を縣へ提出せるを始め、各地に於て追々この種の樹木を發見試験を請ふものが多かつた。

次に明治十年代に於ける西洋農具の移入について一言すると、前述の如く明治八年大山縣令の斡旋によつて、勸農寮内藤新宿出張所より農事社が西洋農具二十二種の貸下を受けたのに次いで、十二年九月、岩村縣令は勸農局に對して西洋農具合せて十品、即ち、下層鋤ルサアライナイ一挺、二頭曳ラ刀付ア一挺、耙、勝、ハ、ロ一

組、玉蜀黍落粒器械一個、カルチバートル一個、一頭曳ガーデンプラオ三挺、鋸、鋸、ホ、鋸、ド、一挺、ホーク一挺、ステールレーキ一挺の試用方を申請し、十月下層鋤、二頭曳プラオ、耙、勝の三品を除くの外は悉く貸下を許された。

#### 第四節 煙草

煙草の著名產地

本縣古來の特用産物たる煙草の産地としては、夏煙草に國分指宿を第一とし、就中國分種大素性、小素性、大幌卷、小幌卷、劍尖、柳葉等、また指宿種鷹劍尖、古劍尖、長造野絞等の品種が知られ、その他出水、清水、襲山、根占、福山、蒲生、吉田、垂水、谷山、帖佐、重富、野田、高尾、野高山の産は國分種より分れ、山川、穎娃、知覽、喜入、今和泉、櫻島の産は指宿種より分れて、何れも少からざる産額を有した。秋煙草は品位劣り栽培地も少いが、穎娃、入來、伊作等がその主要産地であつた。又日向に於ては倉岡、三田井等著名産地に數へられた。明治以後煙草の改良に關しては、大山縣令が取寄せた海外植物種子の中に、ハヅアナ外六種の米國産煙草種があり、之を勸業課臨時取調掛青江秀が國分の濱田權助、安樂伴、左衛門等に試作せしめた如き、最も古いものであらう。その後十一年夏、岩村縣令は本縣の

ハヅアナ種等の試植

岩村縣令縣下煙草に關する傳承を記録せしむ



青江秀の薩隅  
煙草錄  
明治元年乃至  
十年の産額

十年間の平均  
相場

名産たる煙草に關する種藝培養製法等の單に口碑に傳承せらるゝのみで、何時かは湮滅せんことを憂へて、青江秀に命じて之を調査筆録せしめ、青江秀は薩隅兩國に涉り普く煙草の産地を巡歴して、各地の老農耆宿に就き、親しく其培養・乾燥等の方訣を採訪し、十四年に至り薩隅煙草錄五卷を編述した。今之に據るに、明治元年以降十年に至る薩隅日三州煙草産額は平均一ヶ年百七十七萬二千四百四十四斤、内薩摩國九十六萬九千九百九十八斤、大隅國二十九萬九千四百六十八斤、日向國四十三萬八千七百七十八斤であつた。就中國分出水、指宿三ヶ所の産出額は、國分八萬三千九百七十八斤六合、出水野田高尾野を合すは十九萬八千四百四十四斤六合、指宿山ノ今和泉を合すは六十三萬六千四百八十四斤で、一戸當では國分二十三斤七合六勺、出水三十六斤五合五勺、指宿百二斤四合餘に當つてゐた。なほ總産額に於て右十年間に百萬斤を超えたのは、揖宿・白杵・出水・大隅・噲の五郡とし、年次では明治七年・五年・九年最も多く、殊に揖宿郡の七年に於ける産額七十八萬二千二百斤は各郡各年中の最高額であつた。而して煙草の相場に就ては、國分清水以下代表的産地十ヶ所に就て、十ヶ年の平均を次の如く載せてゐる。

上等一斤	國分	清水	吉田	出水	野田	指宿	根占	高尾野	垂水	櫻島
中等一斤	三・八三	三・四三	二・七三	二・六〇	一・四・四	二・五〇	二・五〇	二・三〇	二・三〇	九・〇
下等一斤	一・七三	一・六三	一・四・六	一・四・〇	一・三・四	二・二	九・六	一・〇・七	七・五	七・三
平均一斤	一・四・八〇	二・七	二・三・三	九・三	九・六	七・八	六・四	六・四	三・八	四・五

右十ヶ所の相場を平均すれば、一斤に付十二錢一厘三毛となり、之を管下平均相場に近きものとして、薩隅日三州の平均年産額百七十二萬四千四百斤に乘ずれば、年産價額は二十萬八千六百五十三圓餘となるのである。

〔補説〕 明治初年本縣煙草の東京・大阪に販出されたものは、殆んど國分の名を以てしたが、其實東京には吉田・蒲生・重富、大阪には清水・製山邊の清水口が流行し、長崎刻として賞味せられたものも、殆んど出水・野田・高尾野三郷の産葉であつて、即ち出水煙草は長崎・熊本・佐賀及び下關に送られたのである。又指宿煙草は其産額縣下第一位であつたにも拘らず、殆んど全部が地賣で、鹿兒島の外各島に出づるに過ぎなかつた。國分始め古來名葉として移出せる煙草には地方々々の銘符があり、時代の變遷を経て自然一定するに至つたが、明治初年では、國分に丸天は或極・天上名所・大々・大稀・稀の六種とし、これらの中の上位には無類・大飛切・天上一葉撰・極天正銘等の文字の下に一々作人の姓名を附し、之等作人付き丸天は最優良品としての信用を保持し、同地土族の精製になるものが多かつた。又出水では無類・日本一・日本一日之丸(日之丸は紫尾山麓)・日之丸・日之丸津(宇津は宇津野村の略にして同じく日

三州平均年産額

販路

縣下の名葉と銘



之丸の字)の四種を普通とした。重富では藩政時代の煙草商吉井太次右衛門等  
地ある村)が公許を得て江戸に賣込みし以來、國分地方の畑の字名を取つて、伊勢ヶ屋敷車  
田・砂走・龍王・武元・砂ヶ町の六等としたが、その葉質は必ずしも重富のものでなく  
各地の産葉を以てしたのである。

柿本彦と煙草  
製造法の改良

葉巻の試製

十五年の米麥  
及び煙草共進  
會

次に煙草製造法の改良に於て先驅をなしたものに、鹿兒島上小川町柿本彦  
があつた。彼は明治十一年佛蘭西に於て開かれた萬國大博覽會を機に彼地  
に渡つたが、爾來四ヶ年餘同國卷煙草製造所並に白耳義の製造所の兩場に入  
り、煙草製造法を研究した。十四年歸朝するや、直に鹿兒島に於て、國分指宿出  
水産は紙巻、入來櫻島、三田井等の産は葉巻に試製したが、培養並に乾燥上の缺  
點の爲めに未だ外國人の嗜好に適するものを製出するに至らなかつた。一  
方大隅南海諸島並に琉球産の煙草を得て之を葉巻に試製し、外國品に劣らざ  
るの佳品を得たが、之等は産額少く、輸出は勿論多量生産に困難であつたので  
ある。その後、十五年二月東京上野公園に於て開設された米麥及び煙草共進  
會に於ては、各府縣の經驗者の煙草葉が出品せられ、又農務局出品の洋種煙草、  
開拓使出品の如き參考となるものが多かつた。殊に開拓使出品のものは日  
本種で、本縣指宿産に類似し、農務局出品の夫と共に、よく培養・乾燥に注意すれ

農務局試作所  
の煙草葉拂下  
を請ふ

煙草試驗場設  
立に對する請  
願

ば優品を製出し得ることを立證するものであつた。この共進會には柿本彦  
も出品したが、更に彼は熊本・大分・岡山・大阪・滋賀・青森・北海道等の各地産葉を種  
々配合試製する機會を得たのである。殊に同會出品の農務局岡山・熊本縣下  
兩試作所の外國種子煙草試製の結果は最も葉巻に適し、殊に佳良であつたの  
で、柿本彦は右兩場の煙草葉を悉く拂下を受け、本縣産の煙草葉と混合し、廣く  
製造販賣せんとしたが許されず、又貸下を再願したが、許可せられなかつた。  
斯くて結局柿本彦の葉巻製造事業は試製の範圍を出でなかつたが、事實上之  
より先試製用として下附された各種葉を以て製造したものは、外國産に比し  
て未だ中等の品位にして、又製造能力も纔で、結局經費の増嵩によつて外國製  
よりも高價につき、實際上の製造事業としては成立たなかつたやうである。  
前記の如く、十五年春の共進會によつて、本縣煙草改良の要訣は培養と乾燥  
の方法にあることが痛感せられたが、縣當局に於ても爰に見る所あり、之が實  
際上の方法は縣下に試験場を設置するにありとし、右共進會の爲め上京中な  
りし本縣勸業課七等屬宮原知貞をして、直に四月試験場設置に關する意見書  
を農務局長田中芳男に提出せしめ、更に六月、當時來縣中の同局岩山權大書記



農務局より指  
宿入來に試作

肥料補助費の  
交付

兩地試作の結  
果

官の指示を得て、西郷農商務卿に本縣煙草培養乾燥の改良並に試製に關する上申書を提出した。之に對し、政府は經費の關係上、試験所の設置は不可能なるも、之に代つて先づ指宿入來の産地に就き、有志者を選抜して試作せしむることとした。依つて縣に於ては、十月十一月にかけて、取敢へず入來指宿兩地の實地調査を遂げたが、薩摩郡浦之名副田村、揖宿郡十二町、東方西方村の五村に於て、試作希望者百人、反別五町餘を選定した。十二月、農商務卿より肥料補助として、一反歩に付七圓以内の實費下附の指令を受け、農商務六等屬大脇靜來縣するや、前記宮原知貞之に同行して先づ指宿に至り、各村戸長、世話人並に篤志者と懇談の結果、改めて十二町村に試作者三名を選抜し、先づ一反一畝歩餘を試作することとし、次いで入來地方に於ても、同様浦之名副田の兩村に六人、九反五畝歩の試作人を定めた。斯くして十六年中試作せる結果、(一)入來地方に於ては、風害に罹つたが、在來煙草の低價なるに比して、改良種が當地に適すれば當然其功あるべきこと、(二)指宿地方に於ては、改良種最も適し、良葉を生じたが、價額上頗る困難で、將來海外輸出の途開けざれば其功なきこと等が判明した。

改良試作の繼  
續

藩政時代末に  
於ける産糖地

明治十年以後  
の糖業振起

而して十六年十月浦之名村試作人總代種田半次、郡答院公益より煙草改良試作の繼續貫徹を上願し、縣に於ても固よりその方針で、十七年二月農商務卿より再び前年の例により、試作の繼續が許可せられてゐる。

第五節 糖業

藩政時代、産糖は大島熊毛郡の外南大隅、肝屬北大隅三郡内一部村落に於て裁製せられるもの少くなく、今十年以後の調査によると、糖業の比較的行はれた地方は南大隅郡垂水村、肝屬郡新城、花岡内之浦村等が主なるものであつた。而して明治十年頃より、出水、阿多二郡の一部に於て甘蔗の栽培者を見、特に十三年より十五年迄北大隅郡垂水村に、十六年より十八年迄熊毛郡北種子村に農商務省糖業の試験場が設置されるや、その結果の良好なるに刺戟せられて、他作に代へても甘蔗作を爲す者が次第に増加した。また同十五年以降十八年度に於ては、糖業資金拜借の恩典を與へられたので、舊牧場及び原野等を開墾し、又は成墾地に栽培し、水運の便ある處に於ては水車を設け、讚岐、天草地方等より製造教師を聘用して改良を圖る等、大に斯業の發達を促したのであ



内地に於ける  
糖業  
大隅の製糖社

薩摩地方の糖  
業

田布施村の製  
糖場

る。蓋し十七八年頃迄は、米以下の農作物の低價に比して糖價騰貴し、二十三年に至つて次第に穀價の騰貴糖價の低下を見たのである。先づ内地に於ける糖業勃興に就て見るに、前述の如く舊藩以來栽植の跡を承けて、主として大隅地方に於て行はれ、その中心は既述の製糖社にあり、又西贈吹郡福山村に於ても二十年頃甘蔗を栽培し、製造場の設置をなす者があつた。薩摩地方に於ても、前述の薩摩製糖組を中心としたが、爰で今少しく其事業を詳述してみる必要がある。同組は其會員の分布頗る廣く、鹿兒島阿多薩摩、出水揖宿の各郡役所部内に亙つてゐたが、其起りに就ては少數の篤志家の試製に係つてゐる。即ち明治十二年日置郡田布施村二三の有志家が種苗を熊本縣下天草及び縣下垂水新城等に求め、村内吹上に栽培し、又木材を以て壓搾器を製し、製糖場を大字高橋字上ノ山に設け、二十餘年間大島に滞留して此業に經驗ある中村某を以て業務を監督せしめ、好果を得た。又薩摩郡に於ても、始めて甘蔗作をなす者五六名があつた。翌年田布施村有志は阿多加世田兩村の篤志者に計つて本業の擴張を圖り、製糖場を便宜諸所に設け、同村にも四ヶ所の共同製糖場を見るに至つた。茲に於て、更に販路を熊本長崎福岡の

薩摩製糖組

風災と糖價下  
落

日向の糖業

内國砂糖大會  
社の設立と本  
縣

各縣に求め、益、莖苗を購入して希望者へ配付し、且つ種苗貯藏法を講じ、近村にも起業する者日々多きを加へた。仍て同村篤志者は之等を打つて一丸として糖業組合を組織せんとしたが成功しなかつたので、更に縣下各地の同業者に計り、薩摩製糖組を組成したのである。その組織は五部に分れ、其内新川支部を同村に置いたが、之に屬する甘蔗畑は既に二十三町歩餘に及んだ。その後十七八年に至つては栽培反別又是に倍せんとし、薩摩郡地方に於ても栽培者は七十名以上に及んだ。然るに非常の風災により收穫は平年に比して五分を減じたのみならず、糖質粗惡にして所謂飴糖の類多く、燒酎釀造の原料とするの外なき状態で、加之十八年は異例の寒氣の爲め根株を枯損し、糖業の如きは殆んど無用視せられるに至つた。日向に於ても、糖業を志す者少くなく、宮崎郡上別府村士族大島正武の如き、亦大に同地に糖業を興さんと企て、十五年製糖傳習所設置を其筋に願出でたが、不幸容れられなかつた。

〔補説〕政府の内國産糖保護政策に應じ、明治十三年、大阪に於ける綿糖共進會、砂糖集談會を機として、十五年三月創立を見たものに内國砂糖大會社がある。その創立委員は主として大阪府、愛媛縣人より成り、本縣に於ては出水郡波留村の松下久兵衛と鹿兒島長田町農事社々長兼甘蔗裁製部長の知識兼雄が之に参加し



熊毛郡の糖業

廢藩以後の衰微

熊島和七郎と糖業改良の端緒

てゐた。この會社は資本金一百萬圓、有限責任會社とし、就中肥料の貸與に於て特色があり、又在來種の改良に資せんが爲めに、臺灣支那米國種等を購求して耕作人へ試作せしめたが、本縣大島諸島の良種も希望者へ分配するものであった。

熊毛郡の糖業も藩政時代に於ては、強制裁培の制があつて、代價は綿を以て交換せられたが、その爲め敢へて制限以外に増殖を圖るものはなかつた。藩政時代熊毛、馭謨兩郡の産糖額は大體三十萬斤乃至五十萬斤といはれるが、廢藩以來一時に封建的束縛より解放せられた農民は嘗ての制約せられた糖業を亦顧みるものなく、明治十年の産額は僅に二萬六千斤餘に過ぎなかつた。加之維新以後の世上の變遷は漸次白糖の需用を増し、黒糖の下落を招いたので、従前の栽培者も製糖の薄利より他作に遷り、十五年の産額は更に昔時の三分二に減少した。然るに種子島の有志に於ては、夙に明治九年頃より糖業の廢絶を惜んで、其苗を植繼ぐ者が少くなく、彼等は祕かに拮据經營に勵みつゝあつた。西之表士族熊島和七郎の如きその一人で、同島糖業の衰頽を慷慨し、十五年春以來白糖の改良試験に着手したが、其精製法の解決に大なる障礙を感じ、同年六月農商務省に對して試験を出願した。縣も之を採用して、同年製糖の時節に於て農商務省主任官吏の派遣を稟申して、聞届けられ、同島糖業改

農商務省より試験す

石製絞車の試作

大島郡糖業の改良  
農商務省製糖試験

岩山敬義の回島

良試験施設は爰に實現したのである。即ち十六年春農商務省派遣御用掛築山鏘太郎の試験の結果は頗る有望であつたが、同島士族吉良恕介外三名も翌年度に於ても製糖改良試験及び絞車試作のことを願出で、且つ西之表村に存する石質緻密なる花崗石を以て石製絞車の試作を試みられんことを出願し、十六年八月何れも採用された。斯くて此北種子村に於ける農商務省製糖試験場は十六年より十八年に至る三ヶ年間設置せられ、従來の木石車を改良して鐵車とし、其他製糖上幾多の改良を以て當業者の迷夢を破るに足るものがあつた。且つ其後は糖業資金を貸與せらるゝ等あり、明治二十年に於ては、其産額三十五萬斤を超えるに至つたのである。

次に大島郡糖業振興に就ては、明治十五年春農商務省六等屬宮里正靜外一名が製糖試験の爲め派遣せられ、名瀬方伊津部に於て試験をなしたが、舊慣法に比して絞車精巧で搾汁多く、其竈は簡便にして火度を増し、又其製造になる白下糖は黒糖に比して品質價額共に頗る優位なる等郡民は始めて改良法の實益を知るに至つた。更に農商務省權大書記官岩山敬義の回島があり、製糖改良につき親しく各村戸長篤志者へ懇諭し、且つ本省の培養品迄も下渡した



試製傳習の繼續

ことは、同郡糖業の振興に非常な力となつた。併し先の試験は僅に數日間に止つた爲め、遠方の者は實地を目撃する機會なく、島民の多くは未だ容易に信服せざる事情にあつたので、六月尙翌年より二ケ年間官吏派遣試製傳授のこゝとを稟請して認可せられた。即ち十六年春宮里正靜再度派遣せられて試製をなしたが、猶ほ其試験の短期間にして傳習の普及せざるを憂へ、同郡大和濱村和富雄外四名より改良試験場設立の出願があつた。仍て、縣では十六年六月、再び來春官吏派遣試製傳授所の開設を稟申して八月採用せられた。かくの如く、十五年以來製糖改良試験の爲め、年々農商務省官吏が製糖器具を携帶し來り、改良方法を傳習したが、之等の器械は傳習終了後も暫く本縣に對し預置かれた。十九年二月、縣は引續き三ケ年間右器械の貸與を受けて製糖者の參考に資したが、二十二年末に至り悉く拂下を受け、篤志者の試用に供した。一方販賣方面の改良も十四五年の間にその緒に着いてゐる。即ち當時自由賣買となつてより、舊來の風袋十六斤の定を破る者少くなく、樽拵に際して厚板土礫等を以て三十斤餘にもなす等の弊風が行はれ、次第に阪地に於ける聲價を落しつゝあつた。十四年八月、大島郡長中村兼志は之が改良を圖り、樽

製糖器具の貸與

販賣方面の改善  
自由賣買と惡弊

樽詰斤量の嚴正を期す

詰の嚴正と斤量の正確を論達し、やがて翌年一月郡下戸長慶邦良以下十四人連名を以て、之が改良組合を設くべきことを具狀した。即ち、前記樽詰斤量の嚴正を期する外、販出糖には總て檢印を捺すものとしたのである。明治十八年に至つて、十三年來の不況は漸く恢復せんとし、十年以來不振を極めた諸産業の振興に對しても縣は愈、具體的に着手する機會を得た。之に對して、先づ縣下諸産業中最も有利と考へられた蠶業と糖業とを選び、蠶業は薩摩地方に、糖業は大隅南部並に大島熊毛、馭護地方に振起せしむるの方針を樹て、後者に關しては、同年大島郡金久村に大島支廳を開き、少書記官新納中三を支廳長に任ずると共に、政府に對して大島郡勸業資金の貸與を請ひ、廢藩以來萎靡沈滞せる同郡糖業に一大活氣を注入せんことを企圖した。之より先、大島は廢藩以降嚴法一時に弛解し、甘蔗畑の反別は減じ、負債は累加するの狀態となつたが、金久支廳の設立が發令せらるゝや、一時に危急を訴ふるの聲が上り、貸下金を請願するもの頗る多かつた。仍て支廳長は全郡に互つて民間の實狀を踏査し、その結果糖業の保護が一日も忽にす可からざるの狀勢にあるを知つた。當時の調査では、同郡の糖業は藩政時代に比較して甘蔗畑反

大島支廳の設置と同郡糖業振興の機運

廢藩以後の弛解

島廳の調査



糖業復興の實際方法

勸業申合規約

二十一年を期して藩政時代の收穫に復すべきを期す

勸業委員

四十萬圓の負債

別千八十六町、産糖額は九百三十八萬八千斤餘を減じてゐた。一方甘蔗畑に充る總反別調査數は一萬三千百三十一町餘で、他に藩政時代豊熟に當る年代の畑反別高を控除して、殘反別七千七百三十五町餘の遺地があつた。依て島廳に於ては、全力を盡して廢藩以來の減額を恢復せしむるは勿論、尙之に超過せしむる爲め、前記の遺地開發をも圖ることとし、之が實行方法として勸業申合規約を設け、義捐金を以て砂糖品評會を開き、或は勸業委員を集めて、甘蔗栽培地を人口に配當して栽培に當らしむることとしたのである。この外、施肥培養法、製糖器具の改良を圖らしめ、先進地の狀況を知らしむる等大に誘導獎勵に盡したこと勿論である。一方、郡民に於ても大に感發し、十九年より舊藩制に倣ひ、甘蔗畑を人口に配當し、年々増植して、明治二十一年には必ず藩政時代の收穫に劣らざる糖額を得るに至るべきを期するに至つた。即ち、其勸業申合規約施行の地は全島三百三十六村に互り、なほ勸業委員四十八名、同補助委員四百二十三名を配し、實地の指導と監督に當つた。

然るに大島の救済並に糖業改良問題の根本的解決には、當時四十萬圓に上つてゐた負債の清還を圖らずしては成立しなかつた。之が對策としては、製

勸業資金十萬圓の貸與  
其運用方法

大島郡糖業組合の結成

糖の技術的向上に依つて産糖額を増加せしむる外なく、製糖の増産には製糖器械の改良を圖る外なかつた。然るに當時の状況にては郡民にその改良資金醸出の途はなかつたから、縣は特に之を政府の補助に俟つこととし、十九年八月勸業資金十五萬圓の貸下を申請し、十一月に至り、十萬圓(七ヶ年々割とし、二ヶ年、十五年迄無利)を交付されたのである。而して之が運用に就ては、年々改良絞車と改良竈の普及を圖り、六ヶ年を以て郡内器械全部の改装を終る豫定とし、其貸付の方法は、地券を抵當に毎村連帶の義務を負はしめ、若し破産者があつて辨償し得ざる場合は、其村内にて引受辨償するものとしたのである。

この後島廳に於ける大島郡糖業改良施設としては、二十年七月糖業組合員に對し、牛馬用器械(鐵輪直徑二尺、壓搾車外五種)、水車用器械(鐵輪直徑一尺二寸、壓搾車外三種)、年賦拂下を行ふこととした外、同業組合の結成と大阪販賣所の設置がなされた。即ち、二十年四月大島郡糖業組合規則を設け(實施)、郡内甘蔗栽培者、砂糖製造者、販賣者は總て組合を設け、規約を定めて、島廳の認可を受くべきものとした。島廳は監査員を各島に派遣して規約の實行を監督し、製造以前に賣買の約束をなす場合には、組長を経て監査員の承認を受くべきものとした。一方、砂糖賣買業者に對



管内砂糖卸賣  
業者組合規則  
の發布

大阪に於ける  
入札法の維持

各島商社の瓦  
解と産糖賣捌  
所の設立

しては糖商組合準則を定め、郡内砂糖賣買者はこの準則に基いて規約を設け、六月を期して島廳へ申出でしめた。この組合は前述の糖業組合と相關聯するもので、特に委託販賣及び仕切買の手續並に諸口錢の程度を明かにして競買濫賣の弊を禦ぎ、糖業改良の一助たらしめたものであつた。之より先十九年二月、本縣では農商務省達に基いて本縣同業組合準則を制定し、先づ縣下黒糖卸賣業者に對して組合結成のことを諭達する所あつたが、二十二年二月管内砂糖卸賣業者組合規則を定め、七月より之を實施して大島糖業組合との聯繫を確實にすることを圖つた。

元來大島郡始め管内産糖は藩政時代以來大阪に於て入札販賣の慣行があり、廢藩以後時勢の推移にも拘らず、其方法を繼續せるのみならず、幾十年の習慣上、自ら大阪糖商の信用を厚くしてをつた。明治十六年の頃に至り、各島商社の瓦解によつて一時販出の法亂れたので、縣廳の勸奨によつて産糖賣捌所を大阪に設置して、舊慣の維持と改良に努めることゝなつたのである。併し之は一時繼續的のもので、組織上不完全なものがあつたので、十九年同業組合準則に據り、鹿兒島糖商組合を結成するや、合資金五萬圓を以て、更に大阪砂糖

大阪砂糖賣捌  
所の設置

賣捌所(所長田中鼎輔)を設置し、沖繩縣にも協議して舊慣入札法を復興することゝし、大阪府廳の許可を求めて、二十年より着手した。之が爲め嘗て産糖賣捌所に於て、大阪府を経由して借用せる農商務省所轄同府北區中之島玉江町倉庫を、新に右の新設賣捌所へ拂下を受けたのであつた。この賣捌所の成否は、本縣産糖販賣の消長に關係する所極めて大きく、二十一年に至つては、糖價の統一上、翌年度より沖繩産糖をも同所の取扱となされんことを出願してゐる。また二十一年十月、鹿兒島糖商組合の規約中砂糖販賣方法に關する規定は、十九年六月の農商務省内訓に抵觸せるにも拘らず、特に本縣産糖販賣が舊慣の入札法に由らざるを得ざる事情を斟酌されて、その存置が許された。

第六節 茶業

本縣に於て、明治十年以後初めて勸農局の手によつて傳習が行はれたのは、十一年度に日向延岡に紅茶製造傳習官吏が派遣せられて以來であつた。當時年産五萬斤を算した都城地方に於ても、延岡に對する傳習の序を以て、同地に傳習所を設置せられんことを出願したが、既に季節に後れ、僅に試製に止つ

本縣に於ける  
紅茶傳習所の  
開設

都城の茶業



製茶會社の設立

大分熊本紅茶傳習所

海外輸出の風潮

田中鼎輔の磚茶輸出調査

た。その頃同地方の茶業は十年直後の暴落に際し、多年培植の茶園も荒廢に歸し、遂に破産に到るものも少くなく、區戸長以下其再興を計つたが、僅に管内に賣捌く程度に過ぎなかつた。よつて、十一年末に於て再び前傳習員の派遣指導の事を出願し、十二年一月之を許可せられ、爾後追々卒業者も實業に就き、之を契機として製茶會社が設立せられたことは、先に述べた如くである。その後十三年一月、政府は全國四ヶ所に紅茶傳習所を設置したが、其内二ヶ所迄は九州に設置せられ、本縣の志願者は大分熊本の傳習所に赴いたのである。明治十六年五月、政府が高知・福岡・熊本・三重・岐阜・滋賀・大分・鹿兒島・八縣の製造紅茶海外直輸者に對して、横濱正金銀行の爲替金貸與の利便を與へたことでも知らるゝ如く、當時の風潮は専ら海外輸出にあつて、紅綠茶を以て横神二港の居留外商の購買を仰ぐ情況にあつた。之に對して、本縣勸業課田中鼎輔は、十五年頃主として露國向の需要多き磚茶の縣内試製を企圖し、販路を調査し、又其豫算を立てる等研究する所があり、鹿兒島の藤安彦左衛門は農商務省より製茶壓搾機械十基の貸下を受ける等、新方面の研究に向つても努力が拂はれつゝあつた。當時前記延岡・都城の外、東郷・田代等にも先の紅茶傳習生多く、

製茶集談會と輸出茶運資と金貸與の請願

山之内彌兵衛

同業組合組成の機運

茶業組合準則と本縣茶業組合

九州四國製茶者同盟して紅茶の海外輸出を試みたが、恰も諸物價低落し、且つ印度支那産茶に壓迫されて滞貨のみ多い状態となつたので、十六年十月の製茶集談會に於て、粗製茶禁止の條例發布を政府に建議すると共に、他方各府縣別に運用資金の貸與を請願することゝした。即ち同年末、本縣下鹿兒島薩摩・伊佐・谿山各郡の製茶傳習人山之内彌兵衛以下二十五名は、十七年より向ふ五ヶ年間の紅茶製造輸出に對する保護を請願してゐる。しかし明治十五、六年來敍上の如き海外輸出の失敗の後を承けて漸く實地に則した茶業の發達を顧るの氣運を醸し、縣内でも同業組合結成に向ふこととなつた。即ち縣下茶業の發達を期し、從來の粗製濫造の弊害を除去し、販路を確保するが爲めには、當業者相結んで、製造より販賣に至るまでの一切を統率ある規定の下に置くことが最大の急務と感ぜられるに至つたので、十八年始めて茶業組合の結成を見ることゝなつた。而して直接之が結成を促したものは、先に十七年三月内務・農商務兩省第四號達を以て發布せられた茶業組合準則で、十八年一月縣下茶業組合取締規約制定總代會々頭山之内彌兵衛等十二人が相會して取締規約及び地方組合準則を設け、之を上申して二月十二



取締の要旨

日認可せられた。この鹿兒島縣茶業組合は縣下茶業従事者總て加入すべきものとし、其取締所を當初鹿兒島郡鹿兒島築町五十四番戸に置き、出張所を高城郡大小路村、始良郡加治木町四百七十六番戸の二ヶ所に設けた。而して取締の要旨は日干、半天、着色不正茶、偽似茶其他の粗製濫造品の製造賣買を防止するにあり、その他乾燥を十分にし、荷造を齊一にし、運搬保存に損敗の憂なからしめ、特に他府縣への輸送販賣品は所轄取締所の検査濟證あるものに限ることとしたのである。猶ほ沖繩及び各島行き製茶に就ても、同様手續を要するものと定めたことは、之等の地が重要な顧客地であつた關係上當然である。以上組合一般の規約の外に、取締の便宜上縣下を區分して地方組合を設け、その名稱は郷名を冠するものとした。これより、日干、半天茶製造禁止に對する對策として、新に組合取締所に於てバスケットチー製傳習を開始し、柿元辰五郎外四名は先づ傳習を終へて、助教として地方組合に派遣された。即ち十八年四月、この製茶改良傳習所は伊集院郡村(知)中名(鹿)屋地村(宮之)及び長島郷の五ヶ所に右助教一名宛を配したのである。翌十九年四月、縣は組合の建議に基き、從來の準則を規則に改め、同時に組合違反者に關する規約を一層嚴に

バスケットチー製傳習

規約の實施を更に嚴にする

した。

茶業組合の改組

然るに二十年十二月農商務省令によつて、再び茶業組合規則が發布されたので、本縣では翌年一月縣茶業組合取締所へ對し、二月上旬迄に改組を命じ、其聯合會議所より二月二十日を期して中央會議員を上京せしめ、中央會議所設置に參加すべきことを通達した。かくて二十一年二月、縣茶業組合惣代會開設の上、改めて規約及び收支豫算を議決し、議長平田孝太郎より之を縣へ申請し、四月十九日を以て認可された。即ちこの改正によつて、本所を鹿兒島縣茶業組合聯合會議所と稱し、鹿兒島易居町十四番地に置き、鹿兒島谿山給黎、穎娃川邊、大口、桑原、始良、阿多、日置、川内、祁答院、出水、南諸縣、肝屬、東嶮、嶮、西嶮、嶮の十七組(後に菱刈組を加ふ)の地方組合の區域及び名稱を定めたのである。而して、この内始めて中央會議との交渉の一條が加へられてゐることは注意すべき點であつた。之より先二十年四月、茶業組合取締所は製茶改良法研究の爲め、支那及び臺灣へ製茶傳習生を派遣したが、其臺灣へ派遣せられたのは久保吉之進、川野昌五郎(共に鹿兒島)又支那へ派遣されたのは久永貞利(伊佐郡大村郷下手村)であつた。

鹿兒島縣茶業組合聯合會議所

製茶傳習生の支那臺灣派遣



第七節 蠶絲業

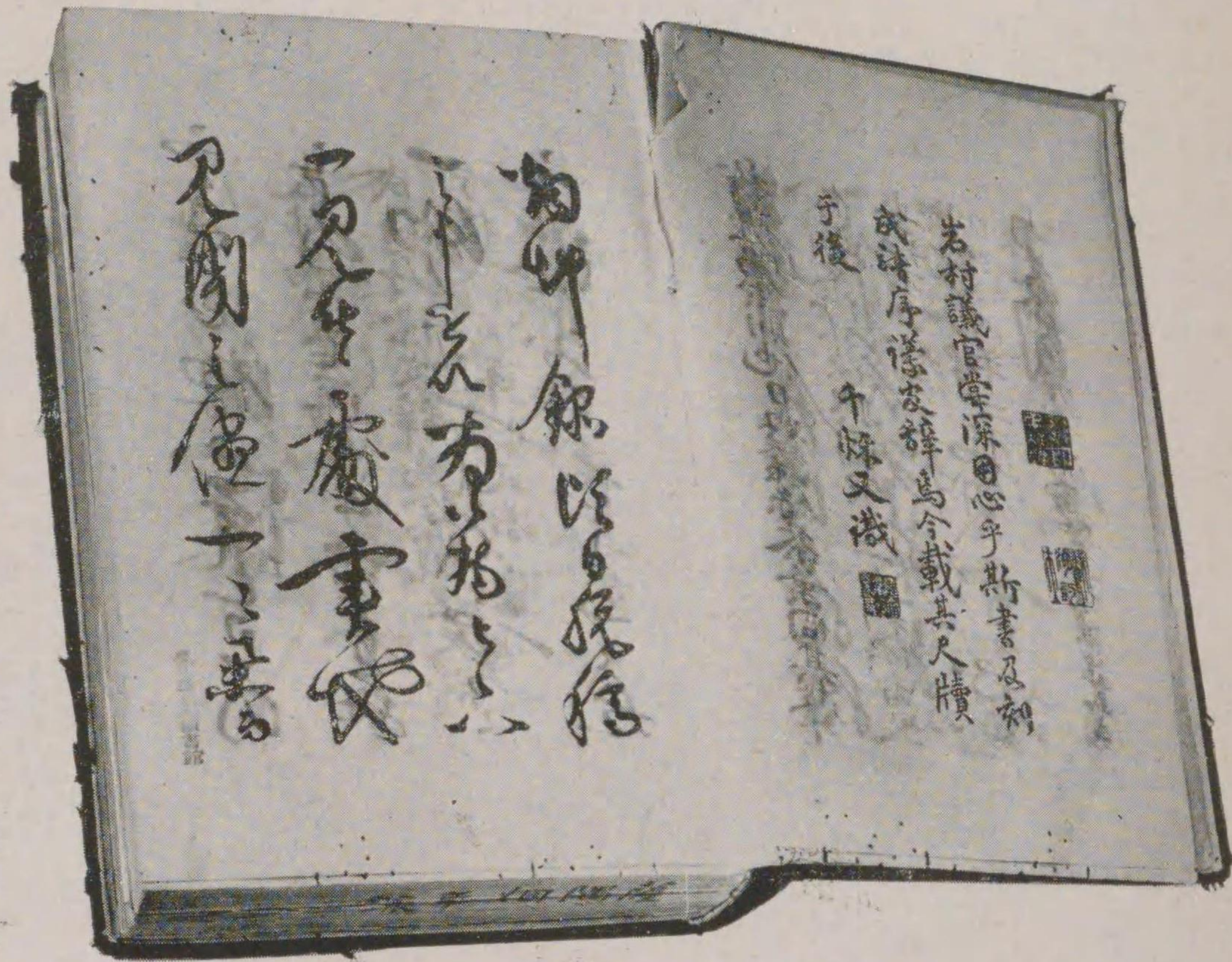
廢藩以後の本  
縣蠶絲業

島津齊宣齊彬の勸奨によつて、一時江州風の養蠶が盛行した舊藩蠶絲業の傳統は維新廢藩の混亂期を経て殆んど廢絶に歸した。安政中創設の島津家の絹織場が廢藩置縣に際して四五名の商人に拂下げられ、その後明治五年四月火災に遇つて廢絶せる如き、加世田村武田の製絲場が同じく五年九月藩買上の保護を失つて従業者の自由賣買となつた如き、同じく五年市來四郎を社長として伊敷村永吉に興された開物社が爾後兩三年にして廢業に歸せる如き、その例である。又種子島では藩政時代の羽生六郎左衛門道の勸奨全く廢れて、僅に心ある老嫗の之を維持する者あるに過ぎなかつた。然し中比殖産興業の氣運漸く起るにつれて、西郷隆盛による奥羽地方蠶種所謂西郷種の移入や、大山縣令による機業の復興、授産場の設置は本縣蠶絲業の復興に一の曙光を與へた。明治六年五月、大山縣令は田尻八十二をして關東地方の養蠶織物の業を視察せしめ、彼は東京深川の織物業者川島十郎より私費を以て織機三臺を購歸り、歸縣の後之が試織によつて絹綿布に良成績を擧げた。翌七年

西郷種

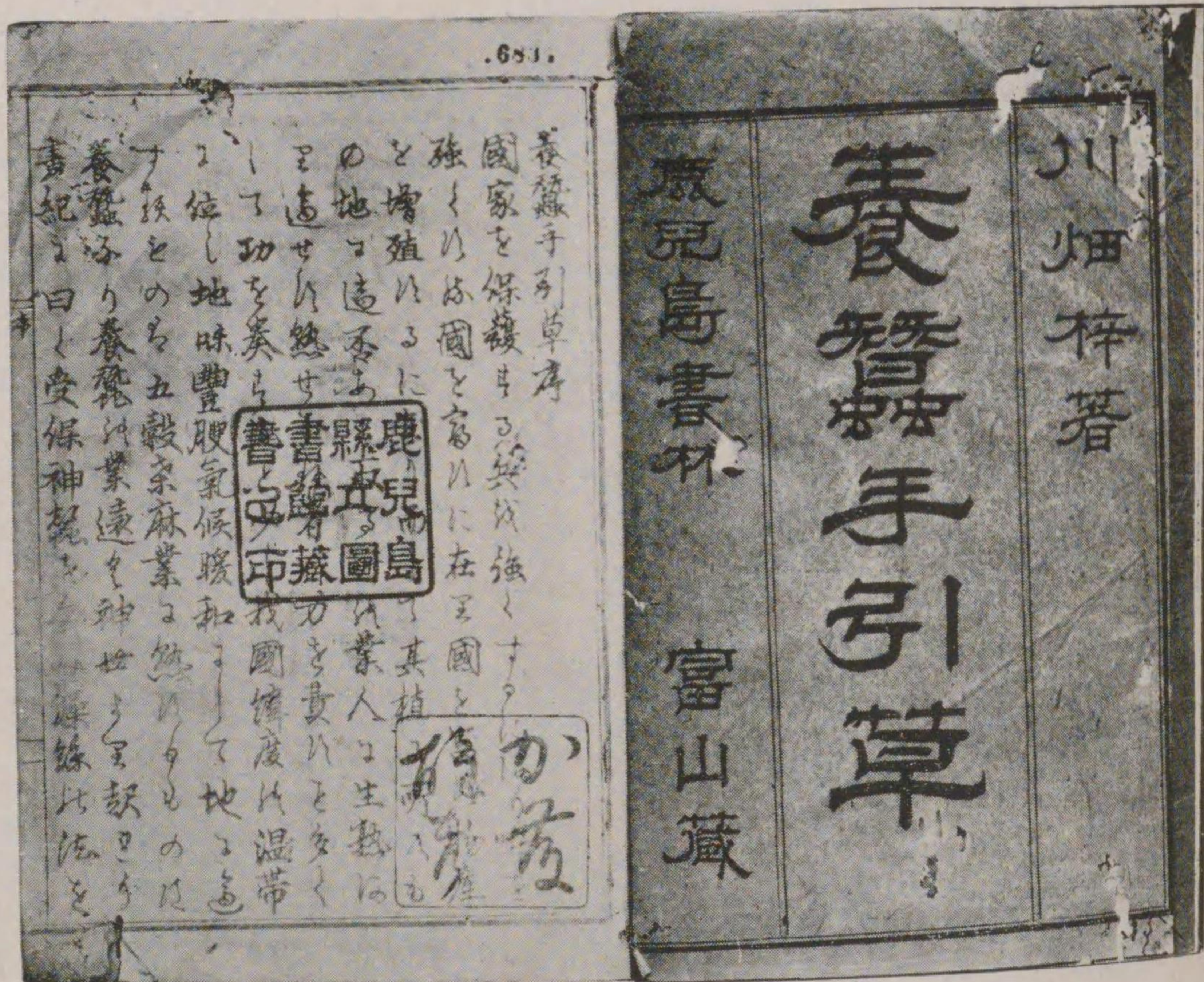
田尻八十二の  
業績

薩隅煙草錄



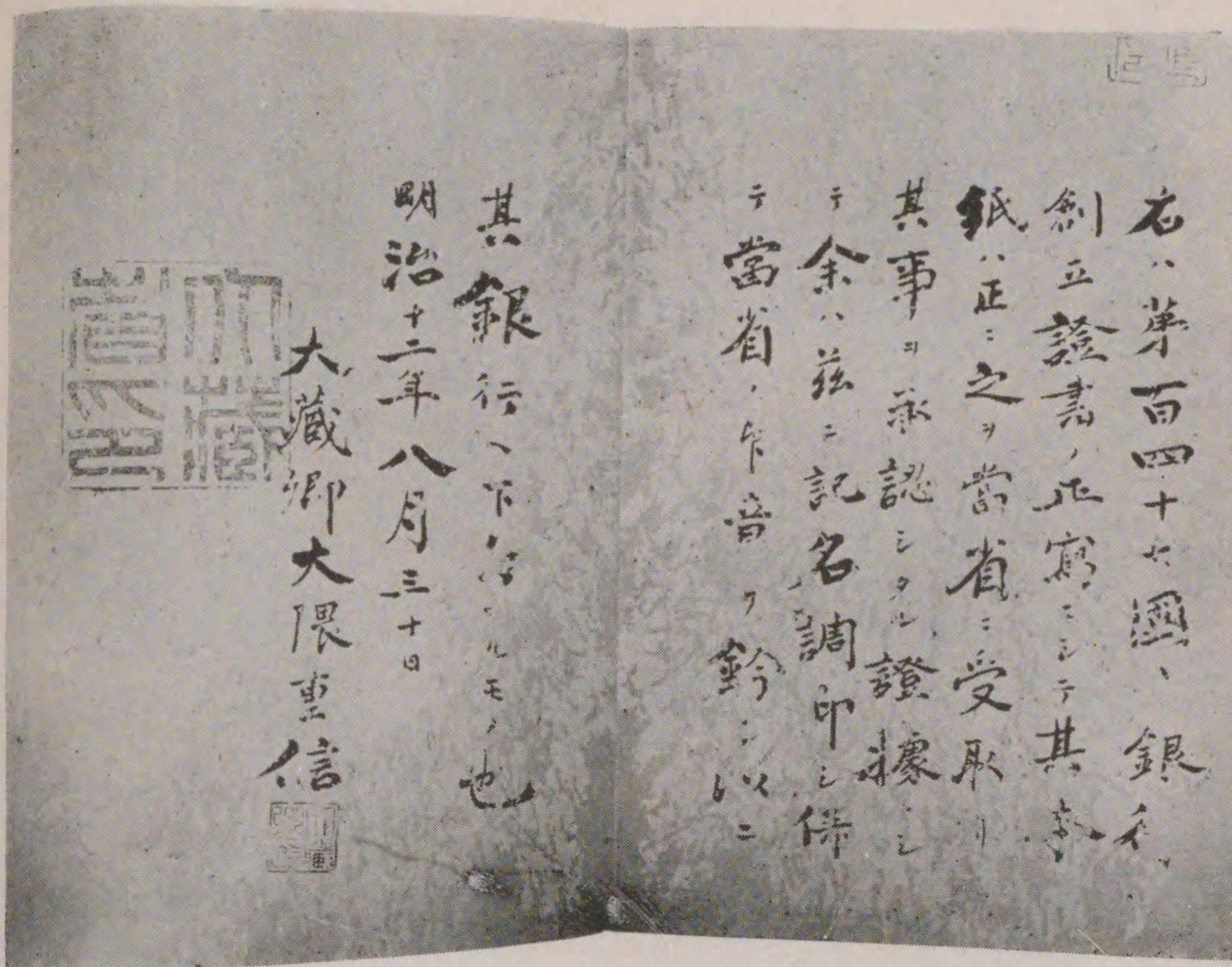
青江秀編著、明治十四年版、渡邊縣令の序文、前縣令岩村議官の書牘を卷首に收む

養蠶手引草

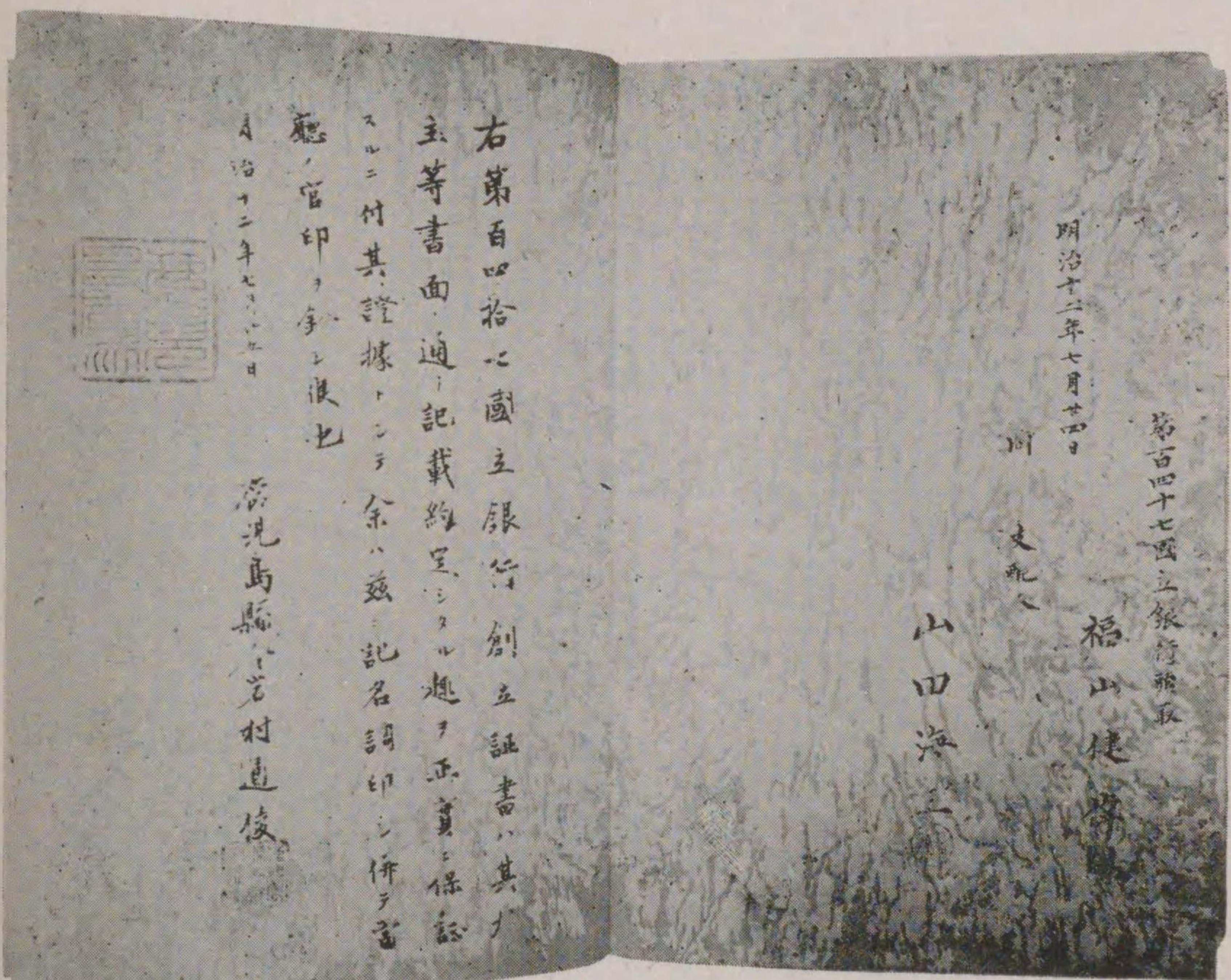


川畑梓著、明治十七年八月出版、伊地知貞馨、佐々木長淳の序を收む





明治十二年同行創立當時のものに依り、文中に見ゆる如く正文は大藏省に納付せり、尙同行には定款一書を藏す



縣令岩村通俊の與記にして上掲の前頁に出づ、凡て本與記のことは國立銀行條例に準據せるものにして、即ち當時の成規たり

同上

大山權令設立の授産場と水車織物場

丁丑役と蠶糸業

平田孫一郎肥後より桑苗を齎す

加治木の製糸

大山權令は舊藩御厩跡に授産場を起し、始めて織工三十名職女四十名を募集し、養蠶製絲織物の道を教へ、其製品は磯玉里兩島津邸に於て買上げた。又八年伊敷村玉江橋口に水車織物場を設置し、翌年五反幅紫八丈縞を織上げ、十月之を皇后陛下に献上の光榮に浴した。此事業は十年擾亂に會して全く廢絶したが、後に岩村縣令の授産事業着手に重要な示唆を與へたものと云へる。更に丁丑の役が間接本縣養蠶業の發達に寄與したことは頗る興味ある事實とせざるを得ない。即ち戦後、當時國事犯に坐し、東京群馬の監獄に服役した人々の内蠶業先進地の同監者より蠶絲業について學び、歸郷の後之を普及發達せしめたものゝあつたこと、宮之城に於ける滿尾徳二字都宮綱紀平田孫一郎相良彦助等種子島に於ける肥後時宏種子島時康の如きがそれである。又宮之城に於ては、丁丑役戦歿者の遺骸引取として肥後各地に出張した平田孫一郎和泉祐太夫本田八左衛門永山喜一和泉邦彦宇都宮綱紀等は該地の桑園、養蠶を親しく視察し、殊に平田孫一郎は熊本縣本山より優良桑苗を得、その他の人々も十文字市平コボレの桑苗を持歸り、從來の立通しを根刈仕立に改め、又始めて畑地栽植の途を開いた。この外加治木に於ては、明治七年來水車



川畑梓の事歴

を起し、直線工場を設け、永吉製絲所へ製絲女を送つて傳習せしめたが、木佐木壯之丞の如きは同地製絲業に先驅をなし、一時横濱輸出をもなした。

次に川畑梓(天保三年七月鹿兒島松原町に生れ、明治四十一年九月大阪にて歿す)は其父清右衛門の遺志を繼いで、文久三年先進諸國を巡遊して専ら蠶織の業を傳習し、且つ上州・信州兩國より良桑を求めて、その繁殖を圖つた。また藩の勸業掛として、大隅・福山郷舊牧ノ原十町步餘、日向・小林郷字二ノ原十二町步餘、同高城郷千丁原十町步餘の桑園を拓き、各蠶室を建て、蠶種生絲を製し、以て一般人士に養蠶の業を勸奨したが、三年の後都城縣新置に遇つて、右地所悉く其所轄に歸し、全く關係を絶つに至つた。廢藩後、更に大山參事の命によつて上州地方を巡回し、又明治二年より五年にかけて、三度富岡製絲場に赴いて見聞を博め、舊來の江州手取りを改めて上州風の座繰器に改め、専ら海外輸出向の生産を企圖した。當時、その自家に於て二町步餘の桑園を拓き、六年には原種六七枚を掃立て、蠶卵紙生絲共に海外に輸出するに至り、始めて積年の素志を達した。しかし、翻つて事業の極端に走るを避け、漸進改良の效を致さんとして、横濱在留の伊太利人デローキ其他に質疑して、水車製絲器械所を建設し、海外輸出の隆盛を願つた。明治

再三上州其他を巡回

海外輸出の素志

デローキに就き水車製絲器械所を建設

桑原組頭取となる  
丁丑役後の寄與

養蠶手引草を著す

蠶糸講習所の爲め盡瘁

蠶糸講習所と蠶業組合

七年四十坪二階建の蠶室を構築してより一層の進歩を見、改良生絲三百貫目餘を海外に輸出し得た。蓋し七八年舊藩より引續き、舊養蠶方たる桑原組にあつて、中心的活動をなしたのであつた。その後丁丑の役中、十年七月本縣雇となり、戦後焼残りの桑に培養を加へ、假宅に於て養蠶を爲し、且つ一般の蠶種缺乏に應へて、自製の蠶種四十五枚を縣勸業課に寄せ、廣く有志へ無償配布を依囑した。十一年四月縣屬次いで十二年勸業係に任せられ、同時に西田村に居を移して植桑飼蠶に努めた。爾來十七年七月迄、農務係・工務係・商務係等を歴任し、特に十七年八月「養蠶手引草」を著して、桑の栽培法より上簇・收繭・繰絲の法に至る迄一般の啓發に資した。又蠶絲講習所の開設に際しては、御用係を命せられ、爾來同所の爲に盡瘁する所少くなかつた。斯く先進篤志家の勞苦によつて、縣下の蠶業は漸く勃興の緒に就いたが、爾後の發達は自然十八年縣授産場第二部として起された蠶絲講習所の事業が中心となつた。同所に於ては、養蠶教師を福島縣に、製絲教師を群馬縣に聘し、各郷に派出すべき教師を養成したが、之と共に、製品の齊一と販路の擴張を圖る爲めに設けられたのが蠶業組合である。恰も十七年十一月農商務省達第



鹿兒島蠶業組合の組成

組合本部  
生糸共同販賣  
事務を蠶糸講  
習所に委託

横濱輸出

蠶糖二業振興

三七號同業者組合準則の發布を見たので、之に基いて十八年一月組合規約を定め、鹿兒島縣蠶業組合(後に鹿兒島縣蠶絲業組合)と稱し、又地方組合準則を設けて先づ鹿兒島上方、下方、西田、日置、永吉、伊集院市、來串、木野、上方、同下方、谿山、喜入、知覽、穎娃川、邊、加世田、南方、阿多隈之城、東郷、水引出、水、阿久根及び野田、長島、祁答院、牛山、太良、加治木、蒲生、垂水、根占、櫻島、肝屬、東部(高)、鹿屋、日南の三十四組を區劃した。而して各組合を統轄する爲め、鹿兒島にその本部を置き、鹿兒島縣蠶業組合本部と稱した。然し三月蠶糸業組合總代會に於て議決の生糸合同販賣申合規則に依り、各組の結合鞏固なるに至るまでは、本部の事務を擧げて講習所に委託したのである。四月講習所假規則を作り、各組合より男子生徒三十名を募集のこと及び培桑、養蠶の業を傳習のことを告示し、同年六月第一期生男子二十名、七月女子生徒八十名を募集し、十二月一期卒業者十名を出した。而して其製絲は横濱同仲會社(平沼專藏)へ委託販賣をなしたが、一面に於て組合の事業は未だ創始に係り、蠶種、飼料はなほ概ね從來のもの多く、製絲も手挽を専らとし、坐繰器械を用ふるも未だ其技に熟せなかつた。

明治十八年來、縣は主として前年來大隅地方熊毛、大島に於て糖業振興の途

蠶糖本部と蠶業區劃

蠶糸業世話掛

蠶糸業組合の規約改正  
地方各組の移動

蠶糸講習所規則を改む

を開いたが、之に對して薩摩地方に於ては専ら蠶業を興起せしむることとし、十九年六月蠶糖二業振興の告諭を發し、更に本廳農商務課に蠶糖本部を設置し、各郡衙及び戸長役場へも主務の吏員を置いてこの業務を擔任せしむることとした。ついで九月管下蠶業區劃九、糖業區劃二を定めて之を發布したが、以上のうち各郡役所、戸長役場に置くべきものとした蠶絲業世話掛はその後二十一年四月に至り、廳務の整理と獎勵擴張の理由を以て廢止せられた。

而して二十年三月に至り、本縣蠶絲業組合は其規約を追加修正し、從來の各組の外、新に伊集院組より郡山組を、川邊組より勝目組を、阿多組より田布施伊作の二組を、加治木組より重富敷根、末吉の三組を、又日南組より松山大崎の二組を夫々分割新設し、之と共に日南組を改めて志布志組と稱した。又病蠶は直に之を燒殺すべきことを申合せ、組合員に於て飼育する春蠶種は取締所の紹介を受けたものに限ることとし、又春蠶種の製造は取締所に於て特に指定するもの、外は一切製造を禁ずることとした。一方同年四月、十八年制定の蠶絲講習所假規則を改めて、生徒は第一科養蠶生徒、第二科製絲生徒とし、前者は毎年凡そ五十日間を以て一期、三期を以て卒業とし、後者は二期を以て卒業



養蠶傳習生の各地派出

と定めた。又同月養蠶及び蠶種検査法の習得を目的として、養蠶傳習生轟木長今村智治上原六郎太の三名を東京へ、市來守彦面高眞の二名を福島縣へ派遣した。この外、當時地方各地に於て製絲場を設置するもの少くなく、鹿兒島上方組を始め、縣下各地に於て二十二ヶ所を數へた。

縣下各地の蠶糸業

加世田の蠶業

川邊村の織物傳習所

宮之城の蠶業

〔補説〕縣下に於ける地方蠶絲業及び機業の發達を見るに、南薩に於ては、川邊郡加世田村は舊藩以來養蠶の先蹤地で、慶應以來同村武田には製絲場があつた。又川邊・勝目地方に於ては、從來川邊・勝目と稱する木綿織物の産出があつたが、明治十四・五年來絹綿交織を始め、良好の成績を挙げた。同地方に於ては、十五年川邊村平山峯元に織物傳習所を開設し、羽二重・縮緬等を製出したが、二十年加世田村に縣授産社より養蠶講習所を開き、武田に於ても士族共有金を以て加世田製絲場を設立し、知覽村に於ても、同年有志の株式組織によつて製絲場の設立が見られた。越へて二十二年川邊村平山玉泉寺跡に縣授産社製絲部分場が設立せられてゐる。北薩に於ては、前述平田孫一郎等が宮之城地方に於て東京・熊本地方より桑種・養蠶法を移入して以來、十六年頃より從來の立木を改めて漸次根刈桑園に變じ、又福島縣の坐繰器械を習ひ、翌年の産額は四倍強にも達した。且つ同年川内に於て高城郡第一回繭生絲品評會が開かれ、十八年縣の蠶業組合設置に際し、山崎外四ヶ郷聯合して祁答院蠶絲業組合を起し、之を機として蠶種・飼育法共に改良された。更に宮之城郷に於ては、屋地村始め一村共有金、有志の義捐金を以て蠶絲講習所を通じて製絲教師を雇入れ、上州坐繰製絲によりて製絲し、之

川内の養蠶

菅野平十郎

大島の養蠶

大島紬の内地移入

管内繭生絲品評會の開設

を蠶絲講習所に依託販出した。川内地方は古くより「川内の養蠶」として知られてゐたが、明治十九年三月縣が福島縣伊達郡掛田町より聘した菅野平十郎が二十二年より二十五年迄授産會社の薩摩郡五代の養蠶所にあつたことは、同地養蠶の發達に大きな影響を與へた。その後、菅野平十郎は宮之城における平田孫一郎等の厚生社に聘せられ、同郷一帯に於ける蠶業改良に盡瘁した。次に大島郡に於ては、紬原料として養蠶が行はれ、特に島桑と稱して四季落葉しない獨特の桑葉を以て飼育が行はれたが、十二年地租改正に際し、桑樹の本數を調査したるに、郡民は之を以て課税の對象となすものと誤解し、殆んど其桑樹を伐採し、爲めに同地の養蠶も一時全く中絶するに至つたと傳へられる。なほ大島紬の内地移入に就ては、明治五年大山參事は紬織の振起を圖らんとし、桂久武に之を諮つた處、鹿兒島新屋敷町附近に河野甚兵衛なる者があり、其父は菅て大島に在勤し、甚兵衛の母末鶴子は、大島赤木名の出生であつて、紬織に長じてゐることを聞き、即ち末鶴子を鹿兒島に招き、河野家に於て附近の士族子女に傳習せしめたるに始ると傳へられてゐる。

斯くの如く、十八年以來頓に縣下蠶絲業の促進を見たが、之が原因として講習所に於ける指導獎勵蠶絲業組合の合同販賣の外に、縣の主催せる管内繭生絲品評會の開設がある。十八年其第一回開設以來、累年その出品數を増加し、講習所の參考品出品を始め、郡村各組より夥多の出品があつた。これより後



二十三年、前述の製糸協同組が組織されたが、其規約は三月認可となつてゐる。即ち事務所を易居町に置き、蠶絲講習所縣營廢止の後を承けて、生絲合同販賣本部の事業を行つた。今二十三年に於ける縣下蠶絲場の狀況を見るに、鹿兒島郡の二十五を始め四十四所を數へ、産繭額は春蠶繭量九百八十八貫二百四匁、夏繭量百九貫五百七十九匁に上り、養蠶戸數は川邊薩摩兩郡を最多として總數八萬二千五百五十七戸を數へるに至つてゐる。

### 第八節 牧畜業

蓋し本縣の如き舊藩以來牧馬事業の盛なりし地方に於て、牧畜業が士族授産の好個の對象となり、之に携るものゝ多きを見たのは當然である。然して之等を通じて、その事業の中心となつた感のあるのは優良種畜の入手であつた。斯くて縣を通じて各牧畜事業に對して貸與又は拂下されたものは、明治八年農事社以來前後五十件を超えたのである。又羊は十四年に始る農商務省よりの馬毛島試牧に先んじて、既に十一年本縣へ對し、内務省勸農局時代に綿羊の貸與があり、猶ほ十二年十月には願によつて勸農局製造の羊毛刈鉄二

優良種畜の貸  
下  
牧羊の貸與

縣に貸與の種  
馬

明治十九年管  
内馬匹數

谷山軍馬育成  
所の開設

農商務省其他  
貸下の種馬

挺の貸下があつた。ついで、十五年以來の馬毛島及び口永良部島の兩牧羊に對する綿羊の恩貸を含めて、その數は前後五百頭を超へるの多數に上つた。以上の外、縣が貸與を受けた種畜に就ては、十八年六月管内馬位向上の目的を以て、農商務省所轄下總種畜場の岩川號の貸與を請ひ、十一月之に代つて純粹乗用種牡馬(マスタロンメーション號等)の貸與があり、縣は之を以て改良に供用した。然るに、不幸にして二頭共前後して病斃したので、更に十九年三月農務局より和洋乗馬一回雜種牡馬雲陽號の貸與を受けてゐる。  
○今、明治十九年の管内馬匹數を見ると、その總數は十二萬八千四百頭(牡四萬四千七百五十六、牝八千四百二十四)であり、一ヶ年の産出は七千頭を下らなかつた。偶、十八年より谷山郷福元へ軍馬局出張所(補設)が設置せられ、尋で馬匹買上の法が施行となつた。從つて種馬の需用増加し、改良上亦苦慮する所も多かつたが、縣廳に於ては畜馬家の輿論に應じ、十九年十月農商務省へ對し、二十年より二ヶ年間種馬每歲若干宛頭の貸下を請うた。十一月、年々貸下のことは聞届けられなかつたが、乗用二回雜種牡馬富士越號、谷越號、一回雜種雲陽號の三頭を貸與せられた。一また之より先き、十九年三月陸軍省騎兵局に交渉して、多敏號外五頭貸下(種付中)



陸軍省アルゼ  
リア種馬の貸  
與

谷山軍馬局

産馬改良組合  
の組成

農商務省貸下  
種牛馬の處分

後には軍馬育成所に收容す)の許可を得、産馬會社の請により社有牝馬に配合し、主として噲啖郡各村に配置した。更に二十年二月、宮内省より和種一頭、雜種一頭及びアルゼリア種牡馬飛雪の貸下があり、また雜種一頭を中俣基彰へ下渡された。二十年、陸軍省に於て横濱外人よりアルゼリア種馬を購入し、産馬地に貸下の擧があるとのことを聞き、渡邊縣令は直に上京して、騎兵局長へ對し、管理等は谷山軍馬育成所長と協議の上取扱ふ條件を以て、その十五頭の拜借を請ひ、淺間號以下八頭を貸下げられ、騎兵局長佐野延勝代理鼓包武と縣令との間に洋種馬貸與條約書を結約した。この馬匹は二十年三月到着し、軍馬育成所の新設厩舎に收容したが、時恰も交孳期節に當つたので、急遽縣下各産馬者を誘導して産馬改良組合を設けしめ、各牝馬所有者の種付に便した。即ち縣はこの組合を利用して、初年度に牝馬百九十頭に交配し、内受胎數百六十五頭に達した。而して翌二十一年四月、又陸軍省に交渉して、アルゼリア種馬レミントン號等三頭の拂下を受け、宮内省貸下の分と併せて十二頭に達したが、之等は當時縣下産馬界の寵兒となつたのである。二十二年二月に至り、農商務省は十五年制定の同省種牛馬貸與規則を廢棄し、從來貸與せる種畜の處分

アルゼリア種  
馬は種畜會社  
拂下を受く

軍馬育成補充  
機關の沿革

福元軍馬局出  
張所

民間預託の法

知覽支所

をなしたことは前述したが、本縣では同年八月特に請うて拜借の種牛馬中十數頭の無代價下與を受けた。また前記貸下のアルゼリア種馬中淺間號以下六頭は、二十二年十二月、陸軍省より種畜會社へ拂下げられたが、十二頭中二頭は一年の供用に止り、四頭は二十三年迄、三頭は二十四年迄、一頭は二十五年迄、最後に残つた高雄、淺間は三十年前後迄供用の後、廢されたのである。

〔補説〕明治七年三月、軍馬局の設置せらるゝや、幼駒育成の目的を以て同局の分厩を各産馬地方に設け、軍用馬として十分なる育成調教を施すこととなつた。十六年九月、宮城縣鍛冶谷澤に初めて分厩が設けられ、翌々年青森縣三本木村、本縣谷山村、福元に軍馬局出張所が設けられた。十九年、軍馬局は騎兵局出張所は軍馬育成所と換稱され、同時に軍馬育成機關は著しく整備された。一方十八年十一月、軍馬局長の申出により、本縣下に於て軍用幼駒百五十頭を購入して之を伊勢健彦等に依託して飼育せしめた。然るに二十年六月、軍馬育成所條例が發布せられ、新に福元、青野、鍛冶谷澤、三本木の四育成所を改置し、また廣く放牧舎飼及び民間預託の方法により幼駒を育成することとなつた。ついで二十三年三月、官制の改正あり、各軍馬育成所の下に必要に應じて支所を設くることとなつたが、同年八月、本縣下に知覽支所が置かれたのは、同支所の始めであつた。

次に産馬の保護獎勵施設の二三に就て述べると、十八年前述の谷山軍馬局



渡邊縣令の産馬獎勵告諭と馬事會

競馬の開設

鹿兒島共同競馬會社

乘馬飼育令

出張所開設せられ、縣下の良馬を選抜し、之に訓練を加へて軍馬に充用する方法を布かれたので、渡邊縣令は之を好機として、同年四月縣下一般に産馬獎勵の告諭を發し、同時に各地便宜の地を以て馬事會の開設を講せしめた。之と共に、當業者に於ても同志者相謀つて當時育成馬匹の最も多く繋がれてゐた谷山村中の鹽屋馬乘場に於て駟乗競走を試行し、大に産馬熱の昂揚を圖つたが、果然この舉は縣民勇武の氣象に合致し、俄に競馬の隆盛を希望するの傾向を促したのである。こゝに於て競馬開設の議熟し、十八年五月産馬會社々々長より縣に競馬開設の願を提出し、直に許可せられたので、同月十九日山下町舊練兵場に於て始めて競馬を舉行した。然るにその成績頗る良好で、知識兼雄同五郎・伊勢健彦・川元覺左衛門・土岐四郎等の間に新に東京の共同競馬會社に模し、鹿兒島共同競馬會社設立の運びとなり、同月二十八日縣の認可を得て、同志を募つて競馬會の組織を整へ、毎年春秋二回に之を開催した。而して渡邊縣令を始め、相良軍馬育成所長その他官民の聲援を得て、非常の賑盛を見、また先に十七年八月發布の乘馬飼育令に依つて、飼養の乘馬には地方税を賦課せず、勅奏任文武官は總て乘馬することになつたので、競馬會は當初兩三年股

種牛馬の取締

種牡牛馬の資格

獸醫の養成

盛を極めたのである。然るに、渡邊知事離任後忽ち衰微し、僅に知識兼雄等の識者が私財を投じて之を維持するに過ぎないことゝなつた。次に種牛馬の取締について見ると、明治十八年十一月始めて種牡牛馬取締法が定められた。之に依つて、種牡牛馬飼養者は毎年縣廳へ出願、検査の上免許鑑札を受くるを要し、然らざれば供用し得ないことゝなつたのである。この取締法における種牡牛馬の要件は、牛は滿二才以上十才以下、馬は滿三才以上十六才以下（但し洋種はこの年齢以上に至るも妨げなし）とし、又牛は丈け四尺以上、馬は同四尺六寸以上であつた。又種牡牛馬は毎年一回便宜の場所に集めしめ、係官を派出して惣検査を行ふことゝ定めた。この規則は數年間實施の後、二十一年に至り改正され、又爾後必要に應じて改正されたが、十九年最初の検査成績は種馬二百五十三頭、二十年には二百七十一頭、二十一年には二百六十三頭となつてゐる。なほ獸醫の養成について一言してをくと、明治十八年八月獸醫開業免許規則及試験規則が發布せられ、假免許出願が頗る多かつたのに鑑み、縣當局では獸醫速成傳習所を開設するの必要を認め、翌年八月十三日鹿兒島山之口馬場町七十五番地に之を開所した。



舊藩以來の牛馬市

産馬會社の馬糶市

山野馬市の復活

産馬改良組合の市場開設

舊藩林制の弛

第一編 縣政の整備

〔補説〕爰に當時の糶庭市の状況に就て少しく述べてをくと、舊藩以來縣下各地に於て神社祭禮、農村娛樂日に際して牛馬市の開催は頗る多かつた。之等は明治六、七年乃至九年頃に於て殆んど廢れたが、尙瞻吠郡末吉郷に於ける南ノ郷早馬明神前の牛馬市、二ノ方字地藏の段牛馬市、伊佐郡山野村に於ける馬市は有名であつた。前述の如く産馬會社は社業の中に春秋兩季の馬糶市庭開設の事を設け、賣上代の百分三を徴したが、開市の當初は極めて寂寥たるものであつた。然し數年の後次第に市場の信用を昂め、二十一年には出場馬三百八十一頭、内賣却二百九頭を數ふるに至つた。この外、明治十五年鹿兒島居住の牛馬賣買業者黒岩善太郎外十三名は山野馬市の復興を期し、同業者を以て牛馬賣買組合を組織し、又馬市設立規則を設け、九月許可せられたので、毎年十一月の頃十五日間定日を以て開設し、數年の間非常の繁盛を見た。その後十九、二十年頃のアルゼリヤ種馬移入により結成を見た産馬改良組合に於ては、其仔馬を販出すべき市場開催を必要とし、縣の監督の下に馬市場手續を定めて、入場馬の検査その他に就て規定した。この手續は始めて組織的な畜市場の法を設けたものとして、爾後の種馬組合、産馬組合時代の市場發達の先蹤をなしたものである。

第九節 林業

藩政時代に於ける周到なる保護政策は、幾百年來の良林の荒廢を防ぎ、藩經濟に抄からざる餘裕を興へた所以であつた。然るに、維新以後林政は頗る弛

丁丑役後の荒

縣當局伐木禁遏に努む

舊藩以來許可の地所拂下立木伐採開拓地を調査

道路並木の保護

大山縣令拂下道路並木と敷地の處分

み、濫伐の弊が諸方に起るに至り、剩へ十年兵亂の後を承けて樹林の伐採は日に急なるものがあり、赭山禿林至る處に現出し、又往年の良山を捨て、顧るの違がなかつた。之が爲め當局は早くも之が禁遏に盡したが、明治十年八月一日の布達に於て、道路並木の伐採に就て諭達したものはその最も早い例である。更に同年十一月には、官有林及び道路並木、社寺境内樹木等は損木枯木たりとも官許を経ずして猥に伐採を禁じ、且つ大山縣令在職中既に許可濟の分でも代價未納の分はその伐採を禁じた。又十年より十一年にかけて行はれた廢藩以後十年四月迄の地所拂下立木伐採等、許可地に關する實地調査に依つて、管内の到る處に水源涵養、土砂扞止、風潮除、魚附場其他名所舊跡の良材山、橋梁普請備林等の濫伐が甚しく、早魃洪水、土砂埋、風潮等の災害は勿論、その他の障碍が頻發せる事情が明かとなつたので、差當り十一年一月各地元町村に對して、之等森林の養護と伐採の禁止を令達した。一方二月には、道路並木の保護に就て重ねて禁諭し、四月には諸街道並に脇往還並木の枯損、根倒等に對する植繼を計り、先づ諸街道筋最寄の町村正副戸長に命じて、反別苗木數、新規植立の箇所、隣地に對する障碍の有無等に就き調査せしめた。なほ大山縣



民林山林伐採の節の心得

令時代開拓及び學校資本として拂下げた道路並木及び敷地は、十五年通常縣會に附議の上、地方經濟上他に重要なる事項多く、莫大の費額を要する時、既に無用視し拂下げたる並木を買上ぐるに及ばずと決したのである。

之より先き、十二年一月縣では、民有山林伐採の節の心得を發布し、民有山林の伐採には必ず戸長の検査を経べきこととし、殊に水源涵養土砂扞止風潮除魚附場林、名所舊跡及び非常の良材等を伐採せんとする時は、其旨を縣廳へ申出でしめ、又戸長をして良材保存の處置を採らしめ、雜木薪炭林は其大小に應じ、豫め區劃を定めて輪伐せしめた。更に、同年八月民有宅地に在る楠木を伐採する時と雖も、努めて良材保護の措置を採らしめてゐる。山林濫伐の弊は、維新後全國的通弊となつてゐたもので、之が爲め政府に於ても苦慮する所が少なく、明治十三年十二月、内務省は特に山林荒廢の挽回に關する諭達を發し、又明治十五年山林共進會の開設せられた趣旨も山林愛護思想の涵養にあつた。これより後、十七八年頃に至つて、民林は尙減少の傾向を辿り、當局をして其保存の急務を痛感せしめたが、十八年六月新に民林取締委員を選定せしめ、民林取締要領を定め、之に準據して、各地に取締規約を設けた。

雜木薪炭林伐採に輪伐區劃を定む

山林濫伐は全國的通弊

民林取締委員の選定

本縣官林行政機關の變遷

官林監守人

官林巡視人

次に本縣に於ける官林行政機關の改廢について見るに、十年以前内務省が官林保護の爲めに置いたものに、官林監守人があつたが、十一年八月、當分區戸長に於て取締を代理せしめた。間もなく十二月、内務省地理局は監守人巡視人を改置し、監守人は樞要の地に在つて官林の監督保護の任に當り、巡視人は平常官林を巡視する外、山産物の調査に當らしめ、營業人は改方を戸長事務扱所へ申出で、戸長奥印の上、巡視人回村の時に檢閲證印を受け届出でることゝなつた。従つて、先に山林取締人より戸長等へ引繼がれた山産物改方帳簿等は、總べてこの巡視人へ引繼がれた。本縣に於ても、同年九月高千穂櫻島中林區内各小區擔當官林巡視人を定めたるを始め、十月には管下官林中小林區劃を定めた。明治十二年十二月、縣下官林の調査並に養護の爲め、内務省官員出張し、縣廳内に事務取扱所を假設し、前述の官林監守人、巡視人の配置及び手入伐木等の事務を取計つたが、翌年六月限り同所は閉止し、その事務は七月より本縣に於て取扱ふことゝなつた。

然るに明治十五年六月、農商務省が本縣の官林を直轄すると共に、同八月十九日始めて農商務省山林事務所が縣廳構内に開設せられた。次いで十七年

小林區劃を定む

内務省山林局員の派出

農商務省本縣官林を直轄す  
鹿兒島山林事務所の開設



山林事務所と郡役所戸長役場との關係

十八年の派出所出張所

鹿兒島大林區署の開設

部分木の問題

五月廳下生産町四十番地へ移り、また宮崎縣割置により鹿兒島山林事務所宮崎出張所は同年八月之を廢止し、新に宮崎山林事務所を置いた。鹿兒島山林事務所はその後十八年二月、長田町へ移轉した。而して山林事務所と郡役所等との事務上の關係は、一般官林事務は勿論山林事務所に於て之を爲すも、官林内の火災、風損虫害盜伐其他の利害に付ては、郡長、戸長等に於て平常注意すべきものとし、かゝる際は山林事務所へ申報し、特に急救の場合には直に防禦取締の方法を採るものとしたのである。就中盜伐に關しては極めて重きを置き、同年十一月之が取締方を所在町村世話人等へ諭告してゐる。

山林事務所派出所配置は、十八年十二月の改置に據ると、邊塚(佐多部)、田代(田代部)、岸良(内之浦部)、高山(始良部、高隈部、垂部、水部、志布志部)、本所(岩川部、國分部、鹿部、知覽部)、知覽(知覽部)、宮之城(薩摩部、菱刈部、宮之城部)、出水(出水部)、名瀬(大島部)、蒲生(十九年九月増置)、牛山(同上)であり、外に宮ノ浦出張所(屋久島部、種子島部)が特置されてゐた。その後十九年四月始めて歐洲の制に倣ひ林区制度を實施すべく、全國二十一大林区署を設くるや、五月本所は鹿兒島大林區署と改稱し、爾來鹿兒島山林事務所が取扱へると同様の事務を處理した。

官林の植栽に就て舊藩以來民間に最も深い關係のあるものは、部一山又は

舊藩以來の部分山を調査

部分木仕付條例の發布

總て部分木仕付條例に準據せしむ

部分目録の書換交付

三分一山等の名を以て呼ばれ來つた部分木の問題であつた。これにつき、十年十一月蒲生以下十八郷に對して、郷内舊來の衆力山並に部一山等を一時停止して其調査をなしたが、翌十一年一月に至つて、薩隅兩國各郷の部一山林部割のことを公布し、四月には木材需用の急増に鑑みて植林の一日も忽せにすべからざることを諭達し、且つ植樹を希望しながらも、所有地なくして着手し得ざる者をして、毎年六月限り各大區毎に出願せしむることとした。間もなく、政府に依つて部分木仕付條例の制定公布を見、部分の比例を植栽者の希望の厚薄により二官八民より五官五民迄の間とし、借地反別は豫め其制限を定めず、其植栽見込に應じて相當の地積を貸付するものとなつた。但し植立員數の都合により廣大の地積を要し、一時に植挿を爲し得ざる場合に於ては、三ヶ年以内の期限を以て逐次その植繼を許し、三ヶ年を過ぎ猶ほ植挿未了の地は直に返附せしむることと定めた。本縣に於ては、從來官有の原野へ勝手に樹木挿植せる場所が少くなかつたが、この部分木仕付條例によつて、九月民有地を除くの外は總てこの條例に準據せしめ、又十月に至つて、舊來部一山三分一山等各種の名義を以て、下付し來れる部分目録を書替下渡すこととした。



伐採證の下付

道路並木の植  
繼と地方税

榿並木仕付條  
例  
部分林中内譯  
本數を限り部  
分するの舊慣

十四年十月、官木拂下許可の際は、伐採證を下付し、伐採期限を付し、其期限内に伐木すべきこととし、翌十五年三月更に之が取締上の手續を定めた。

道路並木の荒廢に就ては前述したが、元來其保護と植繼の費用は枯損木の拂下代を以てし、尙ほ不足の分は地方税を以て補充すべき成規であつて、自然當時の寡少なる地方税費を以てしては、其栽植のことが不充分を免かれなかつた。

しかるに各郡村に於て、生蠟製造用として榿木栽植の希望者が多かつたので、十三年四月主務省の認可を経て、部分木植挿の法に準じて榿並木の栽植の法を設けることとした。

十四年十月制定施行せられた榿並木仕付條例がそれで、榿木は成木の上榿實幾分を公納し、自ら其の幾分(二公八民乃至五公五民)を收めるものとした。

又成育後手入上の伐木に就ては、郡役所調査して許可し、艾除の樹木は悉く仕立主へ下付するものと定めた。

而して、この方法は二十二年に至つて廢止せられてゐる。

先に部分木仕付條例によつて、部分木に關する部分方法は、樹木の伐採年度に至り全林總て部分けすべきものとされたが、本縣では部分林中内譯本數を限つて部分するの慣行があつたので、十四年十二月、杉木、楠木等兩種植立の部分林にして、杉又は楠を限り部分けする外、一部の

部分方法は禁止した。但し翌年四月、全林の内と雖も、成木の遲速の判然たる箇所は、其實況に就て方伐を許可するものとしてゐる。

官林立木拂下の舊慣と明治以後の林制の影響  
凡て公賣に依らしむ  
日向地方に於ける稼山慣行

次に舊藩時代以來の官林立木拂下の主なるものは、木炭、樟腦、椎茸製造用として、あつたが、明治以後林制の改變につれて、これに關する舊慣は自ら大なる變遷を蒙ることとなつた。

明治十二年六月、縣ではこれらに對して調査を進めると共に、爾後は一切公賣を以て拂下をなすものとし、追て何分の達あるまで、緣故あるものを除くの外、拂下げざることを達したが、就中當時船艦用木材としての需用が昂りつゝあつた楠木に對しては、之より先五月その樟腦製造用としての拂下に制限を加へ、枯損木或は宇都入木を除くの外、以後は拂下げざることにしてゐる。

しかし、一般に官吏の派遣實地點檢があれば、直に許可になつたものとして、其業に着手する者が多く、このことは部一山及び衆力山立木の伐採に關しても同様であつた。

蓋し十年以前に於ては、自然萬事舊慣に存依し、各種稼山に於て地方獨自のものがあつたのである。

殊に日向に於ては、藩林に於て榿木、榿腕、椎茸等製造の爲め、無年季、年季營業を許可し、立木無代價の分は多少の税金を徵收し來つた。

十二年に至り、縣廳に於ては、此税



縣限りの稼山  
營業規則は許  
されず

立木輪伐區域  
を立て、拂下  
ぐ

舊慣の利便

は木代金に相當し、名實に於て不都合なるのみならず、官林保護上に於ても故  
障あるものとし、同年限り廢止し、十三年一月より新規則を施行せんとして、主  
務省の認可を仰いだ、が十二月舊慣の税金は廢止すべきも、縣限りの稼山營業  
規則施行のことは許可せられなかつた。但し一時に舊制を廢止しては當時  
營業年季中に係る者の生計を脅すこと必定であつたから、年々順次拂下げ得  
るものとし、其箇所圖面並に木種等を調査申請せしめたのである。爾來縣廳  
に於ては、夫々稼山の處分をなすこととし、立木輪伐區域を立て、拂下ぐべき  
分を調査したが、十三年十二月以降逐次整理濟次第伺出づるに至つてゐる。  
然るに之等の稼山は、只區劃を定め、年季を附して許可したのみで、木數の制  
限なく、伐木の多寡は稼人の部分に任せ、年季中は自由に伐採させ、其出產高に  
應じて税金を徴收し、且つ満期に及んで延期を出願すれば、差支なき限り幾回  
となく延期を許可した。故に營業人に於ても伐採を急がず、時價の高低を計  
つて其業を弛張し、一方に於ては自ら暴伐を防ぎ、他方出產物の聲價を維持し  
得たのである。然るに、恰も十四年には年季満期にして、延期を出願する者が  
少くなかつたが、縣廳に於ては、延期を許可せざる時は、稼人並に山子等が忽ち

特に繼年季を  
許可

薩隅に於ける  
炭燒營業の慣  
行

禮銀と御禮杉

縣の改正方針  
と主務省の指  
令

自用薪木拂下  
規則

生計を失ふのみならず、現に年季中の稼人は將來稼山は延期にならざるもの  
と速断し、年季内に許可區域内の樹木を伐盡さんとするは必定の勢であつた  
から、同年十二月特に農商務卿の認可を経て、同年延期の分のみ將來改正の方  
法を確立する迄の間、年限を定めずして繼年季を許可したのである。  
一方薩摩大隅地方に於いては、炭燒營業者には、場所の廣狹、立木員數の多寡  
を問はず、營業鑑札一枚に付き一ヶ年金六錢、外に禮銀一ヶ年一圓六十一錢三  
厘を收入し、また御禮杉と稱して苗木千五百本づつ植付けさせる舊慣があつ  
た。縣廳では十一年六月之が改正を企圖し、官林中良材を含まず、地租改正に  
際して三等官林へ編入見込の場所にして、從來慣行のあつた箇所に限り、其地  
相當の輪伐區劃を定め、年々順次炭燒を爲さしめることとし、その立木伐採に  
關しては、最寄の郡村に於て入札伐採を許可し、然る後主務省へ届出づるもの  
としたのである。之に對して、同月内務省では、不日縣下に出張せしむべき地  
理局々員に於て精査の上、一般の例に引直すべきも、差當り已むを得ざる分に  
限り、必要の區劃を設けて伺出づべきものと指令した。即ち十二年八月に至  
り、自用薪木拂下規則を制定施行し、從來の鑑札は年末を以て總て返納せしめ、



自用薪木伐採には新に願書を要し、その際舊藩中薪札を請けて採取した慣行ある村々は、その年伐採すべき區劃を記入して提出するものとした。猶ほこの際、その年薪不足を生ずる時は、情狀を具し、更に拂下の申請をなすことが許された。而して以上は、鋸柄其他農業上の必需品の爲め鑑札を請け、一年定め

の料金を納めて、官木を伐採し來つたものにも適用せられたのである。元來自用薪木の採取は、官林中と雖も故障なき箇所は自由に許可されたものであつたが、上述の如く十二年に主務省の指揮によつてその慣行を更正し、輪伐區を定め、代價を徴收することとしたので、從來に比し不便は固より、代金も高價となつたのである。而も公然として不平を唱へる者のなかつたのは、縣に於て舊慣存廢に對し急變を避け暫定的措置を講じ、實際上日常の需給に事缺かなかつたからに外ならなかつた。而るに十四年九月、農商務省は大隅郡郡村字四谷官林に係る採薪願を却下したので、縣に於ては關係村は固より一般に自用薪炭拂下規則に對して疑惑を懷くべきを豫想し、十五年三月慣行と現況等とを具陳し、農商務省に於ても、これを已むを得ざるものとして、同年六月必需の箇所と、本縣拂下規則とに就き參酌調査し、同省山林局出張員と協

縣當局舊慣存廢を考慮し暫定的措置に依る  
農商務省の採薪願却下と一般の疑惑

山林事務所の官林產物公賣規則

官林產物特賣規則

山野火入

火入取締の規則

山野火入に關する舊慣の調査

議の上、尙伺出づるやう指令してゐる。その後山林事務所設置以後は、十七年八月官林產物公賣規則を定めて、以後の官林木竹其他產物拂下に基準を與へ、入札の上拂下ぐるものとし、翌年八月の改正で、なほ糶賣を以ても之を行ふこととした。十八年一月、官林内に生ずる椎茸、松露、小柴、下草、落葉等の產物採取に就いては、山林事務所へ願出づべきものとし、更に同年五月、官林產物特賣規則を設けて、前の公賣規則に關聯する官林產物拂下の様式を定めた。次に山野火入に關しては、舊藩時代以來種々の制規があり、民林に於て茅秣の肥饒を計るため、若くは獸害除等の爲め火入を爲すは勿論、官有原野等に對しても茅秣刈取及び放牧等の許可を得たる箇所の火入慣行が存在した。又廢藩以後明治七年三月内務省達によつて、猥に茅野秣場等の枯野を燒くことを禁じ、縣に於ても十一年三月爾後村中または區内申合せ、火入前外面凡そ二間通り下草を芟除すること、豫め火防夫手當の上火入を爲し、他に延燒の憂なからしむべきこと等の布達が見られた。越へて二十一年三月、農商務省訓令

山野火入取締規則の發布あるや、縣では新に之が規則を改定する爲め、舊藩慣行の調査をなし、特に官有原野に對しても火入の慣行があつたことが知られ



官有林に對しても取締を同一にす

舊藩諸鑛山の荒廢

鑛業熱の瀰蔓

試掘願の殺到

明治十二年の廢坑

たので、鹿兒島大林區署に協議して、同署所管の地にも本縣主管に對すると同様の火入取締を施行することとし、二十二年三月主務省の認可を得てゐる。

第十節 鑛業

本縣は古來金銀硫黃を始め諸鑛質に富み、島津氏歴代の稼業になる山ヶ野、芹ヶ野兩金山外、各所に舊藩時代以來の鑛山を有した。併しながら、之等の多くは廢藩後廢坑となり、僅に一部を除き全く見捨てられるに至つた。然るに明治十年以後追々縣内の秩序恢復し、勸業の勃興を見るに至り、或は舊坑を再掘し、或は新坑を發見する等、當時全國的に一時に瀰蔓した鑛山熱に煽られ、試掘の事業が簇生するに至つた。而して、この傾向は明治十四五年に至り最も甚しく、殆んど全管内に互り大小の試掘願が殺到するの狀況を呈した。併し元來鑛業は多大の資金と専門的知識を要したので、官業及び二三富豪の借區地の外は、概ね單なる試掘に止り、又稼業するも永續するに至らなかつた。明治十二年既に廢絶せる鑛山は同年七月縣治一覽概表に據ると、總計二十四ヶ所を數へ、その内譯は次の如くであつた。

同上現在の借區坑の産出額

(金) 坑	日置郡串木野郷羽島村	四、〇四二、〇〇〇斤	大隅郡牛根郷中名村	砂鐵	一
	伊佐郡牛山郷牛尾村	六四、八二〇	白杵郡所々	硫黃	六三五、六一〇
	白杵郡鞍岡村	六六、八二五	川邊郡加世田郷清水村	硫黃	九、一六三噸
(砂) 金	伊佐郡佐志郷佐志川筋	一五七、五〇〇	顯娃郡顯娃郷新牧村	金	一、四五〇斤
(銀) 坑	大隅郡牛根郷	—	同郡同郷馬渡村	—	—
	肝屬郡新城郷	—	肝屬郡新城郷	—	—
	白杵郡内所々	—	川邊郡川邊郷古殿村	—	—
(錫) 坑	大隅郡牛根郷	—	阿多郡田布施郷奥谷村	—	—
	諸縣郡石川内村	—	出水郡出水郷平岩村	—	—
	白杵郡所々	—	白杵郡所々	—	—
(銅) 坑	川邊郡加世田郷片浦村	—	(安質母尼坑) 白杵郡岩戸村	—	—
	嚙啖郡國分郷河内村	—	諸縣郡内所々	—	—

又同表に據る十二年現在の借區坑及び産出額は次の如くであつた。

川邊郡南方郷鹿籠村	金	四、〇四二、〇〇〇斤	掛宿郡指宿郷西方村濱畑	砂鐵	—
日置郡串木野郷芹ヶ野	金銀	六四、八二〇	川邊郡硫黃島	硫黃	六三五、六一〇
谿山郡谷山郷下福元村	錫	六六、八二五	川邊郡中ノ島前平外三ヶ所	硫黃	—
掛宿郡山川郷兒ヶ水濱外二ヶ所	砂鐵	一五七、五〇〇	桑原郡横川郷山ヶ野	金	九、一六三噸
白杵郡岩戸村土呂久	銀	—	諸縣郡高城郷四ヶ村	安質母尼	一、四五〇斤
白杵郡七折村横峯	銅	二五六、八七五	白杵郡山陰村西ノ内	安質母尼	—
白杵郡北方村日平	銅	五九九、三七五	白杵郡日知屋村庄牛	安質母尼	—
兒湯郡南方村杉谷外二ヶ所	石炭	—			



鑛區借地に名を藉り立木伐採を圖る者多し  
試掘開坑に關する規定

樹林損傷の虞ある時は許可せず

御用掛高橋元長の巡回

にして一時の流行に溺れ、確實なる根據なくして出願するものがあり、また唯鑛石需用地の名を假りて、其地面に生植する樹木を伐採し、拂下を受けんとするものも尠くなかつた。元來鑛山試掘に關する規定は、明治六年の坑法、八年一月乙第三號達等に見られ、試掘開坑願人ある時は地上の支障を以て拒否し得なかつたが、敍上の如き伐木目的の出願に對して、一々土地の貸渡をなす時は、縣下林地の荒廢を招く虞充分であつたから、十四年一月渡邊縣令は内務省に對して、自今官林に於て試掘願人ある時は、金屬の含有と事業の確實とを信認するものを除くの外は、多少鑛物を含むるも樹林を損傷する見込の場所は、試掘開坑は勿論土地の貸與をも許可せざるべしと、なし度き旨の上申をなした。五月、農商務卿は實際にその弊害の認めらるゝ時は、工部卿へ具申して指揮を受くべきことを指令し、後に十七年五月、工部省は省令第五號を以て各府縣諸鑛山試掘並に借區開坑出願の身元不確實、無資力の分は地方廳限り願書を却下すべきことを達示してゐる。

之より先、本縣では十四、五年試掘の盛行に鑑み、之が實地調査として十五年八月、勸業課商工掛兼驛遞掛御用掛高橋元長に命じて、約束郵便開設取調を兼

薩隅日各鑛山實地景況書

明治十年代の借區鑛

ねて諸鑛山検査の爲め管内を巡回せしめたが、翌十六年六月に至り、高橋御用掛はその復命書として薩隅日各鑛山實地景況書を提出した。之に據れば、其検査箇所合計百九ヶ所、内借區ヶ所二十四採取ヶ所二十三、試掘ヶ所三十九、發見場二十三を數へてゐる。また當時現に稼業の箇所は薩摩に鹿籠、長野、野谷山、大隅に於ては山ヶ野、日向には日平等あるのみで、其他は僅に着手するも實に微々たるものであつたといふ。而して其試掘の多くは一時的のもので、年季中を終へずして廢業したが、いま、勸業年報其他に據つて、比較的確實に稼行せる借區鑛を掲げると凡そ次の如きものであらうと思はれる。

(郡)	(村)	(鑛名)	(借區人)	(借區坪)
阿多郡	和田村字穴原外二ヶ村	銀坑	大阪府寄留鹿兒島士族五代友厚代理金子俊一	三千坪
川邊郡	東鹿籠村字阿部原霞諸右衛門外八ヶ所	金坑	大阪府杉村正太郎代理前期金子俊一後期小高猶造	三萬坪
谿山郡	下福元村錫山字東谷地福谷鎌塚谷	錫坑	東京府華族島津忠久光	三百八十二坪
日置郡	下名村字野字梅木迫	銀坑	東京府華族島津忠久光	六百坪
桑原郡	上ノ村山ヶ野字本町、小谷町九郎太郎、長野、茅野、出來山、奥ノ谷	金坑	東京府華族島津忠久光	二千百〇三坪
桑原郡	中津川村字比霜燃	硫黃坑	鹿兒島縣士族瀬戸平次郎代理瀬戸金之丞	五百坪



第一編 縣政の整備

四三八

川邊郡硫黃島字座ノ詰鉢外十八ヶ所	硫黃坑	鹿兒島縣平民長濱衛守	四萬八百二十坪五合
川邊郡硫黃島字比平外二ヶ所	硫黃坑	代理 黒田嘉兵衛	
川邊郡硫黃島字本嶽外一ヶ所	硫黃坑	鹿兒島縣平民 長濱衛守	四千八百坪
川邊郡硫黃島字荒山外八ヶ所	硫黃坑	鹿兒島縣士族 黒田嘉兵衛	一萬五千二百坪
川邊郡中ノ島字前平外二ヶ所	硫黃坑	鹿兒島縣平民 長濱衛守	一萬七千五百坪
敷設郡口永良部島字古燃嶽外一ヶ所	硫黃坑	鹿兒島縣士族 島津久徴	九百坪
		代理 島津又七	五百坪

第十一節 金融及び會社企業

明治九年太政官布告第一〇六號國立銀行條例の發布の後本縣に於ては同十一年二月大藏卿の達に基いて始めて銀行係を置いて銀行に關する事務を取扱ふことゝなつた。然し此の時管内に在つた銀行は只鹿兒島に第五國立銀行の支店(明治六年十月開業)が一ヶ所のみで當時三萬五千圓の定期預金三千九百圓の當座預金を有してゐた。然るに同年七八月の間鹿兒島士族伊集院中二外十二名が資本金四十萬圓を以て鹿兒島に福山健偉外九名が二十萬圓を以て同處に三松林太郎外四名が十萬圓を以て延岡に那珂郡楠原村士族郡司俊夫外四名が十萬圓を以て飢肥に各國立銀行を創立せんことを出願するに至つ

始めて銀行係を置く  
第五國立銀行支店

國立銀行設立の出願

第四百四十五國立銀行  
第四百四十四國立銀行

第四百四十七國立銀行の創立

福山健偉と山田海三

た。併し、何れも其資本金の多きに過ぎた爲め縣廳に於ては再三その合併を勸諭し、鹿兒島に設立の分は遂に合併に決じた。また延岡と飢肥の分は、十二月に至り各資本金を減じ、五萬圓を以て創立を再願して聞届けられ、延岡は第四百四十五國立銀行、飢肥は第四百四十四國立銀行と稱することゝなつた。而して引續き、所定の手續を経て入金検査を終了し、延岡は翌十二年四月十七日、飢肥は同五月一日各、開業免狀を下付せられたので、延岡は九月より、また飢肥は八月より各、開業した。猶ほ當初の役員は、前者は頭取三松林太郎、支配人堤團七で、また後者は頭取郡司俊夫、支配人黒田勇七であつた。一方鹿兒島の分は、前述の如く合併決議の上、資本金五十萬圓を以て請願して允許せられず、更に四十萬圓に節減の上再願して聞届けられ、第四百四十七國立銀行と稱することとなつた。然るに公債證書の下付が皆済に至らなかつたので、六月に至り漸く入金検査済み、八月開業免狀を下附せられ、逐次其發行紙幣三十二萬圓の交附を受け、同年十月六日開業の運びとなり、その初代頭取は福山健偉、支配人は山田海三であつた。以上の如くして、本縣に於ける國立銀行の設立は十一年七月より翌年十月に至つて實現したが、猶ほ十二年十二月開業免狀下附を受



沖繩に於ける  
國立銀行設立  
と本縣

私立都城銀行

衆成舎

保護・承惠・撫  
育會社

士族救濟相互  
扶助機關たる  
の性質

けた沖繩の第五百十二國立銀行の發起人も本縣士族松田通信外四名で、當初の資本金は五萬圓であつた。而して其創立者の本籍本縣にあるの故を以て、身元取調方入金検査等の創立上の手續は便宜上本縣に於て取扱つてをり、更に十三年五萬圓の増資を爲すに當つても、本縣に於て検査をなし、同年四月二十日より其鹿兒島支店を潮見町に開設した。翌十四年十二月更に三萬圓増資の許可を受け、これ亦前段の通り本縣検査に依つたのである。以上の外、十三年九月諸縣郡に私立都城銀行設置され、薩摩郡に於て同年十月旭銀行川内支店(本店)が設置された。又無盡會社の如き業務を以て、十三年十二月衆成舎が菱刈實近等によつて、鹿兒島山之口馬場町に設立されてゐる。

この外、次に述ぶる所の各種企業會社中には、貸付預金を爲す銀行類似の金融機關が少くなかつた。保護・承惠・撫育の三社について、その設立の趣旨、事業内容等は既に前卷に於て述べたが、撫育會社の如きは、十年頃既に六萬圓に増資を見てゐた。しかも、之等がやがて貸付金回收不能の状態に陥り、同時に丁丑擾亂に際會して特殊なる役割を爲したことは、その士族救濟相互扶助機關たるの性質上必然であつた。然し、十年以後の士族の困窮と一般金融の逼塞

貸附會社の濫立

明治十年乃至  
二十三年の管  
下諸會社

とは、士族自營上の貸附機關を必要とせること以前に倍するとも劣らなかつたから、承惠・撫育兩社の復活を始め、各郷士族間に於て、各其所有の公債證書乃至その共有金を資本とする大小の貸附會社の濫立を見た。當時未だ政府の會社條例施行前に係り、其成立は殆んど申出に任せて人民相對を以て認可されたから、中には相當根據薄弱のもの多く、規則等も粗漏に流れてゐた。十三年、縣は屢次會社設立には營業の目的、資本金、株主、配當、役員選定等に關する規則を確實にすべきことを諭達してゐる。

以下之等諸會社に就て述べるに當つて、左に明治十年以後二十二年三年の間に於ける管下諸會社の一覽表を掲げてみれば、凡そ次の如くである。

(名 稱)	(所 在 地)	(資 本 金)	(株 數)	(營 業 種 目)	(開 業 年 月)
互 救 會 社	兒湯郡高鍋町	四、五〇〇圓	—	紙・蠟燭・穀物賣買、貸付預金	明治六年七月
沖永良部島商社	鹿兒島易居町	三五、〇〇〇	—	沖永良部島産糖交易	同 七年十一月
衆 民 會 社	諸縣郡糸原村	一、五〇〇	—	貸 付 金	同 一年十二月
喜界島商社	鹿兒島下住吉町	二〇、〇〇〇	—	喜界島産糖交易	同 八年五月
豐 民 會 社	鹿兒島	—	—	肥料賣買	—
商 議 社	白杵郡元町	一九、八〇〇	九八	貸付預金、物産賣買	同 一〇年十二月



第一編 縣政の整備

株	金	社	同郡 恒富村	一〇、〇〇〇	貸付金	同	一二年二月
共	有	社	同郡 同村	三、〇〇〇	同	同	年同月
産	物	會	鹿兒島	—	物産賣買	同	年五月
穀	物	商	鹿兒島	—	穀物賣買	同	明治二年六月
陶	器	會	鹿兒島田之浦	—	陶器製造販賣	—	—
陶	器	會	日置郡伊集院	—	同	—	—
信	立	社	白杵郡岡富村	二、〇〇〇	貸付金	同	年七月
鐵	工	會	川邊郡竹田村	三、〇〇〇	鐵工並賣買	同	年一〇月
大	島	商	鹿兒島沙見町	五〇、〇〇〇	大島産糖交易	同	一二年一月
飲	肥	商	那珂郡楠原村	七三、四六五	物産賣買	同	年二月
誠	結	社	白杵郡恒富村	五、二五〇	貸付金預り金	同	年三月
死	牛	馬	鹿兒島新町	三、〇〇〇	牛馬皮骨賣買	同	年五月
保	存	社	兒湯郡高鍋村	五、六二〇	物産賣買	同	年七月
協	心	社	白杵郡恒富村	三、五〇〇	貸付金預り金	同	年九月
歸	厚	社	同郡 岡富村	五、五三五	同	同	年九月
交	通	社	鹿兒島船津町	四四、〇〇〇	貸付金預り金	同	年一〇月
康	泰	社	同 六日町	二三、〇〇〇	德之島産糖交易	同	年一二月
商	質	社	肝屬郡百引村	一〇、〇〇〇	貸付金	同	一三年一月
永	盟	社	白杵郡恒富村	一、〇〇〇	同	同	年一月
日	弘	社	同郡 岡富村	四、一〇〇	貸付金預り金	同	年一月

供	賑	會	社	那珂郡西方町	六、〇〇〇	貸付金	同	年一月
硫	黄	米	社	鹿兒島住吉町	一、二七二	硫黄賣買	同	年二月
延	岡	米	社	白杵郡南町	四、〇〇〇	米穀賣買	同	年二月
積	善	社	同郡 岡富村	一、二〇〇	貸付金預り金	同	年三月	
有	鄰	社	那珂郡廣瀬村	二五、〇〇〇	貸付金預り金	同	年三月	
商	産	會	鹿兒島堀江町	五〇、〇〇〇	諸爲換	同	年四月	
以	德	社	白杵郡南町	四、〇〇〇	貸付預金	同	年四月	
誠	意	社	同郡 岡富村	一、〇〇〇	吳服賣買	同	年四月	
榮	達	社	那珂郡下田島村	九、〇〇〇	貸付金	同	年四月	
立	本	會	諸縣郡宮丸村	四、五〇〇	牛馬骨賣買	同	年六月	
上	江	社	兒湯郡上江村	九、〇〇〇	貸付金預り金	同	年六月	
協	力	社	白杵郡岡富村	五〇〇	物産賣買	同	年七月	
小	丸	社	兒湯郡高鍋村	四、〇〇〇	貸付金預り金	同	年七月	
恒	産	社	同郡 高鍋町	二、〇〇〇	同	同	年七月	
穀	物	商	川邊郡鹿籠村	二〇、〇〇〇	穀物賣買	同	年七月	
開	産	社	白杵郡尾末浦	四、〇〇〇	貸付金預り金	同	年七月	
南	島	社	鹿兒島生産町	八〇、〇〇〇	沖繩大島等産糖交易	同	年七月	
共	融	會	諸縣郡宮丸村	五、〇〇〇	貸付金	同	年一月	
共	志	社	大島東古仁屋村	九、〇〇〇	大島砂糖交易	同	年一月	
製	藍	會	鹿兒島向江町	一〇、〇〇〇	製藍	同	年一月	



第一編 縣政の整備

辨貸會社	諸縣郡長飯村	一〇、〇〇〇	五〇〇	貸付金	同	一四年三月
物券會社	鹿兒島千石馬場町	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	貨物賣金	同	同
高鍋養蠶會社	兒湯郡上江村	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	養蠶買金	同	同
便農會社	阿多郡宮崎村	四、九〇〇	—	貸付金	同	明治一四年五月
安得組合會社	同郡花瀬村	四、〇〇〇	—	同	同	同
貸付會社	日置郡串木野村	五、〇〇〇	—	同	同	同
三開商社	薩摩郡平佐村	九、六〇〇	—	藥種賣買	同	同
大一組便理社	鹿兒島	三〇、〇〇〇	六〇〇	各島物產運漕	同	同
日甫社	那珂郡下田島村	一、〇〇〇	一〇〇	貸付金預り金	同	同
廣榮社	同郡板敷村	二〇、〇〇〇	二〇〇	貨物賣買	同	同
榮久社	同郡下田島村	一、五〇〇	一五〇	預り金	同	同
養穀社	鹿兒島堀江町	五、〇〇〇	—	貸付金	同	同
和親社	鹿兒島金生町	一〇、〇〇〇	—	牛馬骨賣買	同	同
昌榮會社	高城郡大小路町	五、〇〇〇	—	同	同	同
日榮社	那珂郡下田島村	三、〇〇〇	—	同	同	同
物券社	鹿兒島	三、〇〇〇	—	貸庫	同	同
交潤社	始良郡加治木町	八、〇〇〇	—	同	同	同
天蠶會社	日置郡長里村	二、〇〇〇	一〇〇	養蠶	同	同
功成社	鹿兒島沙見町	四九、八〇〇	九九六	小蒸汽船	同	同
魚類商社	鹿兒島中町	三六、〇〇〇	一、二〇〇	魚類販賣	同	同

四四四

紡績所

日進社	谿山郡松崎町	二、〇〇〇	五	魚類並薪販賣	同	一六年二月
交補社	日置郡江口浦	七、〇〇〇	一四〇	貸付金	同	同
牧牛社	鹿兒島	一三、六五四・三六	—	牧牛事業・開墾	同	同
明行社	鹿兒島住吉町	二五、〇〇〇	五〇〇	沖永良部島産糖	同	同
鑄造會社	鹿兒島郡吉野村	一〇、〇〇〇	—	鑄造	同	同
南島興産商社	鹿兒島架町	四〇、〇〇〇	—	抵當貸付	同	同
(興産商社)	日置郡串木野村濱平	二一〇	—	魚類賣買	同	同
魚類商業會社	同	二八〇	—	魚類穀物賣買	同	同
魚類穀物會社	同	四五〇	—	魚類賣買	同	同
運輸馬車會社	鹿兒島東千石馬場町	五九〇	—	乘合馬車	同	同
共同肥料會社	肝屬郡柏原町	一、八〇〇	—	農産物交易	同	同
柏原商産會社	同	七八〇	—	物品賣買	同	同
集産會社	南諸縣郡大崎村	七八〇	—	肥料賣買	同	同
共益社	鹿兒島泉町	八〇〇	—	獸皮賣買	同	同
産物會社	南諸縣郡大崎村	五二五	—	物品賣買	同	同
共同授産會社	鹿兒島山下町	一二〇、四〇〇	—	養蠶・織物	同	同
北薩物産會社	北伊佐郡大口村	四五〇	—	物品賣買	同	同

紡績所

島津家の紡績所に關しては、既に述べた如くであるが、爰にその後の變遷を



濱崎太平次に譲渡

述べてをくこととする。明治十一年に至り、島津家は種々の事情の下に一旦之を手離すこととし、社長新納太より鹿兒島下汐見町平民濱崎太平次に機械及び附屬品一切代價二萬五千圓、十五ヶ年賦を以て譲渡の出願をなし、同年八月許可となつた。この際前社が政府に對して負ひたる機械拂下代金一萬二千百十六圓五十錢(明治十一年より向二十ヶ年賦返納)に就いては、同時に濱崎太平次が之を引受け、同年十一月内務省より十一年分金六百五圓八十二錢五厘は當時上納し、殘金一萬千五百十圓六十七錢五厘は十二年より向十九ヶ年賦を以て上納のこゝとを許可せられた。而して濱崎は讓受後の事業擴張の爲め多額の資本を要したので、十三年四萬圓の拜借金を政府へ出願し、之は允許せらるゝ所とならず、有志二十二名より之に代る資金を募集して運轉したが、間もなく十五年に至り遂に破産した。従つて紡績所の事業も一時廢業に歸したが、再び島津家の所有に歸し、伊集院篤を所長として同年十月再開した。蓋し、十一年頃物價騰貴の極點に當つて原綿を仕入れ、その後物價低落に際し事業を繼續したので、多大の損失を免れなかつたことは當然で、純益の如きは見るを得なかつたのである。然し島津家に歸した後は、資本金三萬圓、男女職工百六十八人、其製

拜借金四萬圓の出願

再び島津家の有に歸す

事業の盛大

十六年迄の運轉状態

出の総糸一ヶ月平均一萬七千七百七十斤に上り、縣の授産場織物用にも便宜を與ふること少くなかつたのみならず、大阪沖繩等を始め販路も逐次擴大した。今開業より十六年に至る事業運轉状況を見るに、

一 製産総糸一八八、七二五斤八合九勺  
 内 九八、八四七斤六合八勺一才 此代金三三、二八七圓一七錢 實際賣却高  
 八九、八七八斤二合〇九才 殘 額(十七年度)

一 資本金三萬圓

一 製絲一七、七七〇斤〇八合一勺二才

一 諸職工男女一六名(男四九名、女六七名)

明治十六年製産一ヶ月平均高

であつた。爾後十八、九年の物價恢復期を経て、二十二年には隣接地吉野村舊海軍省用地造船所附屬地と鹿兒島市大字春日小路とに於て、合せて五町一畝四歩餘を、同年より五ヶ年間の期限を以て貸下を受け、事業の擴張を企圖したが、やがて一時事業中止の已むなきに至つた。二十七年再開して、宮里正靜を所長に任じ、紡績規則を設け、又諸機械を修繕し、就業時間を十二時間に延長する等鋭意經營した。翌年、長崎三井物産會社を経て英國より新式機械を購入し、爲に一割内外の利潤を擧げるやうになつたが、三十年金本位制施行さるゝ

二十七年の再開



閉鎖

製藍會社

有馬直方藍玉方の再興を圖る

製藍會社の設立と拜借金の出願

西之表知覽才兵衛の製藍事業

等、漸く世運革るに當つて、三十一年四月八日閉鎖した。製藍會社は舊藩時代藍玉方を設置せられ、置縣以後も縣下は年々數百萬斤を製出し、又勸奨の法も立つてゐたが、十年兵亂に際して總て挫折した。戰後、製藍に經驗ある士族有馬直方兵衛は自力を以てその再興に努め、十一年に至り同志二名の協力を得て一社を設立し、六千六百八十八圓餘の資金を醸集した。然し起業には尙不足したので、白石正太郎外二十五名の地券を抵當に、金二萬圓の拜借方を願出で、岩村縣令より之を上申したが、翌十二年二月伊藤内務卿より不許可の指令が下つた。時に十一年來金祿公債證書の下附あり、之に力を得て、十三年有馬藤兵衛は他に七名の有志と協同して、縣廳より會社條例制定までも右願人の初志貫徹の熱意に動かされて、同年十二月松方内務卿に對して之を上申したのであつた。然るに、同時に種子島西之表村士族知覽才兵衛外四名も、十二年來協同して山藍製造業を創め、私財を抛つて、開墾栽植に著手し、製造所諸器具に至る迄大體整備し、十三年には相當藍葉の收穫を得、意外に成

再出願に對する指令

商通社

承惠社の後身

大藏省の詮議終了

資本と業務

績が上つたが、只資力に缺如したので、資本金一萬圓の貸下を出願した。縣は之も同時に稟議したが、十五年七月農商務卿より管内事業一般を通觀し、右二者擇一して、更に伺出づべしとの指令があつた。然も他方面の事業助成に切迫されて再伺の事實はなかつたのではないかと考へられる。

商通社

商通社は明治九年鹿兒島士族園田彦左衛門外四名の創立にかゝる承惠會社の後身である。前述の如く、十年の擾亂には家屋倉庫等悉く烏有に歸せるのみならず、營業を停止せしめられたが、明治十二年二月に至つて、政府の詮議終了と共に、撫育會社と共に其營業勝手たるべきことを許されたので、こゝに再興し、同六月商通社社長坂本清彦と改稱し、本社を生産町に置いた。其資本金は十萬圓であつたが、之を分割して、八萬五千圓は本社に、一萬五千圓は大阪支店に割り、所有の汽船豐瑞丸を以て大島産糖其他の物貨を運輸した。併し、その本業は舊の如く貸付業で、社員は固より士族であつて、着實を主とした所から世人の信用を博し、其純益金の如き、百圓に付年一割二分の割を下らなかつたといはれるが、十六年頃に至つて解社した。



交通社

撫育社の後身

この社は撫育會社の後身で、明治十二年十月鹿兒島士族高田利平等協議して再業せるもので、鹿兒島船津町に在つた。其業務は動不動産を抵當として金銭を貸付、又は預金等を爲し、銀行類似のものであつた。其資本金四萬四千萬と稱せられ、十五年四月に至り、資本金の内一萬圓を分割して小川町に支店を設けてゐる。

承惠社  
撫育社證  
の處分と其  
後

承惠社前縣廳  
への用途金償  
却を訴ふ

〔補説〕承惠社及び撫育社其後の問題を記してをくと、其證券通用のことは、丁丑役中既に處分を受け、未發行證券二萬二百五十圓も五月出張警視署の手によつて官沒された。又既發行の證券については、大藏省の指令に基き、債主相對を以て交換、十一年三月中承惠社に於て總て截斷し、兩社は其損失を甘受しなければならなかつたのである。猶ほ兩社の營業については、内務・大藏兩省に於て十一年一月來正式に調査に着手し、十二年二月全く終了したので、本文の如く開業を許された。然るに、其後十四年に至り、承惠社は前縣廳への用途金合計十萬六千三百八十七圓五十錢の一時返償を出願し、九月佐野大藏卿の指令を以て、借上の證據が不充分なるのみならず、證券引換金は銀行條例違反の故を以て却下された。右金額について一言すると、内六萬五千七百圓は丁丑役前に係る大山縣令借上金、三萬九千九百六十八圓は既述の如く、戦費となつた分、殘七百九十九圓五十錢は争亂に際し何人かと廢券を利用して再發行せるものと稱せられてゐる。

物券會社

物券會社

之は鹿兒島士族山田海三等の起業になるもので、明治十五年三月汐見町に創設された。その業務は物貨の保險を本業とし、傍ら貸付金の業を兼ねた。其預る所のものは概ね米糖の二種であつた。

南島社

南島社

大島商社の新設

十年以後の大島産糖の交易に關する商社としては、十二年一月鹿兒島汐見町に大島商社(資本金五萬圓)が設立せられ、十三年十一月には同生産町に南島社(資本金八萬圓)並に大島東古仁屋村に共志社(資本金九千圓)が各設立を見てゐる。この外、なほ南

共志社

島關係の商社には三島社、鹿島社、鹿大組、西竹組、東組、安田組、來蘇社があり、主として士族の結社になり、之に商人を混へてゐた。此内南島社は鹿兒島商人矢

其他の南島關係商社

野作兵衛外三名の起業に係り、米穀其他を大島産糖と交易し、洋形風帆船北洋

南島社の業務

丸、豊運丸の二艘を備へ、各地の物貨運漕の業を兼營した。起業以來概して失

敗はなかつたが、只十五年九月大島池地村沖合に於て暴風の爲め豊運丸を失ひ、積荷黒砂糖二十萬斤餘を海底に沈めたことは大きな打撃であつた。しかし猶ほ十五年年中二割四分の純益を配分するを得たといはれる。又社員は



大島産糖の過半を取扱ふ

各島商社の瓦解

多年本業に従事して經驗に富み、従つて商機を察するに熟練してゐたから、資力はさほど多くはなかつたが、その運用宜しきを得て當時大島産糖額凡そ七八百萬斤中、その過半は當社の買収する所であつた。猶ほ十六年度に於ては、資本金を十五萬圓に増資の協議をなしたが、間もなく各島商社、南島社以下九社は瓦解した。その各社損失概略二十萬四千圓に達したといはれてゐる。之によつて、各島産糖の販路は全く分裂状態に陥り、前述の大阪砂糖販賣所の設置はかゝる事情の下に爲されることゝなつたのである。

南島興産商社

南島興産商社

大島に關する商社には、猶ほ二十年五月鹿兒島築町に本店、大島名瀬に支店を置く所の南島興産商社が設立せられてゐる。組織は有限責任にして、資本金四十萬圓一株百圓、四十株、内二十五萬圓は大島各島糖業現業者の加入負擔甲種株とし、他を新加入乙種株とした。營業は南島各地の物産を主眼として賣買の委託に應じ、又製糖の改良を奨勵せしめんが爲めに低利貸付をなすものとした。後二十二年九月の届書によれば、各島に營業區域を分定し、其區域内の甲種株主を一組として商社の管理下に置くものとしたが、その分域は大島名瀬、同瀬戸内、同

組織と資本

沖永良部島商社

赤木名、徳之島、沖永良部島、喜界島の六であつた。猶ほ二十六年定款を改正し、興産株式會社と改稱、資本金十一萬千三百圓となつてゐる。

沖永良部島商社

大島以外の諸島の産糖交易を業とせる商社は、始め各島とも大島商社の管轄せる所であつたと思はれることは前卷に述べたが、その後に至り沖永良部島に係るものに沖永良部島商社(明治七年十一月開業)、喜界島に係るものに喜界島商社(明治八年五月開業)が何れも鹿兒島に設立せられた。また明治十年以前の徳之島商社(代表者長崎用藏)は十一年を以て島民との契約が解け、康泰社が十二年十二月鹿兒島六日町に資本金二萬三千圓を以て設立され、翌十三年四月同堀江町に資本金五萬圓の商産會社が設立を見た。この内沖永良部島商社について述べると、この社は、初め鹿兒島の商人池田九兵衛、林善左衛門の兩名が組合資本金二萬圓を以て、本店を鹿兒島に、支店を沖永良部島に置き、島民の日常必需の物品と該島生産の砂糖とを交易して、鹿兒島大阪に輸送するを以て營業としたものである。その後十四年に至つて、株主兩名を加へ、資本金を三萬圓とし、その業務の隆盛を圖つたが、翌年更に四萬五千圓に増資した。

沖永良部商社の業務

商産會社

康泰社

徳之島商社

喜界島商社



十八年迄の表面賣買品價格表

沖永良部島商社契約満期と獨立の希望

第一編 縣政の整備

なほ同社の十八年度までの表面賣買品價格表を掲げると次の如くである。

(年 度)	(賣込品代價)	(買取砂糖)	(破 船 沈 没)
明治八年	凡一萬五千圓	凡三十萬斤	
同 九年	凡二萬圓	凡五十萬斤	
同 十年	凡二萬五千圓	凡八十萬斤	
同 十一年	凡三萬圓	凡百萬斤	
同 十二年	凡三萬圓	凡百十萬斤	凡砂糖二萬六千斤
同 十三年	凡三萬圓	凡百萬斤	同十八萬千斤、物品代金凡三萬圓
同 十四年	凡三萬五千圓	凡百二十萬斤	凡砂糖一萬四千八百斤
同 十五年	凡四萬圓	凡百二十萬斤	同 十六萬斤
同 十六年	凡二萬二千五百圓	凡四十五萬斤	損失金九千七百五十圓 <small>價格下落の爲めなり</small>

〔補説〕 廢藩以來大島各島産糖の專賣は解かれ、自由販賣になつたにも拘らず、實際に於ては依然二三の商社の獨占的賣買となり、産糖の交易は勿論、貢租、上納、拜借金年賦返納等一切を其手に委ね、日常必需品も殆んど一方的に商社が買下したのであつた。明治八・九年大島商社と島民との軋轢はかゝる事情に基いて起つたが、八年來正副戸長と沖永良部島商社との間に産糖賣買を契約し來つた沖永良部島では、十一年六月之が満期となると共に、商社より獨立を希望する者が多かつた。之に對して、縣では同島の現状より見て自由販賣をなす時は、更に條件

部理代人を置

人民相對とな

功成社

鹿兒島灣内汽船業者の協同

業務の擴張

を悪化せしむるに至るべきを憂へ、從來通り商社の手を經べきものとし、之に代つて商社の監督その他島民の利害を代表すべき部理代人を設けしむることゝした。即ちこの部理代人は各小區に二名を選出し、産糖の賣買、運漕、物品買入に就き商社との契約等の一切を委任するもので、島民の申出によつて官選とし、結局正副戸長の内より六名を選定した。十月に至り、部理代人代表二名と商社と新契約成り、その結果取引代價等の條件は幾分改善されたのである。併し間もなく十三年、租税に代ふべき分を除き、戸長等の干渉を入れず、人民相對となしたので、從來の弊害は依然として改らなかつた。

功成社

鹿兒島灣内往復小形旅客汽船の業は明治十一年に始つたが、爾來同業相尋で起り、大隅古江・垂水・福山濱ノ市・加治木及び薩摩の喜入・指宿其他各所に航海の便を得ることゝなつた。然るに、その後競争の爲め損益相償はざるに至つたので、十五年汽船所有者相謀つて各所有船(兩國丸・天眞丸・榕城丸・第)を以て、一社を組織して功成社と稱した。但しその資本金の如きは、各船相當代價を見積つて株金に換へたもので、一株五十圓、九百九十六株、總額四萬九千八百圓に過ぎなかつた。爾來、同社は灣内諸港に定時航行を爲し、また長崎港へも臨時航海を開いて大に業務の擴張を圖つた。十六年に至り、島津家所有の金山丸を買



種子屋久兩島  
郵便物回送を  
請負ふ

魚類商社

納屋頭

自由營業と競  
争

入れ、又十七年老廢船榕城丸を小鷹丸に換航し、五月よりは種子屋久兩島に對する毎月一回の郵便物回送を請負つた。加之、大隅の加治木濱ノ市、福山の各港へ毎日二回の航海を開き、旅客及び貨物運輸上尠からざる功績を残した。

魚類商社

もと舊藩に於て魚類の販賣を專業となすことを特許し、納屋頭其他の役員を設けて以來、彼等は各漁業者に金穀、漁船具等を貸付け、其利を壟斷したと云はれてゐるが、廢藩以後これは總て廢せられ、各自由營業をなすことゝなつた。然るに追年同業者増加し、隨つて種々の弊害を生じたので、縣は營業者に示諭して協議結社せしめ、明治十五年七月を以て鹿兒島中町八十番地に資本金三萬六千圓の魚類商社の設立を見たのである。而して、その社員は七十二名を以て成り、一株は金三十圓、株金惣高は三萬六千圓であつた。同年下半期に於て、三割九厘餘の純益を配當し、また十七年上半年季には諸雜費を引去り、二千五百九十圓餘の純益を擧げ得たといはれる。

第六章 土木及び交通

第一節 土木關係の諸制度

土木課の變遷

明治十年岩村縣令赴任と共に、五月應内處務方針を一新して第三課に土木掛を置き、役後管内の復興に當つて十一年十二月土木課を新設したが、翌年十二月之を廢して、土木事務は地理課に屬した。その後十四年九月地理課廢止に伴ひ、租稅課内に土木掛を置き、翌年十二月再び之を土木課に昇格し、十七年九月また改めて地理課土功掛にその掌務を移し、十九年八月地方官々制改正に伴ひ、第二部内に三度土木課を設置した。斯くて縣下の土木事業を分掌せしむるため、縣は大規模の道路開鑿事業の開始を控えた明治十九年十一月、縣内に四土木監督區を設定したが、その區劃左の通りである。

土木監督區の  
設定

- |         |             |            |                   |            |
|---------|-------------|------------|-------------------|------------|
| 第一土木監督區 | 鹿兒島郡<br>阿多郡 | 日置郡<br>揖宿郡 | 谿山郡<br>給黎郡        | 穎娃郡<br>川邊郡 |
| 第二土木監督區 | 薩摩郡<br>菱刈郡  | 高城郡<br>籠島郡 | 出水郡<br>桑原郡(除西襲山郷) | 伊佐郡        |



第三土木監督區

始良郡 贈峯郡 大隅郡 肝屬郡  
南諸縣郡 桑原郡西襲山郷

第四土木監督區

大島郡 熊毛郡 馭謨郡

なほこの區劃は翌年七月郡の分割に伴ひ一部改正された。

次に土木事業一般に對する經費支辨の規則の沿革をみるに、明治十三年度迄は、舊鹿兒島藩管内たる薩隅兩國の工事については、舊慣により港津汐除堤防等の工事の全部と肥後街道及び日向街道の橋梁工事とを國庫下渡金によつて支辨し、その他の諸道と河川の修築費は諸色代職工賃のみを國庫下渡金により支給し、人夫賃は協議費として地元の負擔に委ねてゐた。日向國はもと數藩に分れ、土木工事に關する定例も亦區々であつたので、舊宮崎縣は明治八年區々の舊慣法を廢して一定の法を設けたが、併合後の鹿兒島縣は之を踏襲してゐた。然るに明治十四年度より國庫下渡金が廢せられ、土木費は地方税を以て支辨すべきこととなり、新に全管内に適用せらるべき土木費支出の規則制定の必要が生じたのである。こゝに於いて縣は明治十四年六月土木費支出規則を制定し、國道三等及び縣道一等道路と鹿兒島細島外之浦三港の修築費は地方税支辨、その他の河港道路堤防橋梁溝渠修築費は町村の協議費

土木費規則の變遷

土木費支出規則

土木費及町村土木補助費規則

負擔にして諸色代職工賃等は地方税より補助すること、灌溉用の堰埭溜池桶管用惡水路水門等の修築費は原則として土地所有者の支辨とするも、支辨に堪へ難き場合は一部協議費及び地方税より補助すること、規定し、同月本支出規則に基く手續等を定めた土木修築假規則をも公布した。

翌十五年四月、土木費及町村土木補助費規則が公布されて、舊規則は廢止されたが、これは土木工費を區分して五類とし、その内第一類を土木費、第二類乃至第四類を町村土木補助費としたもので、その種目左の通りである。

第一類 全額地方 假國道三等道路假縣道一等道路(一線を除く) 修繕更正費及び鹿兒島細

島外之浦三港修築費

第二類 七分補助 假縣道一等道路中の一線假縣道三等道路の全部及び假里道一等道路中

二十の三線修繕更正費

第三類 諸色代職工賃補助 人足賃銀町村負擔 流域二里以上の河川改修費、港灣(第一類の三港を除く)修築費及び海

岸堤防等修築費

第四類 五分補助 假里道一等道路上の橋梁架換費

第五類 土地所有者支辨、事情により一部協議費及地方税補助 灌溉用諸施設修築費



第一編 縣政の整備

なほ之に伴つて同年六月土功修築規則工事請負規則が定められ、舊の土木修築假規則は廢止となつたのである。

土木費及町村土木補助費規則は、更に明治十六年九月の改定を経て、十九年十一月に縣令第二六號を以て土木費及町村土木補助費負擔規則と改められ、二十二年九月また縣令第九九號を以て全文改正された。その改正によると、地方税支辨の土木費を第一類とし、町村土木補助費を第二類とし、之を補助の程度によつて更に四項に分つてゐる。即ち大要左の通りである。

- 第一類 地方税 支辨 國道假定縣道修繕更正開鑿費、鹿兒島港堤防修築及浚渫費、土砂扞止費、河身改修及柴工費、各河港水量費、各港改修費
  - 第二類 第一項 工費百圓を超過せ 河川流域二堤防川除修築及浚渫費、海岸砂防費、運河修築及浚渫費、港津海岸堤防修築及浚渫費
  - 第二類 第二項 工費百圓を超過せ 鹿兒島市街々路修繕更正開鑿費
  - 第二類 第三項 工費三十圓を超過せ 假定里道一等更正費
  - 第二類 第四項 工費五十圓を超過せる 堰埭樋管用惡水路修繕費
- なほ之に伴つて明治十五年六月所定の土功修築規則は十七年七月、十八年五月、二十年五月、二十三年三月と四度の改定を經た。

以上の如き制度の下に行はれた土木事業一般の狀況を土木費支出の方面より見れば左の通りである。

(種 目)	(明治十一年度)	(明治十五年度)
河川工費	五、八九五・三二二	三二、五四〇・三七三
港灣工費	五、〇二八・一六八	一、八五四・八〇二
國道三等道路及橋梁工費	一、三八八・三〇五	一一、一〇〇・一二二
縣道三等同上	四、四二八・〇〇四	二六、九一一・三一四
縣道一等同上	一、〇五〇・〇九八	三、〇三二・九二八
里道一等同上	一、〇五〇・〇九八	六、七八一・七八八
砂留工費	三、七八三・七七〇	一、二〇三・七八六
樋管工費	五、三七四・六七四	八二〇・五〇一
堰埭工費	二、二七一・〇五九	四、八五一・七九三
溜池工費	二、二八二・二五〇	二、〇八七・五二二
用惡水路工費	二九、五〇一・六四〇	一四六九・四〇〇
合計	二一三、六〇七・三八六	九四、六六四・二〇九
内 官 費 (地方税)	五、八九四・二五四	七二、二三六・八〇七
民 費 (協議費)	二一七、七一三・一三二	二二、四二七・四〇二

即ち土木費の總額は四年間に三倍以上となり、その増加は道路修築費に於い



て特に顯著であることが認められる。これはこの間徐々に丁丑戦亂による縣民の疲弊が恢復され、土木事業にも相當の經費を割き得るやうになつたことを物語るものであらう。かくてこの後間もなく大規模な道路開鑿事業が計畫され、明治二十年より實現の運びとなるのである。

第二節 道路

一 道路制度

管内の各本支道の里程實測は明治六年太政官布達に基いて實施されたが、丁丑の戦亂によつて標柱の多くが亡失したので、縣は十一年十月より吏員を派出して改めて實測を行ひ、標柱を再建した。その結果十三年一月縣内主要十六路線の里程を左の如く定めたのである。

- 一 鹿兒島より伊集院通米之津を経て熊本縣へ達する線 二八・二四・三二・<sup>町</sup>三・五<sup>里</sup>
- 一 鹿兒島より宮崎通延岡熊田を経て大分縣へ達する線 六一・〇九・五五・〇
- 一 飢肥より宮崎通高岡加久藤を経て肥後國人吉へ達する線 三二・二二・〇八・五
- 一 鹿兒島より郡山宮之城通大口へ達する線 二〇・一三・四三・二
- 一 加治木より横川大口を経て肥後國水俣へ達する線 一五・二三・四八・一

- 一 横川より栗野吉松を経て肥後國人吉へ達する線 七・一六・〇二・三
  - 一 福山より牛根垂水を経て志布志へ達する線 一一・〇六・〇五・一
  - 一 都城より志布志を経て飢肥へ達する線 二〇・一五・二八・三
  - 一 延岡より曾木宮水三田井を経て肥後國馬見原へ達する線 二〇・一四・三七・四
  - 一 鹿兒島より谷山山川穎娃を経て枕崎へ達する線 二五・二一・五八・一
  - 一 谷山より伊作加世田を経て枕崎へ達する線 一四・〇八・一四・三
  - 一 谷山より川邊勝目を経て枕崎へ達する線 一一・三二・二二・三
  - 一 谷山より知覽を経て枕崎へ達する線 一二・二八・五六・〇
  - 一 伊集院より吉利を経て伊作へ達する線 五・〇〇・〇六・五
  - 一 加世田より勝目知覽を経て穎娃へ達する線 一一・〇九・二二・四
  - 一 加世田より秋目坊泊を経て枕崎へ達する線 一一・〇四・三七・二
- なほこれまで道路の等級に就いては特に定められてゐなかつたが、明治十四年七月甲第一四一號を以て管下道路の分類等級を左の如く定めた。

國道三等

- 一 鹿兒島より伊集院通り米之津を経て熊本縣境に達する線

縣道一等

- 一 鹿兒島より重富通り都城宮崎延岡を経て大分縣境に達する線



一 飢肥より清武高岡小林加久藤を経て熊本縣境に達する線

縣道三等

- 一 鹿兒島より郡山を経て宮之城に達する線
- 一 鹿兒島より谷山を経て山川に達する線
- 一 谷山より伊作を経て加世田に達する線
- 一 谷山より川邊に達する線
- 一 谷山より知覽を経て坊泊に達する線
- 一 濱之市より國分に達する線
- 一 加治木より横川栗野を経て加久藤に達する線
- 一 福山より垂水鹿屋を経て志布志に達する線
- 一 都城より志布志福島を経て飢肥に達する線
- 一 飢肥より外浦に達する線
- 一 飢肥より油津に達する線
- 一 都城より高城高岡佐土原を経て廣瀬に達する線
- 一 富高より細島に達する線
- 一 延岡より曾木宮水を経て三田井に達する線

この外に里道が一等から三等に分けられてゐた。而してこれは明治九年太政官所定の等級によつたもので道路を國道縣道里道の三種に分ち、それを

更に各三等に分つたのである。然るに明治十八年太政官は國道の等級を廢し、同年二月内務省より國道表が告示された、これによつて鹿兒島より伊集院、米之津を経て熊本縣境に達する國道線は第三十七號に、鹿兒島より重富通りを経て都城に達する縣道一等は改めて國道となして第三十八號に指定された。之より先宮崎分縣の事があり、それらの事情を參酌して縣は十八年七月布達甲第八二號を以て改めて縣道等級を假定し、縣道二等一路線、同三等十七路線とした。縣道二等は大島郡名瀬海岸より金久支廳に達する路線とし、縣道三等は前表から都城より飢肥に達する路線等新しく宮崎縣管下に歸屬したもの六線を除き、鹿兒島より山川に達する路線を枕崎迄延長し、又新たに左の九路線を加へたのである。

- 一 伊集院より吉利を経て伊作に達する路線
- 一 向田より宮之城を経て大口に達する路線
- 一 福山より岩川を経て志布志に達する路線
- 一 横川より大口を経て熊本縣境に達する路線
- 一 志布志より松山末吉を経て宮崎縣境に達する路線
- 一 鹿屋より大根占を経て佐多に達する路線



- 一 鹿屋より高山を経て内之浦に達する路線
- 一 名瀬より大和濱を経て宇檢に達する路線
- 一 名瀬より金久山間を経て古仁屋に達する路線

なほこれに伴つて同年十二月里程の改定が行はれた。

### 二 道路開鑿

明治十九年十一月二十七日、渡邊知事は縣會に臨み、五箇年計畫の大規模な道路開鑿諮問案を附議し、その協賛を求めた。抑本縣の地勢は三面海を帯び、海運には既に日本郵船會社等の航路を通じてゐたが、陸上に在つては山脈縦横に起伏して道路平坦ならず、獨り通行往復に不便なるのみならず、物産輸送の途を塞ぎ、ために豊富なる特産を擁し乍ら産業の發達は維新以來の國內の趨勢に比して遅々たるを免れなかつた。されば道路開鑿の事業は夙くより縣當局の着目する所であつたが、丁丑役後の數年間は民勞なほ癒えず、明治十七年に至り、將に着手せんとしたところ、同年中大暴風あり、縣下の損害戸數二萬戸以上に及んだので延期の已むなきに至つた。爾來民力の休養に努め、地方費支辨に屬する事業の如きは痛くその費途を節省したが、幸ひにして十八、

五箇年計畫道路開鑿諮問案

第一回道路開鑿計畫

十九兩年は氣候順調にして豐作を獲、人心漸く奮起して養蠶製糖等殖産興業に意を注ぐに至り、交通また日々頻繁を加へた。あたかも内務省は訓令第一三號を以て道路改築の標準を示したので、事業の施行上技術上の問題に於いても大いに便宜を得られることになつた。こゝに於いて當局は愈々懸案の道路開鑿を斷行すべき時至れりとなし、着々その準備を進め、大體の成案を得て先づこれを縣會に諮問したのである。選ばれた路線は左記六樞要路線で、明治二十年度より開鑿に着手し、至五年を期して之を完成し、經費概算四十三萬圓餘は地方税の他國庫補助金と有志の義捐金及び勞力奉仕を以て支辨せんとするものであつた。開鑿里程は六路線を通じて百有餘里、路線勾配は馬車の往來に支障なきやう一間に付二寸五分以下とし、幅員は二間三尺以上四間以下たらしめ、左右に溝渠及び並木敷を設置する計畫である。路線別の里程、工費は左の如くであつた。

(路 線)	(在來里程)	(開鑿里程)	(工 費)
一 鹿兒島より市來阿久根米之津を経て熊本縣境に至る路線	二八・二四 <sub>町</sub> 里	二六・二〇 <sub>町</sub> 里	二一八、三〇〇 <sub>円</sub>
一 鹿兒島より加治木を経て宮崎縣境に至る路線	一六・四四	一六里餘	九九、三〇〇



一 加治木より横川を経て熊本縣境に至る路線	一五・〇〇	一四・〇〇	三九、五〇〇
一 鹿兒島より谷山知覽を経て枕崎に至る路線	一四里餘	一三里餘	二一、〇〇〇
一 宇宿より伊作を経て加世田に至る路線	九里餘	八・二四	一九、〇〇〇
一 福山より岩川志布志串良鹿屋を経て垂水に至る路線	二四・〇〇	二四里餘	三七、八〇〇

而して縣會は滿場一致之に賛成し、在京の郷土出身有力者より寄附金を募集するため、上京委員として議長柏田盛文を挙げ、また各自百五十圓以下の義捐金を醸出して合計千三百九十圓に達した。

その後縣當局は國庫補助について中央當局と交渉する一方、縣内外の有志に義捐金の醸出を懇請し、また開鑿計畫に更に検討を加へ、翌二十年三月臨時縣會を召集して道路開鑿に伴ふ豫算案を提出し、縣會は異議なく之を可決した。即ち總經費は四十六萬千三百八十七圓餘となつて、當初の見込より三萬圓を増額し、内三十七萬餘圓は國道更正費、九萬一千餘圓は縣道更正費に割當てられ、國道更正費の約三分の一たる十一萬六千餘圓を國庫補助に仰ぎ、残り三十四萬四千餘圓は地方税と義捐金とによるのである。義捐金の額は同年十一月までに十三萬四千八百圓餘に達した。縣官も亦内規を定めて五年間

開鑿の經費

義捐金を募る

道路開鑿掛

起工式

官民の勞力奉仕

俸給の幾分を醸出したのである。

かくて明治二十年四月、第二部中に特に道路開鑿掛を置き、書記官肝付兼弘を掛長とし、縣下六道開鑿に關する諸般の事務を掌理せしめ、初年度は先づ第三十七號國道中鹿兒島川内間路線の更正に着手することゝ決定した。やがて六月二十五日山下町舊練兵場に於いて鹿兒島縣道路開鑿起工式を舉行し、縣官郡長戸長及び來賓等千百有餘名臨場の下に知事祝詞、道路開鑿掛長の答詞等あり、畢つて午前八時一同下伊敷村字草牟田の鍬入場に向ひ、午前九時工夫百餘名を以て鍬入を開始し、草莽を刈り荆棘を芟除し、一時間半を出でずして道路幅四間、延長六十餘間の開鑿を完了した。こゝに本縣土木史上劃期的な大事業が開始されたが、この事業は眞に官民一致の熱意を以て遂行せられ、七月八日には知事書記官以下縣廳吏員及び警察官等三百餘名は退廳後下伊敷村の現場に赴いて土砂を掘り、或は之を運搬し、同月十四日には同じく伊敷村工事場に於いて郷友會鹿兒島支部椎原會頭以下五百餘名の勞力奉仕があり、また八月二十日には湯田村工事場に於いて日置外一郡役所の郡長以下吏員、戸長、教員等百五十餘名が奉仕し、同工事場には近村の人民より日々二百餘



名の奉仕があつたといふ。かくて第三十七號國道の開鑿更正事業は嶮坂難路多く困難を極めたるにも拘らず、明治二十年度中に川内太平橋を過ぎて高城郡宮内村迄を竣工し、豫定以上の進捗を示した。竣工路線中最大の堀割は長百十二間、最高點八十八尺小山田中川兩村界に達し、之に類するもの三箇所あり、また築立の著大なるものは長三十間、最高點三十六尺に及び、之に類するもの十箇所を數へた。獨り野田苗代川兩村界の開鑿は最高點百十八尺餘に及び、加ふるに土中悉く堅石層をなし、堀割工事は至難であつたので、堅石の箇所六十間餘は隧道を掘鑿することとし、その完成は翌年度に延ばされたのである。翌二十一年度に於いては第三十七號國道の殘工事の外、第三十八號國道と一部の縣道開鑿に着手し、二十二年度を以て第三十七號國道全線の開鑿を完了し、其他の諸道の開鑿も豫定通り二十四年度を以て完成した。かくして前後五箇年の日子と五十萬圓に近い經費と勞力奉仕とを以て縣内幹線道路の開鑿更正事業は全く成り、峻坂は平げられ、迂路は直通し、交通の利便著しく加はつたが、この工事の成果を統計によつてみると左表の通りである。

年 度	開 鑿		經 費			
	國 道	縣 道	國庫補助	地方 稅	寄 附 金	合 計
二十 年	一一七、一四六 <small>坪</small>	五二四 <small>坪</small>	九、七四三 <small>圓</small>	九一、二〇〇 <small>圓</small>	二四、六四三 <small>圓</small>	一二五、五八七 <small>圓</small>
二十一 年	一二三、八三六	七三、七〇〇	二四、八三七	五八、六九七	二四、一六一	一〇七、六九七
二十二 年	二九、二二三	七三、七〇〇	二二、四八五	六八、四二二	一六、七〇八	一〇七、六一六
二十三 年	九、一五九	一六五、六四二	九、〇四八	四五、八三二	一四、一〇二	六八、九八三
二十四 年	六九、一九七	六八、七六四	二〇、四九一	三四、八二五	一四、四〇三	六九、七二二
合 計	三四八、五六一	三〇八、六三〇	八六、六〇四	二九八、九七六	九四、〇一七	四七九、六〇四

第三節 車馬及び驛傳

明治十年代の初めに於いては、陸上交通及び運輸の機關としては、人力車と荷車とがあつたに過ぎなかつた。人力車が本縣に入つたのは既に明治初年代のことで、六年二月縣は人力車を運送會社の支配に屬せしめたことが見えてゐるが、その臺數は明治十一年に於いて百八十五臺を數へ、二十四年に至り初めて一千臺を突破して千八十二臺となつた。かくて人力車が隨一の陸上交通機關として漸く發達の緒についたが、之に伴つて又諸種の弊害も生じ、車



夫が強ひて行人に乘車を勧めるとか、不當の賃金を要求する等のことであつた。之に對して縣は十三年制定の違警罪中に處罰の規定を設けたが、更に積極的に統制を圖るため、翌十四年八月、人力車取締規則を制定し、九月十五日より鹿兒島、谿山、日置の三郡内に實施した。これによつて人力車業者は各町村毎、又は數町村聯合して一組合を設け、取締一名乃至三名を選出し、取締は受持町村の同業車夫の名簿を調製し、最寄町村の取締及び業者と協議して車夫の風儀を改良し、賃金を一定し、所轄警察署、分署の認可を受けることが規定されたのである。その後十八年八月、人力車稼業取締細則の公布があり、二十年六月縣令第九七號を以て營業人力車取締規則が制定された。

乗合馬車は明治二十一年の統計書に初めて四臺が記録されてゐるが、縣はその前年十二月縣令第六五號を以て乗合馬車取締規則を制定し、二十一年二月より施行した。これは營業の免許制、車體、馬匹及び器具、馭者馬丁の資格、服裝、乗載量、賃銀及び駐車場等について規定し、業者は警察署管轄區域に従ひ組合を結成し、必ずこれに加入すべきを定めたものである。かくの如く漸く短距離交通機關としての人力車が發達の緒につき、乗合馬

車も出現したとは云へ、比較的長距離の旅行及び運輸は依然舊來の驛傳の法によらねばならなかつた。之に對して縣は明治十八年八月布達甲第七九號で驛傳營業取締規則を制定したが、これは陸運諸荷物受負業、人馬繼立業、旅人宿及びその他の陸運諸稼業を對象とし、これらの驛傳營業をなさんとする者は許可を受けること、業者は所定の組合區劃によつて取締所一箇所を設置し、區域毎に取締人、副取締人各一名を選定すること、業者は區域毎に賃銀、手数料及び旅籠料等の定額を定め、縣廳の認可を受けること等を規定したもので、之に準據して陸運諸荷物受負營業、旅人宿營業、人力車稼業、人馬繼立營業、陸運稼業人に對する各取締細則が定められ、驛傳組合の區域は縣下を通じて六十五の區域が指定されたのである。

第四節 港灣及び海上交通

明治十年十月、太政官は戰亂中禁止してゐた鹿兒島縣下諸港への船舶出入を解禁した。こゝに管内の海上交通は再び平常に復し、戦後の再建のため阪神方面よりの物資の移入も活潑に行はれるに至つたのである。かゝる情勢



共同物揚場

に應じて縣は十一年四月鹿兒島港共同物揚場規則を公布し、同港海岸の官有地を諸品船積及び陸揚げの便宜のため、共同物揚場に指定し、之を官民の共用に委ねた。ついで十二年一月福山港海岸にも共同物揚場を設置し、十四年五月更に鹿兒島港海岸を共同物揚場と共同物置場とに区分し、規則を定めて六月十五日より實施した。その後名瀬港にも共同物揚場を設け、二十二年縣令第一〇七號鹿兒島港及名瀬港海岸共同物揚場取締規則を定めたが、同規則は三十年縣令第一〇一號を以て共同物揚場取締規則と改められた。

鹿兒島港燈竿

右の外この時代の港灣施設としては、鹿兒島港燈竿がある。これは本縣士族中村眞五左衛門等が私費を以て建設したもので、明治十二年四月十五日夜より點燈し、維持費として入港船舶よりその大小に應じて燈費を徴收した。また港灣の修築としては大規模なものはないが、明治十六七年度に於いて、十年以來破損してゐた鹿兒島港波止場の修築事業が行はれた。

鹿兒島灣内航路

次に海上交通であるが、先づ鹿兒島灣内航路の状況を見るに、明治十二年五月布達甲第六五號鹿兒島灣内往復汽船取締規則の公布があり、これによつて當時鹿兒島と加治木・福山諸港との間に小型汽船の航路が開かれてゐたこと

功成社

が知られる。その後十五年頃に至つて同航路には個人經營の汽船が續々と就航し、競争激甚を極めたが、間もなく互讓成り、新に功成社を設立して従來の使用船全部を以て暫く經營をつゞけたが、二十二年頃功成社を鹿港汽船會社と改めた。當時に至つては航路も福山より更に垂水・古江方面に迄延長された。なほ鹿兒島灣内往復汽船取締規則は十三年六月十日限り廢止され、代つて十四年二月布達甲第三一號を以て小型旅客汽船取締規則が制定された。これは聯合府縣大阪鹿兒島其他十二縣内及び管内に於いて運航する公稱馬力五十未満の旅客汽船に適用するもので、三月その取締の機關として鹿兒島・加治木・福山・細島の四港に取締所を設置したが、同規則は十八年六月限り廢止された。

大阪大島沖繩方面の航路

大阪及び大島沖繩方面との航運は明治初年頃迄は二千石位迄の鹿兒島商人の和船によつて行はれ、外に三邦丸・豊瑞丸等の藩有汽船の就航があつたが、明治三年頃鹿兒島の商人が初めて西洋式帆船を回航し、のち更に汽船に改めたといふ。ついで明治五年頃郵便汽船會社の汽船が鹿兒島を経て沖繩に運航したのを社船寄航の初めとする。十年の役を契機として三菱會社共同運輸會社の汽船も寄航したが、十八年に合併して日本郵船會社となり、引續き本

社船寄航の初め



第一編 縣政の整備

航路の經營に當つた。然るにその前年の五月、大阪商船會社が設立さるゝや、この方面の海運の實權は漸次同社の掌中に歸したのである。同社開業當時は汽船三隻を以て本航路に就航し、月三回大阪より神戸、多度津、細島、油津を経て鹿兒島に至る航路を往復、内一隻は更に大島、沖繩に延航したが、二十年十月以降は月四航海となつた。

當時の海運の狀況を十八年、二十年及び二十二年鹿兒島港入港船舶の數量によつてみると次の如くである。

年次	汽船		西洋型帆船		日本形船 <small>五十石以上</small>	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	石數
十八年	一五四 <small>隻</small>	四二、三六五 <small>噸</small>	一〇三 <small>隻</small>	一一、一七一 <small>噸</small>	四四五 <small>隻</small>	八九、〇〇〇 <small>石</small>
二十年	一四〇	三九、七一六	四五	五、三四二	五四六五	一三七、一六四
二十二年	四四四	八八、三九五	三九	五、六三五	三、四一二	七八、二五四

本縣在籍の船舶としては、明治十六年現在に於いて、汽船には島津家所有の豐瑞丸(四七噸)及び長崎豐十郎所有の寧靜丸(三三噸)の外、二十五噸以内の小型汽船九隻、西洋型帆船には琉球丸(三三噸)以下百噸以上七隻、百噸以下八隻、總計二十六隻、二千八百十三噸を數へてゐる。五十石以上の日本形船舶は六百隻、四十六萬四千六百九十八石である。その後汽船は明治二十二年末現在に於いては三隻、四十五噸に激減し、西洋型帆船は十三隻、千二百八噸、日本型船三百石以上七隻、同三百石以下三百五十三隻である。

なほ鹿兒島港に比較的大型の船舶の入港が漸く増加するにつれて、通船及び回漕店等の營業が發達して來たが、これらに對して縣は明治二十年十月縣令第一四二號を以て通船營業取締規則及回漕店營業取締規則を制定し、同業組合の結成を命じて之が取締に便にした。

第五節 通信

岩村縣令は着任早々の明治十年五月七日、郵便事務局を當分の間縣廳内に移し、事務の整頓に努めたが、當時なほ縣下の大部分は西郷勢の占據下にあり、中央との郵便連絡は船便を以てするの外はなかつた。然るにその後管下の鎮撫平定につれて、縣下の郵便路線も漸次開通し、既に十年七月十九日現在に於いては鹿兒島、熊本間及び鹿兒島、加治木間の路線は毎日、加治木、横川間、大日



明治十二年の郵便路線

郵便局

郵便函の設置

横川間、水俣・大口間、鹿兒島宮之城・大口間の路線は隔日に郵便往復が開けるに至り、更に八月一日迄には鹿兒島加治木都城間の幹線を初め、鹿兒島蒲生宮之城間、向田東郷入來間、鹿兒島谷山間、通山市成鹿屋間、濱之市踊吉松間の六路線が開通し、引續き縣下各地に路線の開通復舊を見た。かくして明治十二年の統計によれば、郵便路線の数は縣下を通じて五十一線、その延長四百七十七里三十五町五十四間に達し、その内毎日往復の路線は鹿兒島近在廻、鹿兒島米之津間、鹿兒島熊田間及び富高細島間の四線であつた。爾來路線は更に整備し、往復は増加して郵便事業は發展の一路を辿つたのである。

郵便局の数は明治十二年に於いて薩摩四十四局、大隅三十三局、日向四十三局、大島郡二十一局、合計百四十一局であり、その内鹿兒島郵便局は郵便爲換局及び郵便貯金預局を併置し、宮崎都城延岡三局は郵便爲換局のみを併置してゐた。十四年十月、縣は「地方郵便大意」を郡役所戸長役場に頒ち、郵便局未設の町村には郵便切手賣下所と郵便函を設置し、各郵便局より集配人を派出して投函の郵便物を取集めしめることとした。かくて十六年に於いては郵便局所七十九郵便函數二百三十二切手賣下所百九十一を數へたが局數の減少は

鹿兒島驛遞出張局

鹿兒島郵便局

電信の開通

電信分局

宮崎分縣の結果である。同年三月驛遞區劃編成に付、鹿兒島驛遞出張局が設置せられ、郵便局を兼攝し、鹿兒島宮崎沖繩三縣下の郵便業務を監督することとなつたが、十九年七月地方遞信官制發布の結果、驛遞出張局は廢止となり、熊本に遞信管理局が設置され、熊本鹿兒島宮崎沖繩四縣下の郵便電信業務を監督し、鹿兒島郵便局はその所管に屬し、二等郵便局に列した。なほ十九年現在の管下郵便局數は百五局に増加してゐる。

電信は丁丑の役前には未だ本縣に通じてゐなかつたが、戦亂勃發はその開通を促し、十年八月電信線は熊本より大口加治木を経て鹿兒島に達し、ついで加治木より都城宮崎を経て大分縣に達する線路も開通した。而して十年十月二十二日より當時假縣廳の所在地であつた加治木電信分局は私報取扱を開始し、鹿兒島都城宮崎の三分局は未だ官報のみを取扱つてゐたが、縣廳の鹿兒島移轉に伴ひ加治木分局は廢止となり、十四年に於いては縣下の電信分局は鹿兒島宮崎・飢肥・延岡の四局となつた。その後十六年の宮崎分縣により鹿兒島の一局のみとなり、ついで二十年三月鹿兒島電信分局は鹿兒島電信局と改稱された。



最後に明治十一年以來十年間の通信事業發達の状況を郵便及び電信發着の數量より見れば左の如くである。

年次	郵便		電信	
	引	配	發	着
明治十一年	四九九、七九九	五二五、四八三	一〇、五二三	九、六五八
同 十九年	七六九、五〇八	一、〇〇九、九〇〇	二六、四二〇	二八、九一八
同 二十年	九八一、六八五	一、二六九、五四六	二六、六三八	二九、〇二九
同 二十一年	一、二〇〇、四七〇	一、五〇四、〇八七	二六、八八五	二七、一一六

即ち十年間に郵便電信ともに約二・六倍の増加を示して居り、十九年以後の統計に見るも、年々の郵便取扱數の増加は著しいものがあつた。これ即ち通信機關の整備を示すものであると同時に、交通産業の發達、文化の向上を物語るものに外ならない。

### 第七章 司法及び警察

#### 第一節 裁判所及び監獄

鹿兒島裁判所は明治九年四月十七日開廳され、同年九月十三日鹿兒島地方裁判所と改稱したが、間もなく丁丑の役の勃發により、十年三月一たん閉廳となり、在勤裁判官も鹿兒島を引揚げた。然るに官軍の鹿兒島上陸と共に、五月二日新任鹿兒島地方裁判所々長寛元忠以下の裁判官も岩村縣令一行に同伴して着任し、五月四日裁判所を開廳した。次いで九月西郷勢の鹿兒島突入によつて、裁判所も縣廳と共に一時加治木に移轉するの已むなきに至つたが、城山陥落後の十月二十六日、再び鹿兒島山之口町の假廳舎に還り、翌十一年十月二十八日同町二番地に本廳舎の新築成つて之に移つた。

この間十年十月十三日鹿兒島地方裁判所宮崎支廳が開廳して日向國一圓を管轄し、次いで縣下各地に區裁判所が設置された。即ち同年十二月十日鹿兒島都城兩區裁判所、同月二十五日宮崎延岡兩區裁判所、十一年三月二十一日

鹿兒島地方  
裁判所の再開

區裁判所の開  
設



水引區裁判所同年七月二十八日大島區裁判所が夫々開廳したのである。ここに戦亂によつて一時混亂した縣下の司法機關は漸く整備した。明治十四年十月六日太政官布告第五三號を以て全國の裁判所位置及び管轄等が改正され翌十五年一月一日より實施されたがこれによつて從來の鹿兒島地方裁判所は鹿兒島始審裁判所と改められ長崎控訴裁判所の隸下に在つて薩隅の兩國を管し管内に鹿兒島水引大島の三治安裁判所を置かれることとなつた。同時に新に宮崎始審裁判所が設置され日向國一圓を管したが十六年二月一日より再び鹿兒島始審裁判所の宮崎支廳と改められた。なほ十五年一月より重罪裁判所の制度が施行され鹿兒島重罪裁判所の管轄を鹿兒島縣及び沖繩縣と定められた。重罪裁判所は隨時始審裁判所に於いて開設された巡回裁判所である。然るに翌十六年宮崎縣分割設置に伴ひ八月一日より宮崎支廳を廢止して再び宮崎始審裁判所を開廳し鹿兒島始審裁判所は薩隅兩國のみを管轄することとなつた。また同年九月十五日より大島に支廳を開廳し大島郡一圓を管轄せしめた。

鹿兒島始審裁判所  
治安裁判所

鹿兒島重罪裁判所

かくの如く明治初年以來幾度か裁判所の制度は變遷したが明治二十三年二月裁判所構成法の公布により我國の司法制度確立し同年十一月一日より鹿兒島始審裁判所は鹿兒島地方裁判所と改稱されて長崎控訴院管下になり、その管轄は左の如く定められた。

鹿兒島地方裁判所の管轄

地方裁判所		區裁判所	管轄
鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島市	鹿兒島郡 谿山郡 日置郡ノ内 北大隅郡 熊毛郡 馭謨郡
知覽	知覽	阿多郡	川邊郡 給黎郡 顯娃郡 揖宿郡
加治木	加治木	始良郡	西嶮嶼郡 桑原郡 菱刈郡 東嶮嶼郡ノ内 北伊佐郡
鹿屋	鹿屋	南大隅郡	肝屬郡 東嶮嶼郡ノ内 南諸縣郡
水引	水引	高城郡	薩摩郡 南伊佐郡 出水郡 甕島郡 日置郡ノ内
大島	大島	大島郡	

區裁判所の増設

即ち從來の治安裁判所は區裁判所となり新に知覽加治木鹿屋に區裁判所が増置されたのである。なほ大島區裁判所には鹿兒島地方裁判所大島支部甲



遷  
區裁判所の變

號を置いた。この後暫く裁判所の改廢はなく、明治年間に於いては、四十四年四月一日水引區裁判所が川内區裁判所と改稱したのみである。其後大正年代に入り、二年四月二十一日より知覽、加治木の兩區裁判所を廢し、兩區裁判所の管轄地域は鹿兒島區裁判所の管下に移されたが、知覽區裁判所は大正六年九月十五日より復活し、加治木區裁判所また大正八年七月一日より復活した。なほ同日川内區裁判所に鹿兒島地方裁判所川内支部が設置された。以後裁判所の改廢はなく、現在に至つてゐる。

監獄

監獄支署

次に監獄については、舊藩時代の牢屋は鹿兒島市外郡元にあつたが、丁丑兵亂によつて烏有に歸したので、本縣は明治十一年鹿兒島小川町に鹿兒島監獄署を新築し、次いで同年八月七日達甲第一二九號を以て宮崎及び大島金久村宇濱金久に監獄支署の開設を布達したが、十六年の宮崎縣設置により宮崎監獄支署は本縣の管轄を離れた。更に十九年四月二十七日達甲第六三號を以て種子島監獄支署の設置を布告し、同年八月二日從來の本支監獄署の名稱を廢し、縣内に鹿兒島水引、大島種子島の四監獄を置いた。その後間もなく本支監獄署の舊名に復したが、水引監獄支署は二十三年十一月廢止され、種子島監

鹿兒島監獄署  
と大島監獄支署

獄支署も三十五年九月三十日限り廢され、鹿兒島監獄署と大島監獄支署のみとなつた。

府縣監獄事務  
を司法省に移す

明治三十三年、從來縣費支辨であつた監獄費は國庫負擔に移り、また内務省所管の下に府縣に所屬してゐた監獄事務は司法省に移管された。三十六年三月勅令第三五號監獄官制に基き、同年四月より鹿兒島監獄署は鹿兒島監獄、大島監獄支署は鹿兒島監獄大島分監と改稱した。なほ鹿兒島監獄は從來の位置が市街の中央にあり、且つ建物も腐朽したので、翌三十四年四月より市外伊敷村大字永吉に新築工事を起してゐたが、四十一年三月漸く完成してこれに移轉した。大島分監は三十八年四月鹿兒島監獄大島出張所と改稱、大正八年四月再び鹿兒島監獄大島分監の舊名に復した。更に大正十一年十月監獄官制の改正により鹿兒島監獄は鹿兒島刑務所、大島分監は鹿兒島刑務所大島支所と改稱し、大島支所は昭和四年十二月改めて大島刑務支所と稱した。

鹿兒島刑務所  
と大島刑務支所

第二節 警察

一 警察制度



警察課の開設

本縣の警察事務は明治十年以來警視出張所の管掌する處であつたが、十一年十月十五日警視出張所閉鎖の後を承けて舊鹿兒島東警察署跡に縣警察課を開設し、縣内に十警察署、十六分署を置き、巡查を募集して各署に配置した。

警察本署と改稱す

警察課は明治十二年二月縣廳構内の新築廳舎に移り、同年四月三十日警察本署と改稱した。同年所定の警察本署事務章程によれば、警察本署は管内の警察及び監獄の事を掌り、署中を常務、檢務、計算の三係に分つた。常務係は警察上取締の規則を創定改正し、各署を監督し、又文書の事を掌り、檢務係は求刑及び犯罪探偵等を掌り、計算係は會計の事に當つた。監獄事務は明治十四年より警察本署の所管を離れて獨立した。ついで十五年四月、警察の長官として警部長を置かれた。

警部長

警察本署職制の改正

警察本署の職制は十四年十二月の改正を経て十五年十二月また改定され、部内を行政、司法、巡視の三部に分ち、行政部を四分科、司法部を三分科、巡視部を二分科に分つたが、十八年二月の改正により第一部、第二部、第三部に分ち、第一部は警務、行政、警察及び衛生警察を、第二部は會計及び統計を、第三部は司法警察を分掌せしめた。更に翌年七月、地方官々制の公布に基き、警察本署を警察

警察本部

本部と改め、部内を第一、第二、第三の三課に分ち、同年巡查教習所を附設し、二十一年六月警察本部處務細則の改正により本部分課を警務、保安、主計の三課とし、各課に課長警部、課僚警部又は各一人を置き、國事警察は警部長自ら之を處理すると雖も、時宜により特に專任の警部一人を置くを得ることとした。

警察部の設置

明治二十三年十月警察本部は警察部と改稱し、部内を警務、保安の二課に分ち、警務統計會計の事務は警務課に、保安衛生事務は保安課に屬せしめた。その後三十年一月衛生課を置いて三課とした。更に三十八年四月に至り、警察部は第四部、警部長は警務長と改められ、第四部長たる事務官を以て之に充てられたが、四十年七月警察部の舊稱に復し、更に大正二年六月警務長を廢して警察部長を置くこととなつた。

警察部長

警察部各課の増置

なほ警察部内の分課は明治三十年以來警務、保安、衛生の三課に過ぎなかつたが、時勢の進運に伴ひ、大正末年以後課の増置が相ついで行はれ、大正九年五月二十七日高等警察掛明治四十一年設置を一課に昇格したのを初めとし、同十三年十二月二十二日従來警務課に屬せる巡查教習所を獨立せしめ、昭和二年八月十五日保安課の刑事警察事務を分つて刑事課を新設し、同三年七月十五日特別高



等警察課を設け、四年八月一日鹿兒島健康保険署を廢して警察部内に健康保険課を置いた。こゝに於いて警察部は警務保安衛生高等警察特別高等警察、刑事健康保険の七課と巡查教習所とを包括することとなり、警察行政はいよいよ分化發展したのである。

次に警察署については、明治十一年五月二十三日警視出張所は鹿兒島上方限警視署を鹿兒島東警察署、下方限警視署を西警察署と改め、各地警視署派出所を警察署分署と改稱し、夫々地名を冠せしめたが、同年十月警察課開設と同時に縣は暫定的に縣内に左の十警察署十六分署を置いた。

明治十一年の警察署と分署

- (警察署)
  - 鹿兒島警察署
  - 水引警察署
  - 加世田警察署
  - 加治木警察署
  - 都城警察署
  - 鹿屋警察署
  - 宮崎警察署
  - 飫肥警察署
- (分署所在地)
  - 谷山 伊集院
  - 阿久根 出水 宮之城
  - 知覽 山川 伊作
  - 蒲生 牛山 福山
  - 小林
  - 大根占 志布志
  - 高鍋

延岡警察署

徳之島

大島警察署

間もなく同年十二月本縣布達甲第一三二號を以て水引警察署を隈之城に移し、蒲生分署を國分に、大根占分署を小根占に移した。同月一日公布の鹿兒島縣警察署事務章程及び同警察分署事務章程によれば、警察署に署長警部巡查を置き、分署に監督(一、二等巡查の内)巡查を置いたが、同月四日縣は巡查定員を七百六十三人と定め、鹿兒島署に二百八十人、加世田加治木宮崎三署に七十五人、宛隈之城署に六十六人、鹿屋署に五十人、延岡署に三十八人、都城署に三十五人、飫肥署に三十人、大島署に十六人、監獄に二十人を配置した。之を等級別にすれば、一等巡查四十四人、二等巡查九十七人、三等巡查二百十人、四等巡查四百九人である。

巡查の配置

警察區劃の改正はその後も屢行はれ、明治十三年一月五日新たに派出所を設けて縣内に左の警察署分署及び派出所を設置した。

明治十三年の警察區劃

- (警察署)
  - 鹿兒島
  - 加世田
- (分署)
  - 谷山 種子島
  - 山川 知覽 伊作 市來
- (派出所)
  - 枕崎



隈之城 阿久根 出水 宮之城 牛山  
 加治木 國分 末吉 福山 栗野  
 鹿屋 垂水 大根占 小林  
 都城 高岡 志布志 上田島 美々津  
 宮崎 高鍋 福島  
 飫肥 細島 三田井  
 延岡 徳之島

右の内三田井派出所は同年十一月分署に昇格し、翌十四年中には福山・小林・福島の三派出所が分署に昇格し、枕崎派出所は南方分署と改稱昇格し、栗野・上田島兩派出所は廢止となつて新たに横川・佐土原の兩分署が設けられ、市來分署は鹿兒島署の管下に移された。警察署及び分署の職制は十五年十二月の改正により、警察署は内勤部・外勤部・司計部の三部に分ち、署長以下警部・警部補・御用掛・巡查・雇員を置き、分署には分署長・監督・巡查を置くことゝ定められた。十六年宮崎縣分縣により、都城・宮崎・飫肥・延岡の四署は勿論本縣の管轄を離れた、仍て縣内六警察署となつた。

警察署分署の職制

島嶼部の警察署分署

明治十八年に至つて七月十五日鹿屋警察署・柏原分署・隈之城警察署・甑島分署・<sup>浦村</sup>鹿兒島警察署・屋久島分署・<sup>浦村</sup>三分署を新設し、十一月四日大島警察署・種子島分署を警察署に昇格し、屋久島分署及び十九年一月一日より開設さるべき寶島分署をその管下に置き、十八年十一月十五日より西方村久慈に西方分署を設け、これより先設置されてゐた大島警察署・喜界島・沖永良部島兩派出所を分署に昇格せしめた。西方分署は翌十九年四月古仁屋村に移轉し、東方分署と改稱した。

明治十九年十一月縣令第二七號及び同年十二月縣令第三八號を以て、また警察區劃の大改正があり、二十年一月一日より施行された。これによつて定められた警察署・分署及び派出所の名稱は左の如くである。

(警察署)	(分署)	(派出所)
鹿兒島	谷山	吉田 櫻島
市來	伊集院	
加世田	伊作 南方	
揖宿	穎娃	
知覽		

明治二十年の警察區劃



限之城	西方	宮之城	甌島
出水	阿久根		
牛山	菱刈		
加治木	横川	蒲生	
國分	福山		
鹿屋	柏原	大根占	垂水
志布志	末吉	岩川	
大島	東方	徳之島	喜界島
種子島	沖永良部島	寶島	
	屋久島		

右の外、二十年中に國分署管内に濱之市派出所、鹿屋署管内に内之浦派出所が新設され、喜界島、沖永良部島、寶島三分署は派出所となり、ついで寶島派出所は廢止され、牛山警察署は二十二年大口警察署と改稱した。

明治二十年の  
巡查定員

また十九年十二月巡查の定員を五百二十八名外に請願とし、各署分署派出所に配當すべき數を規定し、二十年一月より施行したが、警察署では鹿兒島署の

百二十五名を最多とし、他は十數名乃至二十數名を配置した。分署には大概七、八名を配置し、派出所は何れも三名宛である。なほ從來警察署分署派出所以外に巡查を町村に配置する制度はなかつたが、市町村制の實施を控えて二

巡查駐在所の  
開設

明治二十六年  
の警察區劃

十年七月より巡查配置法實施せられ、縣下に約百六十の駐在所を開設した。その後明治二十六年十二月一日縣令第五五號乃至第五七號を以て警察署分署及び派出所の名稱、位置、區劃を規定したが、警察署は鹿兒島、谿山、加世田、伊作、揖宿、穎娃、知覽、隈之城、宮之城、甌島、出水、大口、横川、加治木、國分、鹿屋、大根占、志布志、岩川、種子島、屋久島、大島、市來の二十三署となり、明治十九年に比して谿山、伊作、穎娃、宮之城、甌島、横川、大根占、岩川、屋久島の九署が増設されてゐる。何れも分署より昇格したのである。分署は伊集院、南方、阿久根、蒲生、柏原、垂水、末吉、東方、方徳之島、沖永良部島の十分署となり、巡查派出所は喜界島一箇所のみ存置された。

明治三十年の  
改正

ついで明治三十年三月十五日、縣令第二八號乃至第三〇號を以てまた警察署分署の位置名稱を改定し、四月一日より實施したが、その結果、谷山、穎娃、知覽、伊作、大根占の五署は分署となり、伊集院分署は警察署に昇格し、十九警察署、十四分署となつた。ついで同年八月蒲生分署は廢止され、十月喜界島派出所が分署に昇格した。また甌島、屋久島の兩署は四十三年八月分署となつた。巡查部長派出所は明治四十二年度より吉松に置かれたのを嚆矢とし、以後逐次



大正十五年三  
十三署となる

昭和十年の警  
察區劃

第一編 縣政の整備

各地に増設された。大正七年限之城署を川内警察署、南方分署を枕崎分署と改稱し、十三年十月一日阿久根・柏原兩分署を警察署に昇格し、十五年七月一日郡役所廢止に伴ふ處置として殘餘の分署を凡て警察署に昇格したので、縣下警察署の數は三十三となつた。他に昭和四年度より米之津に警部補派出所を新設した。昭和十年五月十五日現在に於ける縣下警察署の名稱管轄及び派出所駐在所數左の如くである。

警察署	所轄市町村名	警部補派出所	巡查部長派出所	派出所	巡查駐在所
鹿兒島	鹿兒島 伊敷 吉田 西櫻島 東櫻島				二二
谷山	喜入 指宿 今和泉 山川				一
揖宿	喜入 指宿 今和泉 山川				一
穎娃	穎娃				二
加世田	加世田 笠砂 萬世 勝目 川邊				一
知覽	知覽				一
枕崎	枕崎 西南方				一
伊集院	伊集院 下伊集院 上伊集院 永吉 吉利 日置 郡山				一六

警察署	所轄市町村名	警部補派出所	巡查部長派出所	派出所	巡查駐在所
伊作	伊作 田布施 阿多				一
市來	市來 東市來 串木野				一
川内	川内 高江 樋脇 上東郷 下東郷 入來 水引				一
高城	高城 永利				一
上甕	上甕 下甕 里				二
宮之城	宮之城 山崎 蘭牟田 永野 黒木 佐志 鶴田				一
出水	出水 大川内 米ノ津 高尾野 野田				一
阿久根	阿久根 三笠 東長島 西長島				一
羽月	羽月 山野 大口 本城 西太良 菱刈				一
横川	横川 牧園 栗野 吉松				一
加治木	加治木 溝邊 山田 重富 帖佐 蒲生				一
國分	國分 東國分 隼人 日當山 霧島 清水 福山 敷根				一
岩川	岩川 恒吉 市成 月野				一
末吉	末吉 財部				一
志布志	志布志 西志布志 大崎 松山 野方				一
鹿屋	鹿屋 高隈 百引 始良 大始良 花岡				一
柏原	東串良 串良 高山 内之浦				一
垂水	垂水 新城 牛根				一
大根	大根 占 小根 占 田代 佐多				一
種子島	西之表 中種子 南種子				一

第七章 司法及び警察







二 諸規則の制定

違式註違條例

明治十一年以後、警察制度の確立と共に、警察關係の諸規則も相ついで制定された。現行の諸規則にして、この時代に其起源を有するものが尠くない。明治十一年四月十三日、本縣布達甲第四三號を以て違式註違條例を制定し、違式罪目として賈造の飲食物並に腐敗の食物を販賣する者等二十三件、註違罪目として人力車荷車等を往來に置き、又は並べ挽きて通行の妨をなす者等二十七件を指定し、違式の罪に對しては贖金七十錢以上一圓五十錢以下、又は懲役八日以上十五日迄、註違の罪に對しては贖金五錢以上七十錢以下、又は拘留半日以上七日迄を課することとした。その後屢次の改正を経て、明治十四年十二月十二日の布達を以て從來の違式註違罪目を廢し、十三年七月布告の刑法第四編違警罪の他に本縣の違警罪を定め、行人に強ひて車馬を勧め過言を申掛る者等六項の罪に對しては五錢以上五十錢以下の科料、本縣布達の條規に違反し又は地方官署の喚徴に應ぜざる者には二日以上十日以下の拘留又は五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處することとし、十五年一月より施行した。更に十五年五月(三第一號)、十九年二月(八甲第二)、二十四年七月(五四號)等

違警罪

警察犯處罰令

の改正を経て、三十七年八月縣令第三三號を以て從來の違警罪を廢して鹿兒島縣違警罪を定め、四十二年九月六日縣令第六七號鹿兒島縣警察犯處罰令を制定したのである。

危險防止の取締

次に保安警察に屬する諸種の取締規則であるが、先づ危險防止に關するものでは、明治十一年十一月三十日火藥製造取締假方法を制定し、十九年十月一日縣令第一五號火藥類賣買營業人心得を公布し、二十四年五月(四〇號)の改正を経て三十二年九月二十六日縣令第六五號銃砲火藥類取締法施行手續となり、四十四年十月三十日縣令第五一號を以て現行銃砲火藥類取締法施行手續が公布された。煙火取締規則は明治二十年八月二十二日(縣令第一二二號)の創定にかゝり、四十二年十月(九一號)の改定を経て四十四年前記銃砲火藥類取締法令施行手續に吸收された。狩獵取締については、明治二十二年五月銃獵免許取扱手續が定められ、二十八年六月七日縣令第五九號狩獵法に關する出願手續の公布があり、三十四年七月十九日縣令第四六號による改正を経て、大正八年十月一日縣令第七三號狩獵法施行細則の制定となつた。また威銃の取締のため、明治十年十一月有害の鳥獸を驅除する銃砲免許假規則が定められ、十



四年二月改定されて威銃取締規則となり、二十六年九月六日改めて縣令第三七號威銃取締規則が創定され、越えて大正八年九月十三日縣令第三五號を以て更定された。なほ燐寸製造營業取締規則は明治二十八年十二月二十日縣令第一〇二號を以て制定され、石油取締規則は明治四十二年十月八日縣令第九三號により創定、昭和四年九月四日縣令第六二號を以て現行の規則に改定された。また毒物劇物營業取締規則施行細則は大正元年九月二十五日縣令第一〇號を以て、危險物品取締規則は大正八年三月二十四日縣令第二一號により公布された。

風俗上の取締

風俗警察に關するものでは、明治十二年九月二十五日藝妓規則を制定し、營業場所を宮崎・油津及び鹿兒島と限定、鹿兒島に初めてその營業を許したが、更に十八年四月二十四日甲第三五號を以て藝妓營業取締規則を改正、二十四年三月三十日縣令第三三號により之を改めて藝妓取締規則とし、居住地を鹿兒島市及び大島郡金久・伊津部の兩村と限定した。その後二十六年九月十五日縣令第四〇號藝妓營業取締規則となり、二十九年九月十五日(縣令第四〇號)之に改正を加へて居住地に限之域、上出水の兩村を追加し、三十二年七月縣令第四九號

の改正を経て四十四年二月十九日縣令第一三號藝妓酌婦及藝妓置屋營業取締規則の公布となつた。

縣會の廢娼建議案

貸座敷及娼妓營業取締規則は明治二十一年三月二十二日縣令第三三號を以て創定され、同年五月一日より施行された。これによつて鹿兒島に於ける貸座敷營業が許され、その場所を指定されたのである。明治二十四年十一月、縣會は廢娼建議案を議決したが、實現に至らなかつた。また同年十二月縣令第七七號の改正によつてその營業地の變更を令してあつたが、その移轉は容易に實現するに至らず、漸く明治三十二年三月二十四日縣令第二四號を以て再び改めて免許地を現在の位置に指定し、九月末日迄に移轉を命じたのである。舊規則は翌三十三年十月二十日縣令第七七號を以て廢棄され、新たに貸座敷營業及娼妓に關する規則が公布され、その後一部の改正を経て現在に至つてゐる。

興行等の取締

興行取締に關しては、明治十一年十二月布達甲第一二九號を以て演劇取締規則を創定し、十六年三月十三日諸興業取締規則(甲第二三)と改め、二十七年十二月十五日劇場人寄席及相撲興業取締規則(縣令第八一號)の公布となつた。また同年



一月九日別に縣令第五號觀世物興行取締規則が制定されたが大正三年九月二十五日興行取締規則(縣令第四號)の公布により從來の兩規則は廢止された。現行の興行取締規則は昭和三年六月十二日縣令第三九號を以て公布されたものである。遊技場取締規則は明治十六年十二月十三日布達甲第一三八號を以て制定、十八年五月二十六日(甲第五號)遊技場營業取締規則と改定し、二十七年一月(縣令第三號)に至つて更に改定された。

飲食業等の取締

飲食店取締規則は明治十二年甲第一四九號を以て制定され、十六年六月(甲第五號)料理屋飲食店取締規則となり、その後數次の改正を経て三十二年七月料理屋貸席業飲食店取締規則(縣令第四八號)の公布をみ、四十二年二月十九日縣令第一二號を以て現行料理屋飲食店貸席營業取締規則の制定を見たのである。次に旅宿取締に關しては、明治十二年九月二日旅人宿規則を制定、同年十月旅籠屋規則と改め、十八年一月旅籠屋營業取締規則(甲第一號)、二十年六月宿屋取締規則(縣令第九六號)と變遷したが、二十六年十二月また宿屋營業取締規則と改められ、四十二年二月二十二日縣令第一四號により之を更定された。

質屋古着物等取締

質屋古着物等取締規則を公布して業者に組合の結成を規定し、數次之を改正したが、政府の條例に準據して十七年四月十六日甲第三七號質屋取締條例細則、同年二月十六日甲第一六號古物商取締條例細則を定めた。その後一部の改正があつて二十八年八月二十一日質屋取締法及同細則施行規則(縣令第七六號)、古物商取締法及同細則施行規則(第七號)の公布となつた。なほ屑物營業取締規則は明治三十六年四月二十日縣令第一九號を以て公布され、雇人口入營業取締規則は明治三十六年十月縣令第四五號によつて公布されたが、四十二年十一月十二日縣令第九九號を以て周旋業取締規則と改められ、紹介業についても昭和元年十二月縣令第三號を以て營利職業紹介事業取締規則施行細則が定められた。

以上保安警察關係の主要諸規則の變遷をみて來たが、交通關係及び衛生關係の規則に就いてもそれ〴〵制定する所があつたが、今各項の記述に讓つて省略に従ふこととした。

三 警察事務の分化發達

警察部内の分課は明治時代に於いては警務・保安・衛生の三課に過ぎなかつ



刑事警察の發達

たが、大正九年以來高等刑事特別高等健康保險の四課が相ついで増設され、また工場監督官補の配置をみ、警察事務は著しい發達分化を示した。

先づ警察事務の最も重要なもの、一つである刑事警察の機關としては、警察本署の時代には檢務掛(明治十二年設置)、司法部(明治十五年設置)、ついで第三部(明治十八年設置)があつたが、警察本部以來保安課の管掌するところとなり、獨立の機關は持たなかつた。然るに時代の進展につれて犯罪も亦増加したので、明治三十年七月、犯罪捜査及び令狀執行事務に専任するため各署に刑事巡査の職を設くることを定めたが、大正十一年七月十九日保安課内に刑事係を設置し、以て刑事警察の事を專管せしめた。併し乍らその後益々犯罪の増加を來し、大正十一年の犯罪件數八千餘件は大正十五年遂に一萬三千餘件に達したのみならず、その態様も亦複雑且つ智能的のものが多く、刑事警察機構の整備は緊要の問題となり、遂に昭和二年八月十五日刑事課を設置し、元保安課に屬した刑事々務一般を之に移したのである。次いで昭和九年三月捜査主任警部補を置き、専ら犯罪の搜索事務に當らせたのである。この間また昭和七年五月刑事警察指紋及寫真取扱規程を改正し、八年五月新に犯罪手口調査規程を制定し、以て科

刑事課の設置

刑事係

科學的犯罪捜査の基礎確立

學的犯罪捜査の基礎を確立したが、九年六月内務省訓令警察指紋採取規程の制定、十一年六月同訓令犯罪手口票取扱規程の制定により全國的に統一せられた結果、本縣制定の兩規程は自然消滅し、九州ブロックの中心たる福岡縣に指紋及び手口事務専任の課員各一名を派遣することゝなつた。この間犯罪は依然増加の傾向を辿つたが、檢擧の成績も著しく向上し、昭和十年の犯罪件數二萬六千三百八十五件に對し、檢擧件數二萬六千三百十八件、人員一萬四千九百五十二人に達してゐる。

特別高等警察

次に特別高等警察であるが、先づ縣下に於ける社會問題の趨勢をみるに、労働爭議としては、大正二年六月大島郡松原鑛山に於いて、賃銀支拂上の問題に關して参加人員百五十名の同盟罷業が行はれたのが、その最も早期に屬するものであらう。つゞいて大島郡徳之島の鑛山に於いて大正五年中に二回、翌年一回の罷業があり、大正七年四月には薩摩郡永野村島津家鑛業館の従業員四百餘名の大規模な罷業があつた。この頃より歐洲大戰を契機とする社會不安の時期に入り、本縣の如く遠く中央を離れ、近代的産業の發達が比較的遅れた地方にあつても、各種産業部門に互つて年々二、三回の労働爭議の勃發を

社會不安の時期



## 小作爭議

み、比較的大規模なものとしては、大正十二年七月鹿兒島電気軌道株式會社従業員の罷業、昭和二年十一月鹿兒島製菓株式會社職工の罷業、翌三年五月大日本紡績鹿兒島工場職工の罷業等があつた。小作爭議としては、大正九年十一月加治木町小作人百名が地主四十名に對して小作料減額の爭議を惹起し、以後十年度一件、十一年度三件を數へ、大正十三年に於いては、十一月谷山町小作人五百餘名、内之浦町小作人百三十名の爭議があり、十二月に入つて日本農民組合所屬の始良郡東襲山村清水村及び國分村の小作人合計一千餘名が一齊に小作料五割輕減を要求して大規模な爭議を惹起した。かゝる情勢に即して、昭和三年七月十五日、高等警察課の掌務を分つて特別高等警察課が新設されたのである。而してこの頃より各種爭議や無産政黨關係の事件も亦増加し、勞働爭議は昭和四年六件、九年五件、十年六件を數へ、その間に於いても二、三年には一件乃至十二件を數へ、昭和元年及び昭和五年に無かつたのみで、その他の九件に激増した。この間昭和三年十二月二十二日、大島名瀬に於いて地方無産政黨奄美新興同志會が結黨され、四年二月二十七日始良郡國分町に於いて

特別高等警察  
課の設置

全國農民組合鹿兒島縣聯合會第一回大會が開催され、次いで翌年五月一日には勞農黨始良支部が結成された。また一方には所謂右翼思想團體として昭和四年十一月三十日鹿兒島國粹會が起り、翌年四月一日國本社鹿兒島支部が創立された。かくて大正末年より昭和初年代にかけての社會情勢は本縣に於いても穩かならぬものがあり、特高警察事務も多忙であつたが、その後滿洲事變以來の一般的情勢の變化と當局の努力とにより、事態は漸次鎮靜に歸したのである。

## 工場行政

## 工場災害の取締

工場行政は最初は専ら保安衛生等公害防止を主とし、特に勞働者の保護といふことは近代産業の發達、工場災害等の増加、社會問題の擡頭等につれて漸く注目されるに至つたものである。先づ工場取締については、明治十九年九月十五日縣令第一一號を以て蒸氣機械により精米等をなす者に對して災害豫防の施設をなすべきを命じ、二十年十月之を廢して蒸氣機械所取締規則(縣令第一四號)を制定、二十三年(縣令第三號)の改正を経て三十五年一月縣令第九號汽罐汽機取締規則となり、四十二年之を改正(縣令第九號)した。鍛冶及鑄物職業取締規則は明治二十二年四月十日縣令第四四號を以て制定され、二十六年十二月之



を改めて鍛冶及鑄物工場取締規則(縣令第六〇號)となし、更に四十二年九月縣令第八一號により改正した。この他明治年代中に樟腦及樟腦油製造、水車、電氣事業、燐寸製造、土木工事等に對して取締規則が制定され、幾多の改廢を経て今日に至つてゐる。更に大正年代に入り、原動力としての電氣の利用が普及するや、同十二年四月二十五日縣令第三六號原動機取締規則が公布された。

労働者保護のためには、日清戰役後、我國近代産業が漸く勃興の緒についた明治三十年、初めて縣令第九〇號職工募集届出に關する規程が制定され、三十二年七月縣令第四六號職工を雇使する工場に於ける疾病負傷者等届出方の件、三十三年九月縣令第七一號工場災害届出方の件が創定された。職工募集届出に關する規程はその後四十二年(縣令第一〇〇號勞働者募集取締規則)大正八年(縣令第三〇號勞務)に改定され、労働者募集取締令の施行により同十四年三月縣令第一五號を以て、その施行細則が定められた。しかし乍らこれらの諸規則の制定は労働行政の端緒とも云ふべきもので、それがいよゝゝ本格的となつたのは、大正五年六月一日の工場法の實施以來である。同法は工場施設の改善、就業時間の制限、幼年及び婦人労働の制限乃至禁止、工場災害の扶助等を規定したものであ

労働者保護の規程

工場法の實施

工場監督官補の配置

労働立法の整備

工場法適用工場

るが、之と共に同年八月三十日縣令第二五號を以て工場法令施行細則が定められ(大正十五年十月縣令第七五號を以て)、縣には工場監督官補が配置され、縣下の労働行政も一大進展を示すこととなつた。その後中央に於ける諸種の労働立法の實現と共に、縣に於いては工業労働者最低年齢法施行細則(大正十五年十月縣令第七六號)、工場附屬寄宿舎規則施行細則(昭和二年十一月縣令第五五號)、工場危害豫防及衛生規則施行細則(昭和四年十二月縣令第八一號)、工場調査規則施行細則(昭和五年二月縣令第一三號)、労働者災害扶助法施行細則(昭和六年十二月縣令第五五號)、労働者災害扶助責任保險法施行細則(昭和七年四月縣令第二二號)等の縣令が相ついで制定され、労働行政は愈々その重要性を加へて來た。なほ大正六年五月末現在に於ける工場法適用工場数は百六十五、職工數七千四十八人であつたが、その後適用範圍の擴大(職工十五人以上とる)と産業の發達とにより、昭和六年八月に於いては左の如くなつてゐる。

種別	工場數	百分率	職工數	百分率
染織工場	一七四	二・三・二	七、〇三二	六五・一
機械器具工場	七四	九・九	四六七	四・三
化學工場	一〇	一・三	一七二	一・六



飲食物工場	三一	四・一	五二四	四・九
雑工場	四二〇	五六・〇	二、二二九	二〇・六
特別工場	四一	五・五	三八〇	三・五
計	七五〇	一〇〇・〇	一〇、八〇四	一〇〇・〇

健康保健

健康保健署

健康保険は工場法適用工場、鑛業法適用事業場、その他一定の事業に使用せらるる、勞務者等の所謂小額所得者の傷病に對して醫療の途を與へ、その休養期間中日給の六割を生活費として支給するもので、一種の勞働保護の社會施設である。同法の公布は大正十一年であるが、種々の事情で實施が延期され、同十五年七月内務省社會局に保險部の設置をみ、同年十月一日各府縣に健康保險署が開設され、翌昭和二年一月より實施の運びに至つた。ついで同四年八月一日關係法令の改正と共に、之が事務を地方廳に移管し、警察部内に健康保險課が新設されたのである。その業績を數字の上より見れば、本縣に於ける健康保險創始當時の適用工場事業場數は四百八十八、被保險者數は七千九百六十九人であつたが、昭和十年度末に於いては前者は千六十九、後者は一萬五千百六十人となり、著しい事業の發展を示してゐる。健康保險給付の件數

健康保健課の設置

及び費額は昭和六年度二萬三千五百五件、三萬五百四十六圓、昭和十年年度三萬九千二百三十七件、二萬八千五百二十圓餘であつた。

第三節 消防

鹿兒島警視署  
附屬消防組

公設消防組の編成は明治二十七年二月勅令第一五號消防組規則の公布に基くが、先づこゝに至るまでの縣下の防火施設の變遷をみるに、明治十年十一月四日、警視出張所は鹿兒島上下方限兩警視署に消防夫を置くの件を縣當局に照會し、その同意を得て鹿兒島消防假規則を定めた。即ち兩署に消防夫五十名を置き、その指揮進退を所轄署長に委ね、その編成は二十五人を一組とし、組頭一人、小頭一人、ポンプ夫八人、平夫十五人に分ち、警部一名、巡查三名を以て之を監督した。消防の入費は警視出張所の負擔とし、組頭、小頭、ポンプ夫には足留手當を支給し、なほ消防夫全員に印羽織一枚、股引一足宛を給與した。器材としては高張提灯一、鳶口十七、梯子一と規定したが、他に警視出張所は明治八年佛國より警視廳が購入せるポンプ一臺を持來り、のち鹿兒島警察署の所屬に歸したといふ。



翌十一年十月警察事務が本縣の手に歸するや、十二月二十一日鹿兒島警察署消防章程を制定し、消防夫の指揮進退は署長の擔任とし、出火の合圖は警察署に於いて半鐘を以て周知せしめ、ポンプ一臺に付監督一名、巡查四名を附し、消防夫を引具して現場に出動すること、消防夫の役割は組頭二人、小頭一人、ポンプ夫六人、平夫三十人とし、之に月手當を支給し、なほ出火の際は諸種の手當を給與することと定めた。ついで十五年七月、縣は鹿兒島松原通町外十四町の協議を以て設立せる消防組を、該消防組頭取岩元萬次郎外百十九名の出願により、鹿兒島警察署の直屬とした。

その後警察署直屬の消防組は廢止されたものゝ如く、明治二十一年四月十八日縣は縣令第四四號を以て消防組編成規則を創定し、各町村に於いて消防組を編成せんとする時はすべてこれに準據せしめ、一町村一組若くは數組、或は數町村聯合して一組を編成すべきを規定した。同年鹿兒島に於いては警察署長の慫慂により、上荷船組、海岸消防組等の私設消防組が組織され、二十四年十月市は鹿兒島市消防規則を定め、上荷船、通船、陸運、大日の四消防組を置き、二百六十三名の人員とポンプ四臺、其他の器具を備へた。消防組の名稱は水

防組に對して火防組とも通稱されたが、本縣統計書によれば、明治十五年以來の縣下火防組の發達狀況左の如くである。

年次	(組數)	(人員)	(ポンプ)	(龍吐水)
明治十五年	二	一四〇	一	六
同十六年	一六六	六、八八九	一	一九四
同二十一年	六一〇	三五、四〇九	五	二、一七八
同二十二年	九九九	五九、三〇〇	七	一
同二十七年	六四一	三〇、六九〇	二二	一

明治二十七年五月七日、縣は勅令消防組規則に準據して縣令第三九號消防組規則施行細則を創定し、各市町村内必要の地に消防組を置き、その區域は土地の狀況により三等に分つて指定すること、消防組及びその支部の名稱は土地の名稱によること、消防組は本細則により指定されたるものゝ外設置を許されざること、一等消防區の消防組は組頭一人、小頭四人、消防手六十人を以て組織し、二等消防區に於いては組頭一人、小頭四人、消防手四十二人、三等消防區に於いては組頭、小頭各一人、消防手三十三人と定めた。同日消防組の設置區域、名稱等級を告示し、一等消防區に屬する消防組として鹿兒島市第一乃至第四及び谷山町、向田町、平佐村、武本、加治木、志布志の十消防組を指定した。二等



公設消防組  
度の確立

消防區に屬する消防組は中伊集院外二十組、三等區に屬するものは中甕外十組、合計四十二組である。こゝに勅令に基き市町村の負擔による公設消防組制度の確立をみた。

規則の改正

特別消防區

消防組の組織

明治三十五年十一月、消防組規則施行細則を改正し<sup>(縣令第五七號)</sup>、消防區の等級を特別消防區及び一等乃至三等消防區の四等に分ち、特別消防區の消防組は組頭一人、小頭十一人、消防手百五十二人とし、以下各等消防組、消防組支部及び特別消防區消防組の番組の人員を定めた。翌年十二月七日消防組の位置名稱區域及び等級を改定告示したが、特別消防區消防組は鹿兒島市消防組第一番乃至第六番、一等消防組は谷山隈之城、平佐上出水、加治木、東志布志の六村消防組、二等は十五組、三等は二十三組、合計五十組となつてゐる。更に明治四十五年三月同細則を改正し<sup>(縣令第一三號)</sup>、特に消防組の人員組織を詳細に規定して組頭一人、小頭二人以上、一等消防手十人以上、二等消防手二十人以上たること、但し蒸氣ポンプ、ガソリンポンプ等を設備する消防組等はこの限りに非ず、別に機關士機關手等を置くこと、人員を分つて纏、ポンプ給水、火先、信號の各掛を置くこと等を定めたが、此時消防區の等級は除かれた。のち大正十年一月三十一

消防組の増設

私設消防組

鹿兒島縣消防  
義會

大日本消防協  
會鹿兒島縣支  
部

日同細則の一部を改正し、掛を増加し、功勞拔群なる消防組員に對して功勞證を附與する規程を設けたが、昭和七年九月縣令第四六號を以て全文改正された。明治三十六年五十組に指定された公設消防組の數は、その後累年増加し、昭和十年度に於いては百三十二組、人員八千四人となり、その後更に増設を重ねる所があつた。他に公けの規則によらざる私設消防組は昭和十年末現在六百餘組、組員約三萬を算し、その中婦人消防二十七組、二千八百餘人を含んでゐる。その費用は多くは町村部落の寄附によるものである。なほ公設消防組及び組員の表彰、共濟、事業の改善發達を目的として、明治四十五年一月鹿兒島縣消防義會が設立され、當初は基金もなかつたが、消防組員の釀出によつて大正十五年迄に八千圓に達し、同年七月更に五萬圓の造成を計畫し、縣下各消防組及び鹿兒島市内有志の寄附等によつて所期の目的を達し、昭和二年八月財團法人組織となつた。また昭和三年三月二十六日、大日本消防協會鹿兒島縣支部の發會式が舉行され、縣消防義會は之に統合される方針であつたが實現に至らず、その經費のみ全部縣消防義會の負擔するところとなつた。兩會は現在の鹿兒島縣警防協會及び大日本警防協會鹿兒島縣支



部の前身である。

次に消防器材の發達狀況をみるに、明治二十八年に於いては腕用ポンプ二十臺に過ぎず、即ちポンプを備ふる消防組は全體の半數に満たなかつたが、明治三十四年十月の鹿兒島市東千石町の大火(三百六十餘戸燒失)に鑑みて翌月組織された鹿兒島市水火防研究會が翌年蒸氣ポンプ一臺を購入して市に寄附したので、初めて同市に動力ポンプが設備された。同市はまた大正八年水道擴張工事に伴ひ消火栓四百七十個を設けた。自動車ポンプが本縣に入つたのも、大正十二年一月同市消防組がデニス自動車ポンプを購入したのを以て嚆矢とする。爾來各地消防組は相ついで動力ポンプを設置し、昭和十年に於いては自動車ポンプ二十二、手挽ガソリンポンプ六十七、腕用ポンプ百三十二、消火栓千十一を算するに至つた。こゝに縣下の消防施設はその組織器材ともに著しい整備發達をみたのである。

消防器材の發達

自動車ポンプ

### 第八章 神代三山陵并に神社及び宗教

#### 第一節 神代三山陵

皇孫瓊瓊杵尊の可愛山陵、彥火火出見尊の高屋山上陵及び鷓鴣草葺不合尊の吾平山上陵は畿甸より遙に遠く僻南の地に位置し、爲めに朝廷に於かせられては平安朝時代以降特に山城國葛野郡田邑陵の南の原に靈域を卜して遙かに奉祭するを例とされてゐたのである。延喜式によればその兆域東西一町、南北一町と記されてゐる。然るに今や維新々政の基礎漸く定まつた明治五年、明治天皇は親しく鹿兒島に行幸遊ばされ、縣民齊しく昭代の光に浴することを得たのであるが、加之鹿兒島着御の翌日、六月二十三日早天、行在所庭上に御拜所を設らへて、幣物を捧げて可愛高屋吾平三山陵を御遙拜遊ばされたのである。眞に振古稀有の難有御思召と拜察する次第である。然るに政府はこれより先き明治元年後醍院眞柱三雲藤一郎及び三島通庸等に命じて三山陵を調査せしめ、三年重ねて田中頼庸及び山之内時習に、次いで六年樺山資

明治天皇の御遙拜

三山陵の調査



三山陵の御治定

雄に命じて慎重にその調査に當らしめた。かくて翌年七月十日御裁可を得て左の如く御治定になり、同月廿九日教部省より本縣に傳達されたのである。

瓊瓊杵尊可愛山陵

薩摩國高城郡水引郷宮内村

彦火火出見尊高屋山上陵

大隅國始羅郡溝邊郷麓村

鷓鴣草葺不合尊吾平山上陵

大隅國肝屬郡始良郷上名村

陵域

三山陵御治定と共に陵域を定め、明治十二年九月可愛山陵に十町六反二畝二十二歩、高屋山上陵に五町三反三畝十歩、吾平山上陵に八町一反三畝二十一步の地域を夫々編入し、大正七年十月高屋山上陵に一反五畝十八歩を編入追加せられたのである。<sup>〔補説〕</sup>その間明治二十六年五月吾平山上陵を修補し奉りしを初め、二十九年五月三山陵の修補をなし奉り、更に三十二年、三十六年の兩度に及んで高屋山上陵に、明治四十年、大正元年にかけて可愛山陵に、或は木柵外圍の新造、又は玉垣石階御拜所等の修營工事を施されたのである。かくして本縣は常に三山陵の管理の御委任を受けて之に奉仕し來つたが、大正三年に至り、その管理は宮内省の直轄に移つて今日に及んでゐる。

〔補説〕 三山陵の地籍はその後改變あつて現在は次の如くになつてゐる。

宮内省の直轄となる

三山陵の地籍

可愛山陵 川内市宮内町字脇園  
高屋山上陵 始良郡溝邊村大字麓字菅ノ口  
吾平山上陵 肝屬郡始良村大字上名

なほ昭和十年以降の陵域の追加編入としては、吾平山上陵に昭和十四年に七反五畝十三歩を、同十五年に二反九畝二十九歩を編入し、又昭和十六年一月川内市より八畝十八歩を寄附の上可愛山陵陵域として編入された。又昭和十年の天皇陛下鹿兒島行幸に際し、又同十五年の紀元二千六百年奉祝の佳歳に當つて三山陵にそれ〴〵參道其他の修理工事を施されてゐる事を附記して置く。

斯くの如くに神代三山陵は御治定以來愈々國家の最も尊崇する所となつて、明治四十年皇太子殿下鹿兒島行啓に際して東宮侍從子爵大迫貞武を十月二十六日可愛山陵に、東宮侍從子爵有馬純文を同日吾平山上陵に、同二十八日高屋山上陵にそれ〴〵御代拜として御差遣になつた。その後大正九年三月、皇太子殿下鹿兒島行啓に當つて、三月二十六日東宮侍從子爵牧野貞亮を吾平山上陵に御差遣あり、三月三十日には皇太子殿下親しく可愛山陵と高屋山上陵とに御參拜になつたのである。爾來秩父宮雍仁親王殿下、高松宮宣仁親王殿下を初め奉り皇族の御參拜數度に及んだのである。殊に昭和三年即位の大禮を擧げさせ給ふや、翌年四月掌典次長子爵本多正復を勅使として三山陵に

大正九年皇太子殿下御參拜



第一編 縣政の整備

御差遣になり、更に翌年五月重ねて深き御思召によつて侍従岡本愛祐を三山陵に御差遣あつて御代拜せしめられた。而も越て昭和十年秋陸軍特別大演習行幸の砌、十一月十一日侍従久松定孝を可愛山陵に、侍従子爵牧野貞亮を高屋山上陵にそれ、御代拜として御差遣あらせられ、畏くも天皇陛下には十一月十八日吾平山上陵に御親謁あらせられたのである。

第二節 神社

明治四年五月、政府は神社制度を制定し、神社を神祇官の管する官社と地方官の管する諸社とに二大別し、更に前者を官幣と國幣の大小社に分ち、後者を府社、藩社、縣社、郷社等に分つた。その後廢藩置縣に伴ひ、諸社は府縣社、郷社、村社、無格社の順に整理され、また別格官幣社の社格が設けられた。これによつて本縣に於いても霧島鹿兒島の兩神宮と牧聞神社が官社に列し、縣社以下の社格も亦定められたのであつたが、明治十二年現在に於ける縣下の神社は左の如くであつた。

官幣大社 霧島神宮

贈啖郡巖山郷

官幣中社 鹿兒島神宮

贈啖郡國分郷

官幣小社	鵜戸神宮	那珂郡飯肥	國幣中社	崎宮	宮崎郡下北方村
國幣小社	牧聞神社	穎娃郡穎娃郷	國幣小社	都農神社	兒湯郡川北村
縣社	鹿兒島神社	鹿兒島郡鹿兒島	縣社	伊邇色神社	鹿兒島郡鹿兒島
縣社	照國神社	鹿兒島郡鹿兒島	縣社	鶴嶺神社	鹿兒島郡鹿兒島
縣社	加志久利神社	出水郡出水郷	縣社	紫尾神社	出水郡高尾野郷
縣社	紫尾神社	伊佐郡鶴田郷	縣社	志奈尾神社	薩摩郡隈之城郷
縣社	白羽火雷神社	薩摩郡平佐郷	縣社	知賀尾神社	日置郡伊集院郷
縣社	多夫施神社	阿多郡田布施郷	縣社	火火出見神社	川邊郡加世田郷
縣社	大穴持神社	贈啖郡國分郷	縣社	韓國宇豆峰神社	贈啖郡國分郷
縣社	宮浦神社	贈啖郡福山郷	縣社	月讀神社	大隅郡櫻島
縣社	益救神社	馭謨郡屋久島	縣社	白鳥神社	諸縣郡飯野郷
縣社	柱神社	諸縣郡都城郷	縣社	母智丘神社	諸縣郡莊内郷
縣社	霧島峰神社	諸縣郡小林郷	縣社	狹野神社	諸縣郡高原郷
縣社	都萬神社	兒湯郡妻村	縣社	江田神社	那珂郡江田村
縣社	安賀多神社	白杵郡岡富村	縣社	二上神社	白杵郡高千穂
縣社	生目神社	宮崎郡生目村	縣社	愛宕神社	宮崎郡佐土原
郷社	一四八社	薩摩郡大隅	村社	九四六社	薩摩郡大隅
		日向			日向
		五八社			二七三社
		三八社			二〇七社
		五二社			四六六社

即ち薩隅兩國に於ては官幣大社一社、官幣中社一社、國幣小社一社、縣社十七社、



官幣社

郷社九十六社、村社四百八十社、合計五百九十六社を數ふるのであつた。その後明治十五年十二月十五日縣社照國神社が別格官幣社に列せられ、十八年四月二十二日無格社新田神社が國幣中社に昇格し、二十八年十一月二十八日官幣中社鹿兒島神宮が官幣大社に昇格した。

縣社以下神社の合併

縣社以下については、政府は明治三十九年八月勅令第二二〇號神社寺院佛堂合併跡地の讓與に關する件及び神社宗教兩局長依命通牒社寺合併并合併跡地讓與に關する件を發し、神社の權威を保持せしむるため基礎薄弱なる神社は之を合併せしめ、跡地は合併神社に附與すべき旨を達したが、縣は政府の方針に従ひ、明治末年より大正初年にかけて神社の合併を慫慂し、その結果、明治三十八年末の二千二百九十二社は、大正二年末に至つて千六百五社となり、實に六百八十七社の減少を示し、就中明治四十二年中に著しい變動があつた。その狀況を本縣統計書によつてみると左の如くである。

年次	社格					合計
	縣	郷	村	社	無格社	
明治三十八年	一六	一〇三	五〇五	一六六八	二二九二	

六百餘社を減ず

年次	社格					合計
	縣	郷	村	社	無格社	
明治三十九年	一六	一〇三	五〇五	一六五八	二二八二	
明治四十年	一六	一〇三	四八四	一六五六	二二五九	
明治四十一年	一六	一〇三	四八一	一六四七	二二四七	
明治四十二年	一六	九二	四一九	一一一一	一七三八	
明治四十三年	*一五	九一	四一九	一一一一	一七三六	
明治四十四年	一五	九二	四一一	一一四七	一六六五	
明治四十五年	一五	九二	四一三	一一〇九	一六二九	
大正元年	一五	九三	四一六	一〇八一	一六〇五	

\*明治四十三年以後縣社の數を一社減じてゐるのは誤であらう。次に記す如く、この年一社合祀により減ずると雖も、又一社縣社に昇格したからである。

竹屋神社

この間明治四十二年十月加世田村内山田字竹屋ヶ尾鎮座の縣社火出見神社が東加世田村<sup>現萬世町</sup>宮原郷社竹屋神社に合祀を許可され、合祀後竹屋神社は縣社に昇格した。竹屋ヶ尾は木花開耶姬命が無戸室を作りまして瓊瓊杵尊の三皇子を生み給へる舊跡と傳へられ、この由緒を以て火出見神社を明治六年六月縣社に列せられたのであつたが、この時に至る迄未だ社殿の造營も成就しなかつたので、竹屋神社に合祀となつたものである。

大正以後も縣社以下神社の總數は合祀によつて年々減少し、昭和十年末に



大正以後昇格の縣社

於いては縣社二十五社、郷社八十八社、村社四百五十一社、無格社九百五十五社、合計千五百十九社となり、大正二年以來更に八十六社の整理が行はれたわけである。この間蒲生の八幡神社(大正五年五月)、伊集院の徳重神社(大正七年七月)、加治木の精矛神社(同)、鹿兒島の松原神社(大正九年十月)、加世田の竹田神社(昭和二年六月)、高山の四十九所神社(昭和三年一月)、谷山の谷山神社(昭和六年十月)、末吉の住吉神社(昭和七年七月)、名瀬の高千穂神社(昭和十年五月)の九神社が縣社に列した。八幡神社は蒲生氏の祖が宇佐八幡を勸請したもの、と云ひ、徳重神社以下の四社は何れも明治二年廢寺となつた名刹に祀られてゐた島津氏祖先の靈を祭神として建てられた神社で、即ち徳重神社は妙圓寺の跡に建てられ、島津義弘を祭り、精矛神社も舊本誓寺の靈屋に祀つてゐた島津義弘を祭神とし、松原神社は南林寺の跡に島津貴久を、竹田神社は日新寺の跡に島津忠良を祭祀するものである。四十九所神社は肝付氏歴代の尊崇厚く、肝屬一郡の宗社として古くより聞えてゐた。又谷山神社は征西大將軍宮懷良親王を祭神として昭和三年九月創建され、住吉神社は島津義久以下歴代藩主の崇敬篤く、高千穂神社は明治二年の創建にかゝり、大島一郡の中心神社として崇敬されてゐた神社である。

島津氏關係の諸社

谷山神社

高千穂神社

官國幣社に關する規程

次に神社に對する縣の監督行政についてみるに、官國幣社の神職採用については、明治二十五年四月内務省訓令を以て官國幣社神職試験規則が定められ、のち明治三十五年二月勅令を以て官國幣社職制と、官國幣社及神宮神部署神職任用令が制定公布され、官司は神職高等試験を経て内閣之を任命し、禰宜主典等は同尋常試験合格者中より地方長官之を任命することゝなつたが、大正六年一月に至つて縣は官國幣社神職尋常試験細則を定め、同年三月同試験を施行した。その他官國幣社に對しては、本縣に於いて明治三十七年一月訓令甲第四號官國幣社處務規則、訓令甲第五號官國幣社文書取扱手續、訓令甲第六號官國幣社營繕に關する規程及び同年三月訓令甲第二四號官國幣社會計規則等が相ついで公布され、會計については明治四十年一月に至つて内務省令第一號官國幣社會計規則が公布された。また神社に對する一般的な通則として、大正二年四月内務省令第六號官國幣社以下神社の祭神神社名社格明細帳境内創立移轉廢合參拜寄附金神札等に關する件が公布され、之に基いて縣は昭和八年十一月縣令第四四號を以てその施行細則を定めた。縣社以下の神官任用に關しては、明治十五年八月内務省達を以て、皇典講究

神社通則

縣社以下の神官任用



祠官祠掌を社  
司社掌と改む

所の卒業者又は同所本分所の試験合格者に限り認可せられることになつたが、二十五年四月に至り、縣は維新前五代以上其神社に奉仕せし者及びその子孫、其他特別の經歷資格を有する者は皇典講究所學階試験に拘らず、祠官、祠掌たるの認可を與へることとした。その後明治二十七年二月、勅令第二二號府縣社以下神社神職に關する件及び三十五年二月、內務省令第四號府縣社以下神社神職任用規則の公布により、祠官、祠掌は社司、社掌と改稱され、何れも一定の試験に合格せる者及び特別の經歷學歷を有する者の内より地方長官之を任命する事となつた。之に基いて縣は大正元年十二月告示第二一六號を以て社司、社掌試験細則を制定告示した。又神職の處務については、明治二十四年七月、縣郷村社神官奉務規則の改定があつたが、大正二年四月、內務省訓令官國幣社以下神社神職奉務規則の公布により消滅した。その他明治三十三年十月、訓令第六二號縣社以下神社管理規程、大正四年二月、縣令第六號縣社以下神社會計に關する細則の制定があつたが、昭和八年十一月之を廢して、改めて縣令第四三號を以て神社財産登錄及管理并會計に關する取扱細則を公布した。また神職の俸給等については、大正四年六月、縣令第二四號を以て縣社以

縣社以下神社  
の管理

神社惣代人の  
選舉

下神社神職俸給其他給與規則が制定され、昭和四年三月、縣令第二〇號を以て全文改正された。神社惣代人の選舉に關しては、明治十四年八月甲第一六六號、二十四年六月、縣令第四八號等があり、三十三年六月に至つて縣令第五七號、縣社以下神社總代人規則が制定され、のち昭和三年十一月、縣令第五九號、縣社以下神社氏子并崇敬者總代人に關する規定の公布となつた。また明治三十九年四月、勅令第九六號によつて、府縣知事の指定により、府縣は府縣社に、郡市は郷社に、市町村は村社に、神饌幣帛料を供進し得ることとなり、縣は同年十二月以降、村社以上の神社を之に指定した。

神饌幣帛料

招魂社

次に戊辰の戦死者を祭祀する招魂社については、もと鹿兒島藩によつて創建された靖獻靈社は、置縣後官祭招魂社となり、官費によつて祭祀を営まれたが、その他縣下各地に於いて、その郷の舊兵隊中或は有志の輩によつて設立された小規模の招魂社は、私祭に委ねられてゐた。然るにこれら設立當初の關係者は十年の戦亂を経て追々減少し、祭祀は勿論、社殿の修繕すら甚だ不行届となつたので、縣は明治十五年これら各地の私祭招魂社を官祭に移されんことを、內務省に上申し、翌十六年十月三十日附を以て川邊郡武田村加世田郷、同郡鹿

私祭招魂社



籠村<sup>南方</sup>、日置郡下谷口村<sup>伊集郷</sup>、同郡上名村<sup>串木郷</sup>、阿多郡中原村<sup>伊作郷</sup>、給黎郡郡村<sup>知覽郷</sup>、出水郡城川内村<sup>島長郷</sup>、同郡武本村<sup>出水郷</sup>、肝屬郡中名村<sup>鹿屋郷</sup>、谿山郡上福元村<sup>谷山郷</sup>、各地所在の十招魂社に對して官祭が認可された。その後川邊阿久根、加治木、東市來、高城各地の私祭招魂社が官祭となり、大正二年十一月二十八日從來の社名を改め、地名を冠して官祭鹿兒島招魂社、同谷山招魂社、同知覽招魂社、同川邊招魂社、同東南方招魂社、同加世田招魂社、同伊作招魂社、同中伊集院招魂社、同東市來招魂社、同串木野招魂社、同高城招魂社、同阿久根招魂社、同西長島招魂社、同水上出水招魂社、同加治木招魂社、同鹿屋招魂社と呼ばれるやうになつた。

第三節 神道教會

明治五年政府は教部省を置き、神官僧侶とも教導職として惟神の大道を宣布せしめ、宣教の中央機關として東京に大教院を設置し、以て神佛二道の教導職を統轄せしめた。而して地方には中教院が設けられ、鹿兒島に於いても七年三月松原神社を以て中教院と定められたが、その後佛敎側の異論等により政府は之を變更して八年四月神佛合同の大教院を解散したのである。こゝ

大教院

鹿兒島の中教院

神道事務局

鹿兒島神道事務局

に於いて神道側は單獨の自治敎團として神道事務局を創立し、局内に大教院を設け、敎義の講明、生徒の訓育、神道教會講社の統轄等に當り、地方には分支局及び中小教院を開設した。よつて鹿兒島にも神道事務局が設けられ、初代分局長には霧島神宮々司田尻務が之に任じたのであつたが、その後明治十二年の縣治一覽概表によれば、分局を鹿兒島に、支局を高城郡高城郷外日向國內六箇所に、中教院を鹿兒島及び宮崎に、小教院を阿多郡田布施郷、贈嶽郡國分郷、同郡襲山郷、肝屬郡高山郷外日向國內四箇所に置き、神道事務局所屬の神道教會としては霧島神宮敎會所が鹿兒島に開かれてゐた。

神社と神道との分離  
教導職を廢す

その後政府は神社と宗教としての神道とを明確に分離せしむる方針をとり、明治十五年一月先づ官國幣社神官の教導職兼務を停め、ついで十七年八月全く教導職の制度を廢止した。而して神道事務局内部に於いては早くより分裂の兆があり、明治九年及び十五年中に神道黒住派、其他八派の神道諸派が分離獨立したが、教導職廢止に伴ひ、これら諸派は神道事務局<sup>のち神道本局と改稱、敎團の名稱を單に神道と稱す</sup>と共に、神社の外に、所謂宗派神道の一派としての地位を明確にしたのである。のち更に神道本局中より金光敎<sup>明治三</sup>、天理敎<sup>明治四</sup>等が獨立した。



本縣に於ける神道諸派の教會としては、明治十二年現在に於いては既述の如く霧島神宮教會所があつたに過ぎなかつたが、その後漸次他の諸教派が進出し、明治三十一年現在の教會數は十二となり、更に同四十四年には總數四十に達し、之を教派別に見れば天理教の二十三最も多く、神道霧島教會の六が之に次いだ。大正以後教會數は更に増加し、昭和十年末に於いては總數百五に達し、天理教はその内七十三を占めて依然壓倒的優勢を持し、ついで金光教十三、神道七、神習教、扶桑教各四、御嶽教二、實行教、大社教各一の順位である。

第四節 佛 寺

明治初年の廢佛毀釋以來、神道以外の一切の宗教を禁遏されてゐた縣民は、明治九年九月の令達によつて初めて信教の自由を得、爾來真宗各派は布教僧を派遣して銳意開教に努めてゐたのであるが、私學校徒の蹶起によつて僧侶は逮捕され、やがて漸く官軍に救出されたとは云へ、凡て退去の已むなきに至り、縣下に於ける佛教再興の氣運は一頓挫を來したのであつた。明治十二年の鹿兒島縣治一覽概表によれば、縣下佛閣百八とあつて、その内薩隅兩國に於

いては鹿兒島の福昌寺と出水の長光寺及び淨圓寺とのみで、他の百五寺は凡て日向國に在つた。

戦後佛教各派殊に真宗兩本願寺教團は再び活潑な布教を開始したが、薩隅の開教はなほ容易ではなかつた。布教上の困難の第一は士族の反感がなほ熄まず、或は通行中の僧侶に對して嘲笑投石するとか、或はまた酒氣を帯びた士族が説教場に闖入する等の迫害が絶えなかつたこと、ために布教使の多くは長髪を蓄へ、洋服を着用して僧侶たるの身分を隠して潜行したといふ。第二に當局の説教取締も可なり嚴重であつて、説教をなすには甚だ煩雜な手數を要したのであつた。明治十一年二月及び三月の區戸長への達によれば、當時各宗教導職の出張説教に當つては、便宜戸長の内一人臨席を要し、また一定の教院等に於ける説教は届出を以て足るも、便宜により民家を借受けて説教をなす場合には、必ずその旨教導職より出願を要し、之を受理した區戸長は篤と事情を調査し、差支なき場合に限り縣廳に進達すべきこととなつてゐる。然るに舊鹿兒島藩内には寺院は維新以來一切廢止となつて居り、従つて各派の説教は悉く民家を借受けるの外はなかつたので、説教はすべて出願の上當



局の許可を得なければならぬ結果となつたのである。こゝに於いて當局もこの實情に即し、上司に稟議の上、明治十一年五月自今民家に於ける説教も届出を以て足ることゝしたが、翌年二月に至つて、その届出は所轄署に少くとも三日以前になすべきことゝ定めた。

かくの如く士族の迫害のみならず、規則によつて説教の開講は煩雜な手續を要し、戦後の布教も容易ではなかつたが、かゝる當局の取締は當時の情勢に即した已むを得ぬ處置であつたものと思はれ、むしろ當局としては士族の迫害より僧侶を保護するの立場にあつた。例へば、前記十一年二月の達には、方今各宗教導職各所へ出張説教候に付きては、自然不都合の儀有之候ては不相成候條、戸長一人臨席すべしとあり、戸長の臨席は説教の監督といふよりも、士族等の妨害による混亂を豫防せんがための處置と推察されるのである。なほこの戸長臨席の制は同年十二月限り廢止された。元來戦後の主として他縣出身者より成る新縣當局者は當然宗派に對する先入的觀念の如きは持たなかつたであらうし、この點各派の布教は戦前に比すれば比較的好條件に恵まれたものと見るべく、未だ士族一般の反感は熄まなかつたとは云へ、永年の

當局の立場

眞宗本願寺派の開教

禁遏政策にも拘らず、なほ絶えなかつた一部熱烈なる信者を基礎として、縣内の開教は着々と成功を収めて行つたのである。

別院の建設

先づ眞宗各派の布教についてみるに、本願寺派に於いては十年十月以後開教使伊勢田雲嶺は暉峻普瑞等を伴つて來縣し、鹿兒島東千石馬場に假掛所を設け、開教使事務員計四十三名を以て布教に當り、翌十一年八月同町内の島津久芳邸の地所を購入し、九月當局の許可を得て別院を建設した。地方の布教

諸派の進出と信者の争奪

は禁制時代以來存續してゐた各所の講を基礎として行はれたが、當時これらの講の内には例へば谷山御鏡講の如く異端の一派の影響を受けてゐるものがあり、先づこれらのものを轉歸せしめるために周到な努力が拂はねばならなかつた。更にまた大谷派や興正派の進出によつて信者の間には教儀上の疑惑が生じ、これがため同派より大谷派に轉ずる者も續出し、各所に紛擾を惹起し、信者の争奪が演ぜられるに至り、一時教界は混亂を極めたのであつた。例へば鹿兒島近在の南煙草講、加世田の二十八日講、串木野説教所、南方説教所等の紛争があり、その多くは信者が本山より下附せられた講佛、消息の類を携帶して大谷派に轉ずるより起つたものといふ。また信者の間にも轉派のた



## 説教所の設立

め或は親戚の交を絶ち、或は夫婦離別する等の悲劇が各所に演ぜられたといふ。併し乍らこれら諸種の困難にも拘らず布教は着々と進められ、明治十三年六月頃には既に檀家十二萬餘戸、信徒五十萬餘を數ふるに至つたと稱されてゐる。なほ布教は當初は主として民家に於いてなされたが、既述の如く煩雜な手續を要したのみならず、漸次信者の増加するにつれて一定の布教場を必要とするに至り、十年十一月設立の薩摩郡東郷船倉町説教所を初め、十一年中に三十二、十三年中に四十九の説教所の設立をみた。なほそれ以前九年末に設立されてゐたものに諸縣郡高城説教所及び秋目説教所があり、十三年現在に於いて説教所の數は八十四に達した。その内志布志の説教所は十四年三月(本縣統計書には十三年十二月とあり)寺號を許されて金剛寺となり、以後寺號を許されるもの相つぎ、二十一年末の統計によれば縣下の寺院總數三十九の内、本願寺派に屬するもの二十二を數へてゐる。大谷派に於いては本願寺派にやゝ遅れて明治十一年六月頃細川千巖を鹿兒島布教主任として差遣し、細川は大門口の舊假別院が既に戦火のため灰燼に歸してゐたので、現在の新町に土地を借入れて假別院を建て、十一月竣工開院式を擧げた。細川はその竣工を俟たず九月

## 寺院の建立

## 大谷派の布教

## 渥美契誠

辭職したが、後任として渥美契誠が來縣して銳意開教に努め、翌十二年五月には新法主現如が下向して戦死者の追弔法會を親修する等のことがあつた。

## 説教場

## 大谷勝尊の巡教

而して布教使は縣下各地を巡回して開教に當り、既述の教儀上の問題等によつて本願寺派より多數信者の轉派を得、説教場の設立は十一年二月の宮崎説教場の開設以來翌十二年九月迄に二十五の多數に及んだ。ついで十四年二月、連枝大谷勝尊が下向して日置川邊兩郡を巡教し、これがため同派に歸依する者續出したが、隨行の渥美契誠は同月二十四日知覽郡村に於いて説教中病に倒れ、遂に立たなかつたのである。なほ同派は明治十五年頃より監獄の囚徒にも説教を開始し、十七年四月監獄本署内に説教場を建設して縣に寄附し、囚人教化に努めた。その後二十一年十月には別院本堂の本建築成り、二十三年五月二十二日、本山執事渥美契縁の臨席を迎へて遷佛會並に天牌奉安式を舉行し、渡邊知事も來賓として臨場祝辭を述べた。かくて同派も亦着々とその地歩を築いて行つたが、明治二十一年本縣統計書に現れた寺院の數は未だ二箇寺に過ぎず、即ち出水郡獅子島の眞光寺は十八年八月、同郡浦底村正覺寺は十九年一月の創建にかゝるものである。眞宗興正派も明治十一年十一月

## 囚人教化

## 大谷派別院



鹿兒島小川町に別院を開設し、斯くて三派並進、薩隅に於ける眞宗大發展の基礎を築いたのである。

名刹の復興

その他廢佛の際滅却された各宗寺院の内、一部の名刹も亦この間に相ついで復興した。即ち鹿兒島の相國寺臨濟宗が明治十一年一月再興したのを初め、同年五月福昌寺曹洞宗、十月長島の長光寺曹洞宗が復興し、次いで十二年中に志布志の大慈寺臨濟宗と鹿兒島の最大乘院眞言宗の二寺、十三年中に鹿兒島の常樂院天台宗、南林寺曹洞宗、野田の感應寺相國寺末、出水の龍光寺福昌寺末、伊集院の妙圓寺曹洞宗の五寺、十四年十月に鹿兒島の不斷光院淨土宗、十六年中に鹿兒島の淨光明寺時宗と種子島西之表の本源寺日蓮宗の二寺が何れも再建されたのである。他に出水の淨圓寺も明治十二年以前に復活した。〔補説〕かくて明治二十一年に於いては、縣内の寺院は眞宗三派の別院を含めて三十九、その内眞宗本願寺派二十二、同大谷派三、同眞宗派一、曹洞宗四、臨濟宗三、淨土宗二、眞言宗、天台宗、時宗、日蓮宗各一となつたのである。即ち縣内寺院の三分の二は新立の眞宗寺院に屬し、他宗の寺院は漸くその一部を復興したとは云へ、眞宗各派の壓倒的勢力には既に及ぶべくもなかつたことが知られる。

明治二十一年の寺院數

三分の二は眞宗に屬す

〔補説〕 以上主として明治二十一年本縣統計書の記載による。たゞ相國寺の再建は同書によれば本文記述の如く十一年一月であるが、明治十二年の本縣統計一覽表には同寺の名稱はなく、記述の如く薩隅では福昌寺・長光寺・淨圓寺の三寺のみである。而してこの福昌寺の名は二十一年統計書には出てゐない。

その後縣内の寺院は逐年増加の一途を辿り、明治三十年には寺院總數七十、内眞宗寺院五十三となつた。而してこの年本願寺派別院の改築あり、四月新法主大谷光瑞の下向を迎へて慶讃會を執行したが、時に別院當局は島津家との關係を疏通し、以て縣下士族の反感を緩和せんとし、大谷光瑞は磯邸に島津忠義を訪ひ、玉里邸に島津忠濟を訪問した。爾來縣下士族の眞宗に對する反感は次第に緩和し、同派に歸依する者も多く、寺院建設の氣運も大いに促進されたといふ。當時なほ縣下の村長は殆んど士族に占められ、その盡力がなければ寺院の建設は殆んど不可能であつたのである。また從來新寺の創建は原則として許されず、従つて従前一寺をも持たなかつた眞宗各派の如きは多くは他縣より同宗派の寺院を移轉せしむるか、或は廢寺の寺號を買收して移轉の名義を以て寺院を建設して來たのであつたが、その手續が甚だ煩雜であつたのみならず、容易に之を求め難かつたので、同派別院では加納知事を経て

大谷光瑞の島津家訪問

士族の反感緩和す

新寺創建の難



特に新寺創建を認めらる寺院の増加

政府に請願し、特に縣下に於いては新寺創建を認められることとなつた。以來明治三十年代に於いて説教所の寺號公稱を許されるもの續出し、明治四十三年には縣下寺院總數は百五十に達し、内百二十九は眞宗に屬するに至つたのである。昭和十年末現在に於いては、總數百九十四寺、内眞宗百六十六(本願寺派一、二、六、大谷派二、三、興正派一、五、其他三)を占めて依然壓倒的多數を制し、次いで曹洞宗十、淨土宗六、臨濟宗、眞言宗、法華宗各三、時宗、日蓮宗、天台宗各一である。

説教所の増加

なほ説教所の數は明治三十二年現在總數七十四、内眞宗本願寺派四十、同大谷派三十で、これまた兩派がその殆んど全部を占めてゐたが、昭和十年末現在では總數百二、内大谷派三十一、本願寺派二十三、興正派十七、其他の眞宗各派七、淨土宗七、眞言宗六、日蓮宗四、曹洞宗三、天台宗、臨濟宗各二となつて居り、眞宗興正派の増加が認められる。

### 第五節 基督教會

基督教と本縣との關係は、古くは天文十八年フランシスコ・サビエルの鹿兒島渡來に迄遡られ、しかもこれがかの熾烈なる我國近世初期切支丹傳道の口

浦上教徒を預けらる

火となつたのであつたが、その後嚴重なる禁遏によつて教徒は殆んどその跡を絶ち、僅に甌島の一部に舊教に屬する一種の祕密教團が存続したと傳へられてゐるのみであつた。維新後の政府も當初はなほ禁遏政策を維持せんとし、明治初年肥前浦上村教徒檢舉の事があり、二年十月鹿兒島藩もその内二百餘人を分預せられたが、その後漸く基督教の布教は事實上承認せられるに至り、遂に本縣にも明治十一年以來基督教會の設立をみるに至つたのである。

最初の基督教會

本縣最初の基督教會は、戦後早々の明治十一年一月、鹿兒島東千石馬場に創立された伊々斯々正教會であつた。同町内には略、時を同じうして眞宗本願寺派の別院が建設されて居り、從來禁遏されてゐた兩教派が今や舊士族屋敷地帯の同一町内に期せずして各、その最初の地盤を求めたのである。つゞいて同年六月山下町に美以教會が、十四年七月和泉屋町に日本基督教會が創立された。その後明治二十四年二月、大島郡伊津部村、大熊村、知名瀬村に天主教會が創立され、これが後年大島に於ける天主教隆盛の端緒となつた。更に同年六月より二十七年五月迄の三年間に五つの教會が縣下各地に創設されたが、明治二十七年統計書により、これら諸教會の名稱、位置、創立年月等を誌すと

大島の天主教會



次の如くである。〔補説〕

名	稱	位	置	創立年月	教		信者
					邦人	外人	
伊々斯々正教會	鹿兒島市東千石馬場	同市	山下町	明治十一年一月	三	一	二八四
美以教會	同市	同市	和泉屋町	同 十一年六月	一	一	三二
日本基督教會	同市	伊津部村、大熊村、知名瀬村	同 十四年七月	同 十四年七月	四	一	四九
天主教會	大島郡	鹿兒島市山下町	同 二十四年二月	同 二十四年六月	一	三	一八〇
天主教會	平佐村	天辰	同 二十五年一月	同 二十五年一月	二	一	二一九
美以教會	加治木村	反土	同 二十五年九月	同 二十五年九月	一	一	四
基督教會	東志布志村	帖	同 二十六年二月	同 二十六年二月	一	一	四
基督教會	隈之城村	向田	同 二十七年五月	同 二十七年五月	一	一	一一

〔補説〕 明治二十七年統計書には前掲の外、單に「新教」として串木野村上名所在、明治二十三年二月創立、信者十三名と誌されてゐるが、教師の数は記されてゐない。

五年後の明治三十二年末には縣下の教會總數は十二となり、その内天主教會七、基督教會二、聖公會正教會美以教會各一である。之を地域別に見れば、大島郡の五（天主教會）最も多く、鹿兒島市の四之に次ぎ、薩摩郡二、始良郡一であつ

大島郡の天主教會

昭和十年の諸教會

大島に於けるカトリック教の衰微

て、既に大島郡に於ける天主教會の優位が顯著になつて來てゐる。明治四十四年末に至つて教會總數は二十四に増加し、その内十四は天主教會に屬し、更に天主教會中の十は大島郡に設立されてゐた。

大正以後に於いては、最早教會數は著しい増加を示さず、昭和十年末に於いて總數二十九、内天主教會十六を占めて依然最多數であり、他の諸教派は遙に少く、即ち日本聖公會、日本メソヂスト教會各三、日本基督教會二、ハリスト正教會、日本組合基督教會、東洋宣教會、日本バプテスト教會、救世軍各一である。その分布の状態も亦從來と變らず、大島郡に於いては總數十四、内天主教會十三に達し、次いで鹿兒島の八である。併し乍ら大島郡に於けるカトリック教團に於いては昭和九年以來動搖を來し、熾烈なる排斥運動が展開され、多數の信者は棄教し、外人宣教師等も凡て引揚げて、昭和十年に於いては教會の形骸のみが残つてゐたに過ぎない。即ち信者數より見れば同年末の總數千七百七十七名、内日本メソヂスト教會五百一名を占めて第一位に在り、教會數に於いて絶對多數を占める天主教會の信者數は四百十五名に低減した。



明治二十二年  
大正十一年  
大正十一年  
大正十一年

明治二十二年帝國憲法の發布は我が國本を明徴し、謨訓を垂示せられたものとして、近代史上劃期的事實たることは云ふまでもない。之と共に、本縣に於ても、憲法發布並に皇室典範御治定奉告勅使として、同年二月十三日書記官肝付兼弘は照國神社、同十四日新田神社、枚聞神社へ參向、また收稅長中田直慈は十五日鹿兒島霧島兩神宮へ參向し、尙渡邊知事は、特に十三日前左大臣島津久光墓前へ參向したのである。また翌年、第一回帝國議會召集せられ、多年宿望の民權は爰に伸暢の機に達したが、相前後する府縣制、郡制、市町村制の公布は、地方自治體の發達にとつてその根基を爲し、國運進展の基礎は之によつて成つたのである。殊に町村制は町村の大合併を先行せしめたから、廢藩置縣

## 第二編 縣政の伸展

### 第一章 時代の概観

#### 第一節 縣政の充實

明治二十二年帝國憲法の發布は我が國本を明徴し、謨訓を垂示せられたものとして、近代史上劃期的事實たることは云ふまでもない。之と共に、本縣に於ても、憲法發布並に皇室典範御治定奉告勅使として、同年二月十三日書記官肝付兼弘は照國神社、同十四日新田神社、枚聞神社へ參向、また收稅長中田直慈は十五日鹿兒島霧島兩神宮へ參向し、尙渡邊知事は、特に十三日前左大臣島津久光墓前へ參向したのである。また翌年、第一回帝國議會召集せられ、多年宿望の民權は爰に伸暢の機に達したが、相前後する府縣制、郡制、市町村制の公布は、地方自治體の發達にとつてその根基を爲し、國運進展の基礎は之によつて成つたのである。殊に町村制は町村の大合併を先行せしめたから、廢藩置縣

憲法發布と本縣

町村制の施行と町村大合併



郡制縣制の施行

にも匹敵すべき改革といはねばならない。之と共に、教育、産業、交通、社會各方面に亙る諸般の自治的施設は整備充實し、地方社會の内部機構はその完成に向ふこととなつた。本縣に於ては、明治二十二年市制、町村制實施以來、三十一年に至つて、郡制、縣制共に實施の期に至つた。即ち、市町村制の實施は渡邊知事、郡制、縣制の實施は加納知事の時に當り、この三大地方制度の實施には實に前後十年の歲月を要してゐる。斯くして、縣政の大本はこの期の始に當り稍、確立を見たが、その機能の發揮、運用の狀況は、時代と共に大なる推移を閱しなればならなかつた。

明治二十年代初期に於て、極めて特徴的な事實は政黨の軋轢であらう。政黨の起源は國會開設運動に始り、立憲政治の獲得を目指して、自由民權論をその理論的根據としたが、當時の國內事情は之を促進するに與つて力があつた。既に明治十三年頃以來、政社の勢力の團體を萌せる本縣に於ても、この全國的風運に乘じ、國會期成同盟運動は諸處に展開され、やがて進歩主義を標榜し、改進黨を指す等種々の有志者の團結を生んだ。之等は幾度か起生改轉を経て、明治二十二年以後は、一は當路防衛的なる一派と之に對する進歩主義者

政黨の軋轢

吏黨民黨の相剋

の一派となつた。即ち所謂吏黨、民黨の二派の相剋軋轢がこれで、その抗争は中央政局の變動に纏綿して、彌熾烈の度を加へたのである。第一、二回衆議院議員選舉の當時、その勢は猛烈を極め、その餘弊は地方行政の百般に波及し、又郷關隣保の舊慣を破壊したことも少くなかつた。その状態は、二十五年臨時總選舉の時に至り、遂に頂點に達し、加納知事の言を借りるならば、從來團結の固かりし當縣下の如き、民黨吏黨の兩派に分裂して互に相鬪ぎ、黨勢擴張の結果は二種の機關新聞を刊行し、甲は乙非紙上に鏑を削ると同時に、教員政略、小作政略、寺院政略、醫師政略、旅店政略、杯と稱へ、此を押し彼を排し、黨略術數到らざる處なく、縣廳郡衙亦皆渦中の一派として、前後三裘葛唯紛々擾々の間に渡過し了りぬとの、云ふに忍びざるの紛擾を醸成したのであつた。

然るに明治二十七年一度び外征の舉起るや、闔縣の國民的自覺を促し、兩派の感情遽に融解し、二十七年總選舉以來警察當局は嚴正公平に職務を執行せしはもとより、理事者と縣會との衝突は影を潜め、嘗ては不認可權を弄して、議會議の決議を壓した状態も、一變して當路の施政は即ち縣會の輿論と一致するの狀況を現出した。加之、新領土臺灣に對する本縣の關係は、帝國西南の

二十七年戰役と兩派の融和



鎖鑰としての地位に對する自覺を促し、一方民間の有志者は、多年黨争の爲め費消せるの力を殖産教育土木等に移し、後に殖産知事と謳はれた加納知事率先して諸般の治績を挙げたので、縣下の教育勸業の前途は、之を他府縣に伍して少しも譲らざるの盛運に嚮ふことゝなつた。由來、本縣は尙武の志操に富み、之に關する舊藩の政策は深く民里に滲透し、その徹底の狀は日常行事の末にまで及べる狀況であつたが、一方その氣風發達の反面には、實業輕侮の弊が伴つたことは否定できない所であつた。即ち農業蠶業畜産業水産業等は日清戰役以前に於ては比較的幼稚に屬し、海陸滿目の遺利はその利用を得ず、殊に商工業の方面に於ては、久しく停滯の狀況に置かれてゐたといつてよい。明治中期以後、人口の急激なる増加、生産規模の擴大、資本の集中、資本主義的經濟の發達は、各府縣競争場裡に本縣の産業の進歩を亦しかく停滯的狀態に甘んせしむるを許さなかつた。時恰も加納知事の如き良二千石を得て、その督勵勸導宜しきを得たことは、實に時宜に適したものがあつたといはざるを得ない。

日清戰爭後徐々に發達した國內經濟の充足は、當然販路の擴張を海外に求

めしめ、且つ遼東半島の還附はわが國の大陸進出に重大なる決意と刺戟とを與へ、我が産業の發展を助長した。又三億六千萬圓の償金は國內企業熱を昂揚し、之に伴ふ富の集中、信用の増加、外資の輸入等の諸事象は、必然的に我が資本主義經濟の活動を旺盛ならしめたのである。この國力の伸張は、日露戰爭を通じて更に大陸に於ける地位を確立せしめ、一方國內的には戰費二十億圓の費消による資金撒布と戰勝氣分をあふり、三十九年前後未曾有の企業熱を勃興せしめた。この間、特に著しい發達を遂げたものは、輕工業の發達で、夫々近代的會社機構に依て長足の發達を促された。本縣は元來農業縣であり、始め熊本縣に學んだ普通農事は三十年代に至つて、既に試験の域を脱し、守成の時期に達したが、三十七八年戰役を契機として、一路増産の途を辿り、且つ技術的には耕地整理事業の進捗、販賣上には輸出米穀の検査制度の確立と相俟つて、頓に顯著な進歩を見せたのである。加納知事が畜馬事業に盡瘁せることは、普く知られてゐる所であり、畜牛其他の方面に於ても、明治四十年頃に至り、産馬事業に劣らざる域に迄進歩した。また從來本縣に於て、比較的其發達の遅れてゐた水産業林業に於ける三十年代以後の進歩も、目覺しいものがあり、



補助政策

蠶業の發達に至つては、明治末期に於て殆んど各郡村とも自主的發展を見る迄に成長してゐる。而して、此時期に於ける産業政策の特色は、各方面に對する補助にあり、時に補助費濫出の譏をさへ招いたが、既に二十年代の始より純然たる保護事業の域を離れてゐた諸事業は之に依つて大に助長されたと云ふべく、阪本知事時代に至つては、此補助政策に檢討を加へ、其率を低め、或は郡村組合等の自營的經營に之を移す等の方針に向つてゐる。一方、工業方面に於ける發達は之を日露戰役後に求めなければならぬが、染織・食料・化學各工業及び鑛業等は、この時を境として躍進せる反面、糖業の如きは外地事業に壓迫されて、却て多大の打撃を被ることゝなつた。而して、既に明治四十年來早くも戰後反動的な不況は萌してゐるが、之より後數年は次に來る可き歐洲大戰時代の産業躍進への過渡期として、其意義頗る大きい。

上述の如き産業上の發達充足は必然的に地方土木事業の勃興を促し、國縣町村各級道路の開發、河川港灣の修築等に於て、多くの新規繼續事業を起さしめた。即ち既に前期間に於て着手の第一回縣下六幹線道路の開發に引續き、第二回・第三回の道路開修工事は續行され、三十九年鹿兒島港灣修築事業終了

土木事業の勃興

工業方面の發達

鹿兒島港修築事業

肥薩鐵道の開通

するや、更に四十四年度以降十ヶ年繼續の道路改修事業が起されてをり、之等は時世の進運に伴つて、縣下富力の充實と人文の啓發に資したのである。試みに明治末年迄に開修を了せるものを見るに、國道三線路延長四十三里餘、縣道三十六線路延長二百六十里、資を投ずること實に二百三十二萬圓の多きに及んでゐる。鹿兒島港の修築事業は本期に於ける土木事業中最大のもので、明治三十四年起工、工費九十一萬圓餘を投じて三十九年に至り竣工を告げてをり、之によつて土砂の浚渫、棧橋の設置、上家の築造等港灣に附隨する諸般の施設も整ひ、船舶の出入、旅客の乗降、貨物の集散に多大の便宜を與へたのみならず、又鹿兒島市に於ける水道事業を併進せしめた。而も、海運事業の發展は之を以て足れりとなすを許さず、猶ほ港内外の施設に向つて將來一段の擴張が期せられつゝあつた。この海運の發達と相聯關せるものは陸上に於ける鐵道の開通で、之こそ第三帝國議會に於ける鐵道敷設法以來の一大翹望であつて、二十五年に於ける鹿兒島市會の請願以來、數次縣市當局が或は請願運動に、或は義捐金の募集に心膽を注いだ所であつた。實に縣市諸般の施設は之を將來の目標として爲された觀があり、鐵道開通の曉にはの聲は土木産業は固



縣市多年の宿望達成

より衛生警察其他の各經營の上に及んでをり、鹿兒島港の修築も全く之を度外しては成立しなかつたであらう。斯くて多年宿望の肥薩線の開通は明治四十二年に至つて達成され、爰に門司鹿兒島間二百二十七哩始めて開通し、本州中北九州との直接の聯絡が成つたのである。之に依つて、直接運輸上の利便大となりしはもとより、經濟上、社會上、文化上諸方面に於ける將來の發展は、全日本の規模の上に約束せられることとなつたのである。

教育に關する勅語換發の意義

扱て今期の教育制度の發達を見るに當つては、其冒頭に於て明治二十三年十月教育勅語換發の事實を銘記しなければならない。即ちその前年二月、不磨の大典帝國憲法は發布せられ、この年十一月第一回國會が召集されたのであるが、この立憲政治の創始の期に當り、右勅語の御下賜ありたることは頗る意義重大とすべきである。この聖勅によつて、國民教育の大本は明示せられ、國民道德不壞の根柢は堅定せられたのであり、爾後の人文の赴く所がこの基礎の上に置かれることとなつた。爾來教育に關する諸般の法規、制度已に具備し、設備は整備したが、これより先き本縣に於ける初等普通教育の施設が久しきに亘り形式的なるを免れなかつたのは事實である。之には明治以後の

本縣初等教育の整備

就學歩合の向上

高等専門教育の具備

師範教育の擴張

中等教育・實業教育の勃興

新教育制度によつて、舊藩來の實質教育、精神教育の傳統が失はれかけたのと、新教育制度の趣旨の徹底しなかつたのと、の兩原因を考へねばならない。併しながら、日清日露兩戰役を契機として國民精神の自覺が昂揚せられるや、此方面に於ける缺陷は制度の徹底完備と相俟つて次第に充足せられるに至り、殊に四十年義務教育年限の延長は、今期初等教育普及の上、一段階を劃したものであつた。その普及程度は明治二十七年當時小學校學齡兒童百人中就學歩合男女平均五十七人六七に過ぎなかつたものが、明治末年には九十八人となつた一事によつても察知するに難くない。この間、高等教育に在つては、三十四年に第七高等學校造士館の設置があり、また鹿兒島高等農林學校も四十一一年に至つて設立を見た。師範教育に於ては、前期以來の男女兩師範學校は三十年代初頭以來の就學の普及と共に、年一年と擴張の要に迫られるの狀況で、男女師範の分立もやがて實現した。次に今期教育上の最大の特長は、中等教育の普及と實業教育の發達とに見なければならぬ。而して、此教育勃興の氣運は前後二期に於いて見る可く、第一は加納知事時代の明治三十年前後に於て、あつた。即ち、既に二十七年設立の第一中學校に次いで、三十年以



女子高等教育の進歩

後三四年にして川内・加治木川邊第二中學校の數校一時に増設され、比較的立遅れの女子高等教育に於ても、三十五年初めて縣立高等女學校の開設を見た。實業教育に於ては、二十七年の鹿兒島市立商業學校の外、縣立鹿屋農學校は二十九年に設立され、大島農學校其他も相次いで設立を見るに至つた。第二は四十年以後に於て、之が原因には日露戰役後の教育勃興の思潮を擧ぐべきであると共に、鹿兒島築港事業等の土木事業に抑制され、久しきに亘り節制を餘儀なくされてゐた教育勸業上の施設に對する積極化が可能となつたことは、より直接の原因であつた。即ち四十年以後、縣は縣會の要望に應へて、縣債償還の繰延増税の負擔、更に新債の累加等をも敢てして、教育勸業衛生上の施設を社會の進運に伴はしむべく、豫算方針に進取の色彩を加へて、縣政の雄大なる發展を期したのである。教育上に於ける之が現としては、師範學校分立に依る新築志布志中學校、第二高等女學校の新設があつた。更に實業教育方面に於ては、市立商業學校の縣移管、縣立商船學校の新設が計劃せられ、前者は不幸實現しなかつたが、縣立商船學校の新設は當時の海事思想の發達に伴ひ、既に數年の懸案であつたので、四十年度縣會の建議を以て翌年直に實現し、四

日露戰爭後の教育勃興

進取の豫算方針

縣立商船學校の新設

實業補習教育其他の發達

縣勢の活動時期

陸海將帥の輩出

十四年に至つては其國營さへも建議せられてゐる。この外、既に義務化されてゐた各種實業學校に對する補助と相俟つて、徒弟學校、實業補習學校の普及を見、一方に於て盲啞教育及び社會教育も、この時期に於て長足の進歩を遂げたのである。之を要するに、明治十年代を経て、二十三年以來縣勢の活動時期に入つた本縣は、日清・日露兩戰役を契機として急激なる伸張を遂げ、その末年に及んで、縣勢の歩武は他府縣に比して一步を輸せんとするの域に進むことゝなつた。又大正以後に於ける縣勢の躍進といふ見地よりすれば、今期はその守成時代とも言へ、來るべき發展は特に日露戰役後、明治末年の間に於て胎動してゐるのを見るのである。この期に於ける日清・日露の兩戰役は本縣の殖産興業に、教育文化各般に涉つて甚大なる影響を與へたが、之と同時に兩戰役に於ける海陸將帥樺山資紀、伊東祐亨、東郷平八郎、山本權兵衛、上村彥之丞、片岡七郎、東郷正路、山田彦八といひ、川上操六、大山巖、野津道貫、黒木爲楨、伊集院五郎といひ、何れも本縣出身者であつたことは、實に明治維新の功臣元勳にも比すべき光輝を放つて、愈々本縣の



外國諸皇族の  
來遊

地位を宇内に發揚する所があつた。而して、本縣が我が本土の南端に位置して、國土の南玄關ともいふべき地理的條件と、この維新の功業に輝く事蹟と、日清・日露兩戰役に擧げられた聲譽とは更に他府縣に見られざる大なる誇を與ふるものである。この事が最もよく縣民の上に自覺せしめられた事は、外國諸皇族の來鷹で、即ち明治二十二年三月には、埃太利皇族ハンリー、同妃兩殿下外六名の巡遊があり、二十四年には露西亞帝國皇太子ニコラス親王殿下の來航があり、更にまた明治三十九年には英吉利王國皇族コンノート殿下の來航があつた。帝政露西亞が積極的に東洋方面に進出せんとするの時、遠く東亞の新興國に對して親交を温めんとし、皇太子ニコラス親王殿下を派遣したことは、當時の我が内外の情勢より見て、實に想像以上の重大事といはねばならない。之を以て、我が皇室におかせられては、有栖川宮威仁親王殿下を御接待係に御任命あつて、その御歡待に萬遺漏なきを期せられたのである。而も、露西亞皇太子ニコラス親王殿下は、ジョージ親王及び希臘國第二皇子ジョージ親王の二殿下を同伴、二十四年四月二十八日長崎着港の後、露西亞艦隊を率ゐて五月六日午前七時鹿兒島港に來航された。山内知事は島津公爵等と共に

露國皇太子ニ  
コラス殿下の  
來航

先づ鹿兒島港  
に御寄航

奉迎し、三殿下上陸あつて、縣廳及び縣授産場に成らせられし後、名山小學校にて棒踊、刀劍等を御覽あつて、次いで磯の島津公爵邸に御成、門内廣場に於いて武者行列、古法射法、犬追物の催等を御覽に入れた。かくて、縣民の心からなる歡待を享け、和氣霽々裡に一日の旅情を慰め申して、夕尅歸艦の午後六時四十分發程、一路北上神戸に向はれたのである。

英國コンノート  
殿下の來遊

露國を破つて國威いや益す我が國に對して、英國は明治三十九年皇族アーサー・オヴ・コンノート殿下を遣して、明治天皇にガーター勳章を御贈進奉ることとなつた。即ち二月二十日、參内して親しく勳章捧呈の後、我が朝野の歡待を享け、各地を巡遊されることとなつた。コンノート殿下坐乗のダイアデム號は東郷黒木の兩接伴員以下隨員等乗艦の吾妻、磐手兩艦とともに、三月三日午前九時三十分鹿兒島灣に投錨した。折しも灣内にありし常盤、千早の二艦及び第一驅逐艇隊、水雷艇等は滿艦飾をなして皇禮砲を發し、陸上の煙火と相應じて之を歡迎、十時四十分上陸、島津忠重公爵、千頭知事以下市長等の奉迎を受け、沿道奉迎の歩兵二ヶ中隊や市民の日英兩國旗の間を縫つて磯の島津邸に着かれた。晝餐の後、殿下は赤十字社鹿兒島支部病院に成らせられ、歸途少

各歡迎の狀況